

倉敷の歴史

第22号

2012年3月

特別寄稿

児島の史誌 編集の記大谷 壽文 (1)

論 文

細川通董の野州家相続とその背景畑 和良 (11)

新禄側の江戸出訴と中島屋本分家の動向

—江戸出訴人源助あて本家平蔵の書状などを手がかりに— …首藤ゆきえ (29)

三島毅・桂父子に関する覚書—中洲翁の遺言とその結末— …太田 健一 (47)

犬養毅と安原太郎—犬養毅の支持基盤を探る—前田 昌義 (65)

聞き書き昭和史

三菱石油水島製油所重油流出事故と

安全への取り組み安田 弘志・高杉 正 (83)

史料紹介

十八世紀後半倉敷の庶民女性が絡んだ事件の資料定兼 学 (103)

史料群紹介

備中国窪屋郡倉敷村大橋紀寛家文書山本 太郎 (112)

アラカルト

宇喜多氏備中領の範囲について森脇 崇文 (126)

報 告

平成22年度歴史資料講座 (129)

新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 (130)

細川通董の野州家相続とその背景

畑 和良

はじめに

細川通董は、戦国期に鴨山城（浅口市鴨方）を拠点に備中国浅口郡を支配した領主として知られる。彼の出自した細川氏は、管領として室町幕府政治の枢要を占めた細川宗家（京兆家）の一門で、二代目持春・三代目教春が「下野守」の官途に就いたことから「細川野州家」（以下「野

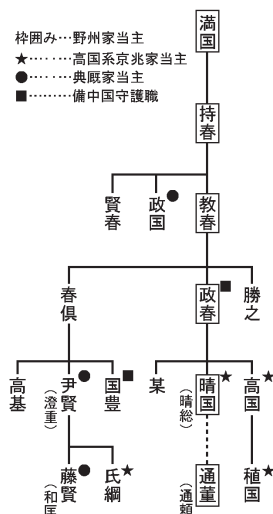


図1 細川野州家略系図
 (『尊卑分脈』掲載系図をもとに筆者が諸史料により補って作成)

州家」と呼ばれている⁽¹⁾。十六世紀初頭、四代目政春の長男高国が京兆家当主に就任して以来、京兆家そのものが高国を始祖とする系統（高国系京兆家）と、阿波国守護細川義春の子澄元、その子晴元と続く系統（澄元系京兆家）に分裂し、長期にわたる主導権争いが展開された。野州家は、この高国系京兆家の歴代当主（高国・晴国・氏綱）を輩出する母体となった一族なのである（図1）。

野州家については、幕府—守護体制や細川一門内の位置づけに関する研究蓄積があり、同家が備中国浅口郡および伊予国宇摩郡の分郡守護であったことを小川信氏が指摘している⁽²⁾。また、細川一門の中でも格別京兆家と強い紐帯で結ばれ、京兆家を補佐する立場にあったことを末柄豊氏が明らかにしている⁽³⁾。野州家末孫に伝来した「長府細川系図」（以下「系図」）に関する検討も田中修実氏に

よって行われ、「系図」が近代成立の編纂物であり、家格誇示のための付会や当主の没年の誤りなど、多くの問題点を抱えていることが確認されている。⁽⁴⁾

しかし、小稿で採り上げる細川通董に関しては、その経歴が「系図」に依拠して語られる状況が続いており、「系図」に表現されている事柄が史実であるかどうかを良質の史料や古伝承に照らして検証する作業が進んでいない。「系図」の抱える問題に気付いた田中氏ですら、『鴨方町史』(一九九〇年)において通董の動向を描く際、「系図」に基づく経歴に一次史料から得た情報を嵌め込む手法を用いているのは、通董関連文書の多くが年欠の書状であるためと考えられる。すなわち、通董の動向について確実性の高い素描をなす前提として、関連文書の年代確定が、課題の一つとして挙げられよう。

こうした状況下、古野貢氏が通董を扱ったものとしては現在唯一の先行論文を著している。⁽⁵⁾ その中で古野氏は、通董が京兆家(細川氏綱)と結合し、その意向に沿って浅口郡の国人を編成し、備中国の支配を追究していたとしている。また、こうした通董の行動は、京兆家の権力基盤である分国の維持を図るためのものという。京兆家と

の関係は、通董について語る際ほとんど省みられることのなかった部分で、重要な指摘と考える。しかし、一方で古野氏は、細川高国(氏綱より二代前の京兆家当主)が権力基盤を畿内に集中化するため地方分国の放棄を行ったとの指摘を行い、その結果切り捨てられた備中国において、通董が生き残るために毛利氏と結び地域権力化していくという道筋を描く。⁽⁶⁾ この指摘は、古野氏自らが概括した氏綱・通董の動向と矛盾している。

古野氏が高国期に備中国が放棄されたと主張する根拠は、永正十五年(一五二八)に備中国守護細川政春が死去した後、その跡を受けて守護に就任した人物を確認できなかった点にある。しかし、永正末年成立の『不問物語』には、同書の成立当時、細川治部少輔国豊(尹賢舎兄。高国の従兄弟)が「備中大守」を勤めていたとの記述がある。⁽⁷⁾ つまり、細川高国が備中国を放棄したとの評価には再考の余地があり、政春死後も高国系京兆家が近親者を守護に任じ備中国の確保を企図していた可能性が認められるのである。ならば、通董の初期動向についても、高国系京兆家(氏綱)による備中国への政治的介入との関連の中で、改めて見直してみる必要がある。

表 1 細川通董関係文書一覧表

No.	年月日	発給者	受給者	出典
発給文書（全時期）				
1	天文18年11月26日	細川通頼	大嶋彦十郎	『備中記』所収文書（畑 和良所蔵）
2	年未詳1月26日	細川通頼	田辺兵衛尉（慶藤）	備中仲田家文書（『岡山県古文書集』第四輯）
3	年未詳4月27日	細川通頼	赤沢左馬助	『備中記』所収文書（畑 和良所蔵）
4	（永禄11年）9月27日	細川通董	村上越前守（島吉利）	『島家遺事』所収文書（福川一徳氏「『島家遺事』 一村上水軍島氏について」／『瀬戸内海地域史研究』第2輯）
5	天正10年11月7日	細川通董	小早川左衛門佐（隆景）	長府毛利家文書（東京大学史料編纂所影写本）
受給文書（太郎宛てのもの）				
6	年未詳3月27日	大内義隆	細川太郎	大阪城天守閣所蔵文書（『華—大阪城天守閣名品集—』）
7	年未詳4月2日	細川氏綱	太郎	長府細川文書（『山口県史』史料編中世4）
8	年未詳5月9日	毛利元就	細川太郎	長府細川文書（『山口県史』史料編中世4）
9	年未詳7月3日	細川氏綱	太郎	長府細川文書（『山口県史』史料編中世4）
関連文書（太郎または通頼の名がみえるもの）				
10	年未詳10月26日	細川氏綱	安倍善三郎	備中安倍家文書（『岡山県古文書集』第四輯）
11	年未詳11月1日	細川氏綱	安倍善三郎	備中安倍家文書（『岡山県古文書集』第四輯）
12	年未詳12月7日	細川氏綱	山名宮内少輔（理興）	三吉鼓文書（『広島県史』古代中世資料編IV）

注1 No.1は『黄薇古簡集』にも載るが、花押影がない。『備中記』所収分には花押影が写されている。
注2 No.2, 10, 11は『鴨方町史』史料編、No.6は出典覧記載の図録に写真が収録されており、花押はこれにより判断した。

注3 No.4は出典覧記載の論文では「某通芳書状」となっているが、同論文掲載の署名図版により「通董」と判断した。

また、古野氏の指摘の多くは、史料から抽出した要素の羅列によって行われ、それらを通董の経歴や地域の政治動向の中で整理し理解する視点を欠く。一部具体的検討が行われている史料もあるが、その解釈にも不審点が多い。すなわち、氏綱や通董の様々な行動を整理し、これを畿内や備中国をめぐる政治状況の中に具体的に位置づけた上で評価し直すことが課題となる。

そこで、以下では通董の家督相続を含む初期の動向につき、事実関係の把握を前提として検討していきたい。なお、通董関連文書のうち、小稿で検討対象としたものを表1として掲げた。以下の叙述で表1掲出史料を用いる際は、「No.○」というかたちで示すこととする。

一 細川通董の登場時期

「系図」によれば、細川通董は初め「通頼」、後に「通董」と改名したことになる。筆者は現在までに、「通頼」の署名が入った文書を三通、「通董」の署名で発給した文書を二通確認している（No.1～5）。通董の花押はNo.5にて確認可能だが、その形状は通頼の花押を縦長にしたものと認められ、通頼と通董は同一人物と考えてよい（図

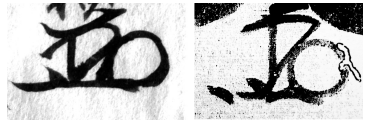


図2 通頼・通董の花押
 (左) No.3 通頼書状写 (『備中記』所載)
 (右) No.5 通董起請文 (毛利元海氏蔵「長
 府毛利家文書」/東京大学史料編纂所
 影写本)

2)。改名時期は未詳だが、永禄十一年(一五六八)の備前国児島郡本太城(倉敷市児島塩生)合戦に關する九月二十七日付書状⁸⁾(No.4)が、今のところ「通董」の初見史料である。

次に通董の出生から家督相続、備中国での活動開始に至る経緯について、「系図」の示すところ

をみておきたい。すなわち、通董は天文四年(一五三五)晴国の子として誕生したという。翌年晴国は死去するが、野州家の家督は通董ではなく輝政(初名「通政」)が継承し、通董は伊予国宇摩郡川江城(愛媛県四国中央市川之江町)に移ったとされる。輝政は「系図」では晴国の従兄弟とされておき、天文二十二年(一五五三)に没するまで当主を勤めたことになっている。通董は輝政の死を受けて野州家を相続し、永禄元年(一五五八)毛利氏に従属、翌年川江城を引き払い備中国浅口郡へ移ったという。

田中氏は『鴨方町史』の中で、右の伝記に基づいて通董の初期動向を叙述する。古野氏も「系図」によって天

文五年の晴国没後に輝政が家督を継承したと判断し、No.9(17頁掲載)を輝政相続時(天文六年七月)の文書とする。ところが、古野氏は同一論文の別の箇所でも、同じNo.9を根拠に通董が天文初年頃野州家後継として備中国に入り、浅口郡を中心とする地域の国人結集の紐帯になったとも記す。古野氏の言説には、矛盾する解釈が混在しており、真意が理解できない。要するに、「系図」が描く通董の家督相続年代と経緯について、真偽を検証した成果は今のところ示されていないと言ってよい。

それでは、通董の書状や彼の名が記されている文書からは、いつ頃彼が野州家当主としての活動を開始していたと言えるだろうか。通董関連文書のうち年紀の記された最古のものは、天文十八年(一五四九)十一月二十六日、通董自身が直状形式で発給した感状⁹⁾(No.1, 24頁掲載)である。感状は、將軍や領主家当主が軍事を通じて家中や幅広い領主層を自らの元に結集しつなぎ止めるための道具であり、その性質上感状発給は軍事編成・戦功認定体系の頂点に位置する領主家当主の専権事項であった。よって、No.1の存在は、天文十八年の時点で通董が野州家当主だったことを示すものと評価できる。また、通董

の名がみえる史料として、高国系京兆家当主細川氏綱が備後国神辺城（広島県福山市神辺町）城主山名宮内少輔理興に差し出した書状（No.12）も残っている。

【No.12】細川氏綱書状

至備中尼子取出属存分之由、尤珍重候、連々御入魂之事候間、此砌弥御馳走憑入候、猶通頼可有演説候、恐々謹言

十二月七日

氏綱（花押3A）

（理興）
山名宮内少輔殿

申給へ

尼子軍が備中国へ侵攻し思うままに勝利したことを喜んで氏綱が、さらに尼子方として尽力するよう山名理興に依頼したものである。文末に「猶通頼可有演説候」の文言があり、「通頼」こと細川通董の姿を確認できる。年欠の史料だが、氏綱が高国系京兆家の当主となってい

2型



3A型



3B型



図3 細川氏綱の花押

2型 = 『国史大辞典』第12巻（吉川弘文館、1991年）所載図版
3A型 = No.12「三吉鼓文書」十二月七日氏綱書状（広島県立文書館架蔵写真帳）
3B型 = 「岡本文書」十二月二十七日氏綱書状（東京大学史料編纂所影写本）

ることから、先代晴国の死去する天文五年八月以降、山名理興が健在なことから、理興が大内義隆に攻め滅ぼされる天文十八年（一五四九）九月以前、すなわち天文五十七年の間の史料と判定できる。実は、細川氏綱はこの間に花押を変更しており、その変遷を見極めることでNo.12の発給年代を絞り込むことができる（図3）。

No.12に捺されている花押3A型は、天文十五年（一五四六）九月の年紀をもつ禁制および下川雅弘氏によつて天文十九年（一五五〇）に比定された十月十五日付書状⁽¹³⁾に使用されていることから、天文十五〜十九年を中心とする時期に使われたものとみられる。この3A型に近似するものとして、デザイン化を進めたもの（3B型）もある。具体的には、中央ハシゴ状部品の上辺が右の円状部品に向かつて突き出た箇所を、角状の塗りつぶしに変更している。3B型は、天文二十三年（一五五四）に比定される三月二十日付書状⁽¹⁴⁾にみられることから、天文二十年以降晩年まで用いたものと推定される。

一方で、氏綱の花押には3型とやや異なるものも二種類存在する。一つは「福田家文書」八月四日氏綱書状⁽¹⁵⁾に使われており、小谷利明氏が最初期の花押と推定してい

る¹⁶（1型）。もう一つは、八月十五日付で大山崎惣中に対し「巻敷并青銅二百疋」の礼を述べた書状¹⁷（参考1）などを使用されている花押である（2型）。2型は、3型に比べて中央のハシゴ状部品の横棒が一本少なく、右の円状部品の中に墨線が突出し、上辺に加えられた墨点の位置も左斜め上になっている。参考1の年代は、「猶玄蕃頭可申候也」という風に副状発給者として細川上野玄蕃頭国慶が示されていることから、国慶が討死する天文十六年（一五四七）十月六日以前¹⁸のものと思われる。参考1の副状（八月十六日付¹⁹）に捺された国慶の花押は、天文七年（一五三八）十月十六日付禁制に彼が用いている花押とは形状が異なる。これに加え、天文十五年九月以降、氏綱は3A型を用いているのだから、参考1は当然それ以前のものである。よって、参考1は天文八〜十五年の間に出されたものと確定する。氏綱・国慶の文書と一緒に大山崎惣中に与えられた八月十六日付遊佐長教書状²¹に細川晴元への対決姿勢が示されていることも考慮すると、参考1は長教が氏綱と結んで晴元への敵対行動を開始した天文十五年八月²²のものと考えられる。

つまり、氏綱はある年代から天文十五年八月まで参考

1に捺されている花押2型を用いており、同年九月までの間に花押を3A型に変えたのである。

こうした氏綱花押の変遷を考慮すると、3A型花押が捺されたNo.12は、天文十五〜十七年の間に発せられたものと判断できる。この間、備中国に対する尼子晴久の軍事力行使が史料上判断できる年は、天文十六年以外にないように思われる。（天文十六年）十二月二十六日小原隆言書状²³によると、この頃「雲州衆」が備後国「境目」に在陣しており、大内・毛利方が軍略によって退散させている。ちょうど同時期の天文十六年十月、備中国英賀郡²⁴ 菅兵衛尉を失う痛手を蒙っている。三浦氏は当時大内義隆と結んで尼子軍と対峙していた国衆なので、²⁵ 皆部で交戦した相手が備後国境付近に進出中の尼子軍だった可能性は高い。以上の考察から、No.12は天文十六年のものと考えられる。今のところ史料が、通董の実名を記したのものとしては最古の史料ということになる。

ところで、「系図」は通董の通称を「太郎」とするが、その真偽も確認しておきたい。細川太郎宛て文書の中に

は、彼の立場を明示する次のような史料が存在する。

【No.9】細川氏綱書状写

安房守殿家督之事、如先々可有御存知事肝要候、猶

掃部助・赤沢源次郎可被申候、恐々謹言

七月三日 氏綱（判）

太郎殿

先述のとおり、古野氏はこの文書を細川輝政の家督相続時のものと考え、その内容について「本史料の野州家督の件は、晴国から通董ではなく、輝政へ継承されることを認めるよう、氏綱から出されたもの」と解釈する。平たく言い直すと、本来晴国からその子通董に受け継がれるべき家督を、輝政に継承させることについて、通董に理解を求めたものと考えているようである。

しかし、No.9の内容は、当時の文法に沿って解釈するとこのような意味にはならない。中世文書における「存知」の文言には「支配」「進退」の意味があり、多くの用例を拾うことができる。⁽²⁶⁾これを踏まえて史料を読み直すと、No.9の意味は「安房守殿の家督を、以前のとおり御進退なさることが肝要であります」となる。要するに

No.9は、細川氏綱が細川太郎による「安房守殿家督」＝

野州家の相続を認め、先代に引き続いてその所領・被官等を進退するよう命じた文書ということになる。

つまり、細川太郎とは、細川氏綱の活動期間中の野州家当主ということになる。氏綱の活動期間といっても長きに渡るが、太郎がどの時点までに当主となっていたのかは、その他の太郎宛て文書によって判断できる。

一つは、No.6の大内義隆書状だが、義隆は天文二十年（一五五二）八月に死去するので、この書状は当然同年以前のもので言うことになる。また、No.7（四月二日付）は細川氏綱が細川太郎に与えたもので、「随而最許之儀調略之事、至丹州佐治、内藤者三月十三日入国候、然者城撰泉之儀、急度申付候」と畿内情勢が語られている。従来この文書は、丹波国内の合戦について記述されていることから、天文二十一年（一五五二）の三好長慶による丹波国八上城（兵庫県篠山市）攻めの折のものとしていた（註（4）文献）。しかし「丹州佐治」（兵庫県氷上市）に内藤氏が「入国」するとある以上、書状執筆当時内藤氏は本拠地丹波国八木城（京都府南丹市）を離れ、国外にあってと考えられる。内藤国貞は天文七年（一五三八）に細川晴元によって八木城を追われるが、同十四年（一五四五）

四月頃「丹波江内藤牢人出張」とあり、再起を図って丹波国の「所々」へ侵入している。⁽²⁹⁾ 氏綱が「城撰泉」への対応について記す部分も、同年五月ごろ氏綱が細川国慶の率いる軍勢を山城国宇治・井手（京都府宇治市・綴喜郡井手町）へ攻め込ませた事件と関連する可能性が高い。よって、No.7は天文十四年四月に発給されたものと考えられることができる。

【No.10】細川氏綱書状

〔安倍善三郎とのへ 氏綱一
(包紙ウラ書)〕

就今度下国、馳走神妙候、对太郎殿、(細川) 別而可抽忠節
事肝要候、猶大嶋左兵衛入道可申候、謹言

十月廿六日 氏綱（花押之）

安倍善三郎とのへ

No.10は文中に「太郎殿」の存在が示された文書だが、氏綱の花押形状（2型）および日付から、天文十四年（二五四五）以前のものと判明する。この史料は、政春の代から野州家に従う浅口郡の在地領主安倍氏⁽³¹⁾に対し、「太郎殿」に忠節を尽くすよう氏綱が指示する内容を持つ。このころ既に細川太郎は、野州家恩顧の領主に擁立され、彼らの「忠節」の対象となる立場にあった。

以上に加え、細川太郎の家督相続を伝えるNo.9（七月三日付）がNo.7（天文十四年四月二日付）に先立って発給されたと考えられることから、細川太郎は天文十三（二十年（一五四四）五二）段階の野州家当主と考えられる。この時期は、細川通董が「通頼」の名で活動している期間（天文十六（十八年前後）と一致する。また、十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて成立したとみられる「長州妙青寺日記」⁽³²⁾に「太郎殿後細川下野守通董卿ト号シ」とあって、「系図」成立よりはるか以前から細川太郎を通董の通称とする認識が存在したことも確認できる。よって、細川太郎とは通董を指すものと考えられる。

ここまでの検討をまとめると、細川通董は初め太郎通頼を称し、天文六（十三年）の間に野州家家督を継承したものと結論できる。つまり、通董は「系図」から想定されていた家督継承年代をはるかに遡る時期から、野州家当主として細川氏綱を補佐し、野州家に従う浅口郡内の領主たちを軍事指揮する立場にあったのである。

二 晴国没後の野州家の状況

以上の考察からすれば、天文五年から同二十二年まで

の野州家当主を輝政（初名「通政」）とする説は、史実と矛盾しており、再検討を迫られることになる。少なくとも、天文十三（二十二年）の間の当主在任については、誤りというほかない。そもそも、天文年間の野州家に輝政・通政といった人物がいたことを裏付ける良質の史料は、今のところ見当たらない。つまり輝政については、実在したこと自体が確認できないのである。

この件に関しては、No.9にみえる「安房守殿」を通董の先代当主の固有名詞とみて、これが「系図」において「輝政」の名で表現される人物に該当する、と考える向きもあるだろう。実際、その可能性は皆無ではない。

ただし、現在「野州家」と呼ばれているこの家系は、細川政春が安房守の官途を得て以来「安房」「房州」を家号とした模様で、以後この家系の出身者はこれを冠した名で世人から呼ばれた。⁽³³⁾すなわち、No.9の「安房守殿」は特定人物を表現したのではなく「細川房州家」を意味する可能性も残されており、No.9のみを根拠に晴国と通董との間に「細川安房守」なる当主がいたと強弁することも難しい。このように、野州家の家督が通董に委ねられるまでの経緯については、不明な点が多い。

冒頭で述べたとおり、野州家は高国系京兆家歴代当主を輩出した家である。享祿四年（一五三二）六月、細川高国が細川晴元（澄元系京兆家）に敗れて自害した後、既に野州家を継いでいた高国の舎弟晴国が、高国系京兆家の跡目に擁立された。晴国は丹波国八上城の波多野秀忠を味方につけ、兄の仇敵細川晴元を討つため京都近郊に何度も攻め込んでいる。⁽³⁴⁾しかし、天文五年八月二十九日、晴国は摂津国衆三宅国村の裏切りに遭い、弟（実名未詳）や重臣もろとも切腹に追い込まれた。⁽³⁵⁾この時、晴国は四十三歳だったと「系図」は記すが、これも誤りで、実際には齡わずか二十一歳で死去したことが良質の史料に記された生年から算出できる。⁽³⁶⁾

この事件によつて、高国系京兆家は「細川の行流一旦相果かと皆人申候なり」（「細川両家記」）と言われるほどのダメージを蒙り、晴国の実家野州家も逼塞を余儀なくされたとみられる。なぜならば、晴国兄弟自害直後の野州家嫡流は、ほぼ族滅に近い状態にあったと考えられるからである。晴国兄弟の父政春は、晴国出生から一年後の永正十四年八月に病に倒れ、翌年一月六十三歳で死去している。⁽³⁷⁾晴国誕生から病臥するまでの期間を考えると、

政春に晴国とその弟に続く子息がいた可能性は低い。また、享年二十一歳で死亡した晴国に子息がいたとしても、十歳に届かぬ幼児しか想定できない。野州家嫡流の家督が通董に決するまでの経緯が不透明な原因は、晴国とその近親者が細川両家の乱に巻き込まれ、若くして横死してしまったことに求められるように思われる。

これに関連して、先にも引用した「長州妙青寺旧記」に、混乱の一端を示す伝承を見出すことができる。すなわち、天文十八年ごろ細川両家の争いに敗れた「晴元卿」の子息「太郎殿」（通董）が、「伊予ノ河野殿ハ御母儀方ノ伯父タルニ依リ」河野氏を頼って伊予国に居住していたと記している。この記録は、野州家凋落のきっかけとなった細川両家の抗争を、晴元・氏綱の抗争段階と勘違いしている上、通董の父を晴元としており、事象・人物の比定に混乱がみられる。だが、後付けとみられる個別の人名を取り去り本質を抽出すれば、「細川両家の争いで敗れた側の当主の跡継ぎが、母方の伯父を頼って伊予国にいた」という筋書きを導き出すことができる。

通董の先代が細川両家の乱における敗者だったことは、先にみたとおり史実である。通董の伊予国滞在につ

いては「系図」に記載されているが、通董関係では最古の伝承を記録する『備中記』（元禄十一年＝一六九八年成立³⁸）にも「村ノ辰巳ニ青佐山城、細川下野守通董伊予国川上ヨリ初テ渡リ爰ニ居城」と記述されている。よって、通董の伊予在国説も、近代の「系図」編者が創作したものはなく、古い起源を有するものである。

これに加え「長州妙青寺記録」には、通董と伊予国との関連を考える上で注目すべき記述がある。それは「河野殿ヲ頼ミヲワシマスニヨリ河野家ノ通ノ字ヲ名ノリタマフナリ」というもので、「通董」の実名が伊予国守護河野氏の偏諱を採り入れたものとされているのである。

野州家歴代当主の実名は、例外なく將軍偏諱と「国」または「春」の一字を組み合わせたものになっている。当主の弟にも、国・春を実名に用いた人物がいる（11頁図1）。ここから国・春の二字が野州家嫡流の通字であることが容易に判明する。ところが、通董（通頼）の実名には、この大事な二字が使われていない。この事実、通董が野州家嫡流とは無関係な環境で元服を済ませていることを端的に物語っている。また、通董の「通」は、確かに河野一族の通字である。こうした通董の実名の持

つ特性は、彼が若年期に伊予国守護河野氏の庇護下にあったとの伝承を、ある程度裏書きするものと言える。

以上の考察から、史実と伝承との整合性という点では、通董の伊予国在住伝承もそれほど不審なものではないと評価できよう。だが、ここで重要なことは、史実においても明白な事象―野州家嫡流が晴国没後に絶家に近い状態に陥り、何らかの事情で同家の伝統と無関係な名を冠する人物が後継に入った、という一点に尽きる。詳細についてはなお史料の博搜と検証を要するが、天文五年以降の野州家は、いったん没落した家系を通董が新たに再興したものと見なすことができるのである。

三 通董登場の背景

No. 9に明らかのように、通董を野州家の新当主に任命したのは、細川氏綱であった。通董登場の背景を考える上で、氏綱の動向を把握することは重要と思われる。

天文七年から翌年にかけて、尼子詮久は播磨・備前・備中国に対する大規模な軍事侵攻を行っている⁽³⁹⁾。これに同調した河内・紀伊・越中国守護畠山植長は、尼子氏と結んで上洛を遂げようと画策していた⁽⁴⁰⁾。近年、この尼子・

畠山同盟に細川氏綱も参加していたことを、小谷利明氏⁽⁴¹⁾が明らかにしている。すなわち「福田家文書」如月七日細川国慶書状に「仍、尼子勲一段火急候、随其、御屋形様并尾州至泉州口御進発候、然者近日、至城州可打越候」とあつて、尼子氏の快進撃に呼応した「御屋形様」と「尾州」＝畠山尾張守植長が和泉国に進撃し、上洛を目指していたことが示されている。小谷氏は、この国慶書状を尼子氏の畿内への侵攻が止まる以前の史料とみて、天文九年に比定した。その上で、時期からみて国慶が「御屋形様」と呼ぶ人物は細川氏綱であり、氏綱が通説(天文十二年に挙兵したとされていた)より早くから高国系京兆家の首領として活動していたと指摘している。

【参考2】細川氏綱書状写⁽⁴²⁾

出張之儀、尾州并尼子示合、不日可及其行候、然者
此砌各相談忠節肝要候、猶遠州可被申候、謹言
(畠山植長)(詮久)
(細川上野高経)

六月十六日 氏綱(花押影)

香宗我部殿

先述の「福田家文書」国慶書状における「御屋形様」が細川氏綱であることは、畠山・尼子氏と「示合」わせで軍事行動を起こすという国慶書状と同趣旨の計画を土

佐国の香宗我部氏に伝え、忠節に励むよう命じた氏綱自身の書状（参考2）からみて間違いない。細川氏綱は、高国系京兆家を再興し仇敵細川晴元を打倒するため、畠山植長・尼子詮久と結び協同戦線を張ったのである。

こうした氏綱の計画は、天文七年段階から動き出したものとみられる。すなわち、尼子氏に呼応した畠山植長の出陣計画は『証如上人日記』天文七年八月十四日条に初めて確認されるが、それから二ヶ月ほど経った同年十月、細川国慶・内藤国貞率いる「常桓牢人」（高国系京兆家遺臣）が宇治・丹波方面で蜂起し、京都を「大騒動」に陥れている⁽⁴³⁾。細川晴国が自害して以来、消息の途絶えていた高国系京兆家が、尼子軍の播磨国侵攻・畠山植長の出兵立案と同時に突然動き出したのである。このとき、国慶は大山崎惣中に禁制を与え⁽⁴⁴⁾、国貞は丹波国八木城を拠点に細川晴元と戦っている⁽⁴⁵⁾。この段階で、すでに細川氏綱は畠山・尼子氏と結託していた可能性が高いといつてよい。前述の『証如上人日記』の記事中で、植長と同時に上洛することが伝えられている「彼人」とは、恐らく氏綱のことを指しているであろう。

参考2は以上の軍事情勢の前提といえる内容を持つこ

とから、天文七年に発給された可能性が高い。細川氏綱は天文七年中に、細川国慶・内藤国貞らに擁立されて高国系京兆家を継承し、挙兵したものと考えられる。

以上のごとく、氏綱は尼子氏の山陽道出兵を好機と捉え、これを手を結ぶことによって復権を果たそうとしていた。そして、氏綱のこうした復権構想は、高国系京兆家の故地備中国においても反映されたと考えられる。

【No.11】 細川氏綱書状

態差下藤沢左衛門尉候、仍其表之儀、近日如何候哉、

此刻太郎殿、尼子被申合、無異儀様調略肝要候、猶

石田大藏大夫可申候、謹言

十一月朔日 氏綱（花押3A）

安倍善三郎とのへ

【参考3】 細川氏綱書状写⁽⁴⁶⁾

至備中国差下藤沢左衛門尉候間、路次之儀馳走肝要候、猶多羅尾左近大夫可申候、謹言

十一月朔日 氏綱（花押影3A）

湯浅若狭守とのへ

No.11は、細川通重を擁する安倍善三郎に対し、氏綱が藤沢左衛門尉を派遣したことを伝えた書状である。参考

3はこれと同時に出示された送り状とみられ、湯浅若狭守に対し、安倍氏のもとへ向かう藤沢氏を道中警護して無事に送り届けるよう命じている。いずれの史料も、花押型・内容から天文十五〜十九年の間に書かれたものと判定できる。参考3にて、氏綱が藤沢氏の派遣先を「備中国」と明記していることから、この段階で通董・安倍氏主従が備中国にいたことは確実とみられる。

小稿の興味から注目されるのは、氏綱が備中国にいた「太郎殿」こと通董に、尼子氏と申し合わせて調略に努めるよう要請している点である。つまり、この段階の通董は、尼子・畠山同盟を前提とする氏綱の復権構想に組み込まれており、氏綱の意向に従い尼子方勢力と協力して備中国内の権力基盤維持に努めることが要請されていた。こうした通董の役割の一端を示すのが、前掲No.12の内容と考えられる。No.12によれば、氏綱は尼子方の備後国神辺城主山名理興に対し、備中国へ進出した尼子軍に呼応して一層奔走するよう依頼している。そこには「連々御入魂」とあって高国系京兆家と備後山名氏とが以前から提携していたことが示されているのだが、「猶通頼可有演説候」の文言によって通董が備後山名氏との実際の

な交渉を担当していたことを確かめることができる。恐らく、高国系京兆家と備後山名氏の関係は、隣接地域に本拠をもち同氏との外交窓口となっている通董が維持していたのだろう。氏綱が通董に求める「尼子被申合、無異儀様調略」の具体的内容の一つは、こうした隣接地域の尼子与党との連携強化であったと考えられる。

もう一点、細川氏綱が通董に尼子氏と連携するよう命じるに当たって、実際には安倍善三郎にその意を伝えておくことに注意したい。年未詳だが、細川高国が「浅口衆」に対して伊予国宇摩郡への出陣を命じた際、高国を補佐する細川尹賢はこの命を安倍藏人重宗に伝え、「各被加異見、急度渡海候」ことを要請している⁽⁴⁷⁾。つまり安倍氏は、浅口郡の在地領主連合「浅口衆」に対し「異見」できる立場、連合の中枢に影響力を持つ人物であった。この安倍氏は「長州妙青寺記録」の中で、伊予国にいた通董を野州家当主として迎立する際の使者を勤めた人物として描かれ、天文七〜十四年の間に比定できる書状（No.10）でも「下国」して通董に忠節を尽くすよう氏綱に命じられている。このことから、安倍氏は通董を野州家当主に擁立するに当たって在地側で中心的な役割を果たし

た領主と考えられる。一方、先述の安倍重宗が細川高国の奉行人を勤めていることから判断できるように、安倍一族は高国系京兆家権力の中枢にも関与していた。⁽⁴⁸⁾ こうした高国系京兆家と在地勢力とを結びつけるパイプとしての性格を持つ安倍氏を通じて、細川氏綱は通董を統御し、尼子方として働かせていた可能性が高い。

以上を総合すると、家督相続から間もない時期（天文十年代）の細川通董の動向は、高国系京兆家の当主細川氏綱および浅口郡に基盤を持つ高国派の在地勢力の意向に規定されたものであった可能性が高い。

天文年間の備中国は、澄元系京兆家を支持する阿波国守護細川讚州家と、高国系京兆家と結ぶ尼子氏との抗争の場となり、天文八年十月には備中国で両軍の大規模な合戦が行われた。⁽⁴⁹⁾ こうした情勢下、高国系京兆家の当主氏綱は、自派の母体である野州家の分郡備中国浅口郡に残存する高国派の領主群を取りまとめ、盟友尼子氏の軍事力を後ろ盾に細川讚州家の影響力浸透を阻止し、備中国における基盤を堅守しようとしたのではないか。そのため、氏綱はいったん没落していた野州家を通董に継がせて再興し、彼を核として野州家恩顧の領主群を結集さ

せたものと考えられる。初期の通董は、細川氏綱の代官として味方を取りまとめる立場にあったのである。

しかし、こうした氏綱の構想は、現実にはうまく機能しなかった。この頃、大内義隆による備後国内の尼子方勢力に対する征討戦が本格化し、通董と結ぶ山名理興も本拠地神辺城を大内軍に囲まれた。この動きに対応するため、尼子晴久は天文十六年冬に備後・備中両国に進出した（前述）が、通董や理興のいる備南地域まで兵を進めることなく撤収し、以後具体的な軍事的支援を与えた形跡がみられない。こうして尼子氏の積極的な援軍が得られぬまま、天文十八年（二五四九）九月四日に神辺城は落城し、備後山名氏は滅亡してしまふ。

〔No.1〕細川通頼（通董）感状写

去十五日於柏嶋政所山及一戦、太刀打頸討捕、粉骨
勳無比類候、弥忠節可為神妙候也、謹言

天文十八

霜月廿六日 通頼（花押影）

大嶋彦十郎とのへ

No.1は、神辺落城から二ヶ月後の天文十八年十一月十五日、通董が備中国浅口郡柏島の政所山（倉敷市玉島柏

鳥の森本松山城⁽⁵⁰⁾に攻め寄せた敵軍と交戦したことを示している。宛名の大島彦十郎は、「同名中」と呼ばれる同族集団を率いて天文十年代末期まで細川氏綱のために活動しており⁽⁵¹⁾、一族の左兵衛入道も氏綱の側近に仕えていた(No.10)。よって、No.1は通董が氏綱の代官として、高国系京兆家に直結する領主群を統率していたことを示す実例と評価できる。敵の名は明記されていないが、時期および通董・大島氏の立場から察するに、神辺城を落とした勢いに乗って侵攻してきた大内軍との戦いであった可能性が高い。この戦いでは、大島彦十郎らの活躍によって無事を得た通董だったが、尼子氏の支援が期待できぬまま、孤立無援の状態で大内義隆に抵抗を続けることは、もはや不可能だった。

【No.6】大内義隆書状

為□□「(弘中)」太刀一腰・馬一疋給候、喜悅候、

仍同兩種進之候、猶隆兼可申候也、恐々謹言

三月廿七日 義隆(花押)

細川太郎殿

No.6は、細川太郎通頼こと通董から太刀・馬を贈られた大内義隆が通董に返礼したもので、両者がある時点で

和睦したことを示している。通董の尼子方としての活動を示すNo.12(天文十六年十二月七日付)との兼ね合いおよび大内義隆の没年から、天文十七〜二十年(一五四八〜五二)のものとの判定できる。

家督相続以来、細川氏綱の指令を受け尼子方として活動してきた通董だったが、确实なところで神辺落城前後、恐らくは柏島政所山合戦から程ない時期に、自らの生き残りのために尼子氏と断交し、大内氏に服属したのである。そして、通董または浅口郡の領主に対して氏綱が発給した文書には、これ以降の年代観を示す史料はみられない。これをもって通董は、京兆家の統制を脱し、戦国期大名権力周縁の国衆(戦国領主)として、その立場を容させていくのである。

おわりに

ここまで、細川通董の家督相続の時期、その背景となる事情について、検討を試みた。その結果、通董の家督相続は通説よりも相当早い時期(天文六〜十三年の間)に行われていたことが判明した。そして、通董の家督相続・旧分郡の継承は、高国系京兆家当主細川氏綱の指示によ

るものであった。当初の通董には、氏綱と直結する浅口郡の在地領主群を統括し、尼子方勢力と協力して備中国における高国系京兆家の権力基盤維持を実現することが期待されていたのである。

高国系京兆家は、享祿年間（一五二八―一五三二年）以降、澄元系京兆家に圧せられ、畿内にすら安定的な権力基盤を持つことができず、浦上・波多野・畠山氏らの庇護に甘んじる半流浪の状態を続けていた。こうした状態が前提にあって、高国系京兆家は自派の母体野州家の分郡所在地であり、一門が一国守護を勤めた地でもある備中国での基盤確保に目を向けたのであろう。しかし、当時の高国系京兆家には、幕府・守護体制下での地位に基づく権威を実際に動かす力が不足しており、この部分は同国に対し軍事的影響力を有する盟友尼子氏に依存することとなった。その結果、氏綱および通董は、必然的に戦国期大名権力間の抗争に巻き込まれ、せっかくの氏綱の構想も、尼子氏と対立する大内義隆の領域支配拡大によって破綻を迎えることになるのである。だが、それは結果的な失敗による「喪失」であって、畿内への権力基盤集約を意図して備中国を「切り捨て」たのではない。

むしろ通董の方が、自らに復活の機会を与えてはくれたものの現地に対し実質的な力を持たぬ高国系京兆家の思惑を離れ、地域をめぐる新しい動向に即応して独自に領主化を目指すべく、大内氏との提携に舵を切った。このことが、後に毛利氏権力の影響下で細川野州家が国衆（戦国領主）として生き残るきっかけとなるのである。

註

- (1) 末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」（石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年）。
- (2) 小川「足利一門守護発展史の研究」（吉川弘文館、一九八〇年）。
- (3) 註(1) 論文参照。
- (4) 『鴨方町史』（一九九〇年）、または田中「余滴 中世の吉備」（吉備人出版、二〇〇一年）。
- (5) 古野「中世後期における地域支配権力の転回―細川氏分国備中国を素材に―」（『吉備地方文化研究』第十七号、二〇〇七年。同『中世後期細川氏の権力構造』吉川弘文館、二〇〇八年に改編の上収録）。特記せぬ限り古野説は全てこの論文による。
- (6) 註(5) 所引の古野氏論文および同『中世後期細川氏の権力構造』第三部第二章を参照。
- (7) 和田英道「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」（『跡見学園女子大学紀要』第十六号、一九八三年）。その史料の信憑性の高さについては、末柄豊『不問物語』をめぐって（『三田中世史研究』十五号、二〇〇八年）を参照。

- (8) 宛名が本太城番を勤めた鳥越前守吉利であること、文中に「阿州衆歴々討果候」とあることから判断できる。
- (9) 感状の性格については、片桐昭彦『戦国期発給文書の研究』(高志書店、二〇〇五年)を参照した。
- (10) 山名理興に関する史実については、野村晋域執筆・渡辺世祐監修『毛利元就卿伝』(マツノ書店、一九八四年)を参照。
- (11) 「賀茂別雷神神社文書」同年月氏綱禁制(史料纂集「賀茂別雷神社文書」第一)。
- (12) 下川「上洛直後における細川氏綱の政治的役割」(『戦国史研究』第五十一号、二〇〇六年)。
- (13) 上高有編『山城国上桂庄史料』下巻(東京堂出版)所収。
- (14) 「桐村家文書」『文化財が語る福知山の歴史』(福知山市教育委員会、二〇一一年)所載図版を参照。
- (15) 宇野日出雄「嵯峨の地侍福田氏」(『京都市史編さん通信』第二四一号、一九九三年)に図版入りで紹介されている。
- (16) 小谷「畠山植長の動向―永正〜天文期の畿内―」(矢田俊文編『戦国期の権力と文書』高志書院、二〇〇四年)。以下、小稿で引用する小谷氏の説は、全てこの論文による。
- (17) 「離宮八幡宮文書」二五〇号(『大山崎町史』史料編。以下「大山崎」)。花押は東京大学史料編纂所影写本にて確認。
- (18) 国慶の経歴については、馬部隆弘「細川国慶の出自と同族関係」(『史敏』第九号、二〇一一年)を参照のこと。
- (19) 「離宮八幡宮文書」二五二号(『大山崎』)。
- (20) 「離宮八幡宮文書」二四〇号(『大山崎』)。
- (21) 「離宮八幡宮文書」二六一号(『大山崎』)。「仍都鄙之儀、從京都被破置上者、不及力其覚悟候」との述懐がみえる。
- (22) 『細川両家記』等による。
- (23) 「毛利家文書」三〇五号(『大日本古文書』家わけ八ノ一)。同文書三〇四号の天文十六年八月十二日大内義隆受領吹歌状の送り状に当たる内容を持っており、同年のものと思われる。
- (24) 「下河内牧家文書」天文十六年十月二十日三浦貞久判物写(『久世町史』資料編第一巻編年資料)。
- (25) 長谷川博史「戦国大名尼子氏の研究」(吉川弘文館、二〇〇〇年)を参照。
- (26) 例えば、「蜷川家文書」五一号の「越中国河南庄事、父智源禅門一期之後者、代管職事可有存知候」というのは、「父が亡くなった後は越中国河南庄の代官職を引き継いで進退しなさい」の意(『大日本古文書』家わけ二十一ノ一)。「毛利家文書」二四八号の「幸松殿様御早世二付而、早御家被及断絶候之条、元就可有御存知之旨、各申候之処、御同心」は、「毛利幸松丸が早世しこのままでは御家が断絶してしまうので、元就が御家を継承し進退するよう各々が申ししたところ、元就が同心してくれた」の意である(『大日本古文書』家わけ八ノ一)。
- (27) 註(10)文献参照。
- (28) 『親後日記』天文七年十一月十日条、『鹿苑日録』同日条。
- (29) 『嚴助往年記』天文十四年五月六日条。
- (30) 同前。註(18)所引馬部氏論文によれば、出典史料中の「上野源五郎」「玄番頭」は共に細川国慶を指す。
- (31) 「安倍家文書」五月二十六日細川道巨(政春)書状(『岡山県古文書集』第四輯。以下「岡古」四と表記)。
- (32) 吉川彰準編『長川寺由緒記』(長川寺、一九三六年)所収。細川広通(通董の曾孫。長府毛利氏家老)の子元教の代で筆を取っている。細川元教は官途を民部といい、元禄年間父と共に鴨方長川寺再興に協力したことが元文四年成立の長川寺縁起

- (長川寺由緒記) 所収) にみえ、貞享三年二月廿七日「覚」にも「細川民部」の名を確認できる(『豊浦藩旧記』第六十七冊)。しかし、「系図」では広通の跡継ぎが養子の宮内元純(宝永六年に広通の死を受け家督相続)となっている。貞享・元禄年間に活動する元教を、元禄二年(一六八九)生まれの元純と同一人物と考えることはできない。よって、元教は広通の実子で、早世などの事情で家督を相続できなかった人物と推定される。とすれば、元純ではなく元教を記して話柄を締めくくる「長州妙青寺旧記」は、広通が家督を継承した寛文九年以降、元純が家督相続する宝永六年以前の成立ということになる。
- (33) 例えば晴国は『二水記』天文元年十月二十日条において「房州八郎」と呼ばれている。「安房守家の八郎」の意である。
- (34) 森田恭二『戦国期歴代細川氏の研究』(和泉書院、一九九四年)、『新修亀岡市史』本文編第二卷(二〇〇四年)を参照。
- (35) 『天文日記』天文五年八月三十日条(東京大学史料編纂所『史料稿本』所載本。東京大学史料編纂所ホームページ <http://www.hi.tokyo.ac.jp/index.html>)に公開中のデータベースを参照) および「細川両家記」による。
- (36) 『後法成寺尚通公記』永正十三年(一五一五)八月十七日条に「房州家督誕生」とある。同日記大永六年十二月二十九日条にみえる「細川八郎」晴国の元服に関する記事も参照。
- (37) 三条西実隆『再昌草』第十八・永正十五年(桂宮本叢書)第十二巻私家集十二)の細川政春死去時の記事を参照。
- (38) 畑和良所蔵。別の機会に全体像を紹介したい。
- (39) 長谷川氏註(25)著書参照。
- (40) 弓倉弘年「戦国期紀州湯河氏の立場」(同『中世後期畿内近国守護の研究』清文堂、二〇〇六年)を参照。
- (41) 註(15) 所引宇野論文所収。
- (42) 『土佐国鑑簡集』卷之八・幡多郡下川口田中甫仲所蔵文書(『高知県史』古代中世資料編)。註(18) 馬部氏論文でも引用されているが、年代比定については筆者と見解を異にする。
- (43) 『嚴助往年記』天文七年十月条。
- (44) 註(20) 所引細川国慶祭制。
- (45) 『鹿苑日録』天文七年十月十二日および十七日条など。
- (46) 『黄薇古簡集』後篇・和气郡東片上村喜兵衛所持文書。
- (47) 『安倍家文書』十一月十三日細川尹賢書状(『岡古』四)。宛所の安倍蔵人の実名は、註(48) 所引文書による。
- (48) 『離宮八幡宮文書』三月二十二日安倍重宗・飯尾元兼連署書状、同文書四月十日細川高国感状(『天山崎』など)。
- (49) 『親後日記』天文八年十月二十八日および十一月十日条。
- (50) 横山定氏の指摘による。『新修倉敷市史』第二巻古代・中世(一九九九年)を参照のこと。
- (51) 大嶋彦十郎并同名中宛て三月十七日細川氏綱書状写(『黄薇古簡集』卷第十五・浅口郡道越村大嶋猪介所蔵文書)。同じ文書を収録する註(38) 所引「備中記」に3A型の花押影が写されており、天文十六・十九年のものと判明する。
- 〔付記〕 小稿執筆に際し、史料閲覧と図版掲載を御許可くださった毛利元海氏および東京大学史料編纂所・京都府立総合資料館・広島県立文書館・吉川弘文館の皆様には厚く御礼申し上げます。
(はた かずよし 倉敷市総務局総務部総務課)

新緑側の江戸出訴と中島屋本分家の動向

—江戸出訴人源助あて本家平蔵の書状などを手がかりに—

首 藤 ゆきこえ

はじめに

一昨年に古文書講座のテキストを探す中で、歴史資料整備室の山本太郎氏より東中島屋（大橋家）の女筆の書状を紹介され、東中島屋の娘ますの書状を読み進めた。書状は全て新緑古禄騒動のため江戸へ出訴した父源助に宛てられていた。新緑古禄騒動とは、倉敷村の草分けて特権を有した「古禄」一三家に対して、「新緑」と呼ばれた新興商家が特権廃止を求めた騒動で、寛政↗文政期に对立が激しくなった。この間、古禄の村役人の不正を新緑側が倉敷代官所へ訴え出ても、村役人側に立った判断が繰り返された。この状況を変えたのが、文政七年（二二四）七月から同九年四月にかけての新緑側の出府であった。出府人達は駕籠訴などを繰り返し勘定奉行所

での吟味を訴えた。同八年夏に奉行所で吟味が始まり、最終的に新緑側寄りの示談が結ばれた。以後は村役人の入札制が導入され、古禄側の家の衰退が進んだ。

しかし源助の出訴中、まずはしきりに帰村の催促をしており、同八年六月には「よぬげ」⇨夜逃げしるとまで書いていた（16・3・2、(酉)六月三日付²⁰）。長期の出府に家族も悩みを抱えていたのである。そこで家族や親族が出訴惣代人を支える様子を紹介したいと考えたが、枚数等の都合からこの度は、中島屋本家の隠居という立場にあった平蔵が分家源助にあてた書状をとりあげ、新緑側の有力家である中島屋の訴訟への対応と家経営との間で抱えた葛藤を紹介したい。

また書状類を読み進めると、落着までの道筋は決して平坦ではなかったことが分かる。同一の立場でも意見の

相違や対立はあったし、常に協同一致して動いたわけではなかった。この顕著な事例として、江戸出訴を企てた新禄三一家が六家と二五家に二分される点があげられる。一ではこの点を紹介したい。

一 七人の出訴と家族構成

1 出訴人は誰の代表なのか？

まず文政七年（一八二四）八月以降の新禄の家数を確認しておきたい。同九年五月末に判決を下した勘定奉行所は、家数を三二人と認識していた。⁽³⁾ また同八年五月作成の新禄のみをあげた「人別宗門帳」には三三家が記録されていた。⁽⁴⁾ これらは本家の代人となった源助家なども記録されたためで、代人を除けば三一家とみなしてよい。『倉敷市史』によると、同年の出訴時に提出された訴状は、「原告六人より追訴六ヶ条を、別に二十五人より三ヶ条を、尚末文中に一ヶ条を挙げて之を弾劾」したといふ。⁽⁵⁾ つまり出訴した新禄は三一家で、このうち六家と二五家が各々訴状を提出したこと、六家は追訴であるから以前にも訴えていたことが分かる。

六家には以下のような前史があった。文政五年八月に

代官所へ新禄側の五四家が村政の取締りを要請する願書を提出した。この時に（屋号不明）徳之丞、（浜田屋）安右衛門、（坂本屋）八郎右衛門、（内田屋）五郎右衛門、（中島屋）貞蔵、（広田屋）藤左衛門へ、この六家を除く四八家より「一同奉願上度存候得共、多人数ニ付各方江惣代相頼」んだ。⁽⁶⁾ 六人は新禄五四家の「惣代」を委任されたのである。続けて「広田屋藤左衛門他五人」が村役人の不正を訴えており、先の六人と同一であろう。⁽⁷⁾

その後、藤左衛門他五人は狼藉の標的にされるなど、対立の矢面に立ちながらも代官所への訴えを続けた。しかし認められないため、文政七年八月に（広田屋）利右衛門（藤左衛門倅）、（中島屋）源助（貞蔵後見親類）、（内田屋）五郎右衛門、（坂本屋）八郎右衛門、（茜屋）惣平の五人が出訴のため江戸へ向かった。ただしこの時に彼らが他の新禄へ相談せずに行動を起こした可能性はある。また文政五年時委任の「惣代」と比べると徳之丞から茜屋惣平への交替が見られた。さらに（浜田屋）安右衛門の名が見られない。これは浜田屋安右衛門も出府するよう他の五家から催促されたが、体調不順を理由に同行しなかつたためである。その様子は「浜田は何の事もこれな

く、尤も両度呼び出し東武行き相談、先達て承り候得共その後足病ゆえ立会申さざる故、皆々出立の儀に存じ、もとより江戸行きは私最初より断り居申す由、答えられ候由風聞」であった(16・14・33、(申)八月二日付)。つまり六家は一名ずつの出府を相互に求めたが、浜田屋は家の事情を優先して断ったのである。

次に二五家であるが、ほとんど文政五年八月の四八家内に確認できる。二〇家程の脱落があったが、同七年段階にも六人の出府を支持する新禄側が二五家あったと判断できる。ただし、「廿五人惣代」という表現が東大橋文書の書状中にみられることから、二五家についても独自に「惣代」二人が出府していたことが分かる(16・14・5、申二月五日付)。この二人とは「桜屋并下津井屋舎弟」≡「桜屋豊助と下津井屋源之介(吉左衛門弟)であった(16・14・33、(申)八月二日付)。

二五人が「惣代」を出した詳しい経過は不明だが、中島屋平藏の書状によると、「十八日の夕、廿五人へも相談なく、桜屋并びに下津井屋舎弟、その地へ出立の由に御座候、承り候所是は江戸宿は紀の国屋と申す、福山屋より添書にて参り候よし」であったという(16・14・33)。

桜屋と下津井屋は二五家に相談なく出立したとあるので、或いは五人の出府に刺激を受け独断で出府したのかもしれない。しかしその後、九月中に二五家による提出願書が作成され江戸へ送られた(16・14・10など)。『倉敷市史』に挙げられた三ヶ条の訴状と思われる。二五家が独自に願書を提出する中、二人は「廿五人之惣代」と表記されるようになり、以後はこの呼称が定着した(16・14・35・10、(申)一〇月二日付)。

以上のような経過により、出府人七人は五人と二人に分けることが出来る。なお坂本屋八郎右衛門は文政七年一二月に帰国したので、正確にはこれ以後四人と二人の計六人である。その後文政九年に古禄側と新禄側で交わされた「済口証文」の文中には「利右衛門外三拾壱人物代右利右衛門外五人」という表現が確認できる。長い出府を通して、二五家の惣代二人を含めた六人が三二家の「惣代」と認識されるようになったといえよう。

さて利右衛門ら五人は八月一六日に出立し、二日遅れの八月一八日に桜屋・下津井屋の両人が出立、大坂からは七人で江戸へ向かった(16・14・33)。江戸では宿を別にしてはいたが連絡を取り合い、分担して訴願を行った。

また費用調達はそれぞれ母体となる六家と二五家に拠っていた。注目されるのは、中島屋本家の平蔵が二五家のことを快く思っていない点である。二五家には中島屋十蔵や大黒屋文助といった親族や出入りの者も含まれていた。さらに江戸での活動について、源助は平蔵に「連中睦まじく廿五人惣代も中よく候」と伝えていた(16・14・5、申一月一〇日付)。対して平蔵は、「何とやらうとケましく存じられ候、連中より外方へ参り候書状の趣承り、桜屋・下津井屋より申し来り候書状の様子つらつら承り候所、心中は殊の外先方は隔意ケましく相聞こえ申し候」と書き送った。二五人の惣代は心中では打ち解けていないだろうと述べている。

また先述したように二五人の願書が作成されたが、これを一覽した平蔵は、「さてさて以ての外、出来悪しく役立ちし願書にてこれあるまじき、惜しむかな、金銀を費やし万里の東武行きにて笑い草」と、内容の悪さを指摘しながら他人事のように書いていた(16・14・10・1、申九月一六日付)。平蔵からみれば「廿五人の者兎角東町辺り彼是と騒がしく余り慎みこれある人物にもこれなく、面白からず候」であった(16・14・35・10、(申)一〇

月二日付)。源助には「廿五人の衆と貴様などは交りよき様にも存ぜられ申せず候、兎角当地にて彼是と評判相聞こえ申し候」と助言していた。

当事者以外も両集団を区別していた。村役人の支持者らも代官所からの「藤右衛門・安右衛門・平蔵」への説諭を願ひ出ようとしていた(16・14・31、申閏八月一〇日付)。また代官所でも、九月半ばに「五人の者出訴致し候上は彼らは金銀も有り、殊に血氣の者故、中々国役所へ帰り吟味受け候心体これあるまじく」、「御駕訴仕るべくなどと屋敷もあきらめ居り申し候」と認識していたという(16・14・10・1)。古禄側の者や代官所も、新禄中でも財力がある六家からの出府を重くみていた。

文政五年より行動を起していた中島屋平蔵にとつては、六家が「仲間」であった。六家が主体的に進めてきた古禄批判であったから二五家を容易に信用しなかったと思われる。次いで両者の費用工面についてあげる。

2 六家と二五家の費用工面

倉敷村の有力商人の所有耕作地は村内に限られなかつたと思うが、新禄側の家産について村内での持ち高をあ

げると、児島屋文四郎(二三三石余り)、広田屋(一四七石余り)、中島屋(六三三石余り)、内田屋(二七石余り)、下津井屋と八浜屋(共に二二石余り)が上位六家で、残りの家は所持石高が一ケタ以下であった。⁹⁾ 児島屋は出訴に中立の立場を取っていたが、これに次ぐ広田屋・中島屋・内田屋が出訴の六家であったため、六家の平均持ち高は四二・四〇五石であった。対して二五家は下津井屋が筆頭で、持ち高不明の長浜屋富蔵と内田屋喜久蔵を除く二三家の平均が三・三〇八石であった。出府人の人数の差は双方の経済力の差とも言える。費用負担方法をみると、文政七〜八年にかけて六家と二五家は出費を別々に担っていた。八月一六日〜九月一八日の費用は出府人七人で立て替えているが、江戸への道中とその後しばらくの間に限られる(表1)。以後の六家の出府人五人の諸経費は借金や六家からの送金によっていた。

二五家に対しても江戸の二人から催促があった。中島屋の書状から、一月に内田屋(精一か)・下津井屋・桜屋・八浜屋から四〇両か五〇両遣わされたこと(16・14・6、申一月三日付)、翌八年四月に「下庄」⇨下津井屋庄之介(輔)から二〇両送付されたことが確認できる(16・14

表1 「東都諸勘定さし引抜書」にみられる費用負担状況

日時 番字・屋号	文政7年 9月18日までの入 金中取替の分		12月8日 勘定入れ		文政8年 正月晦日 預かり		3月10日 受取	5月8日 受取	5月19日 受取	6月23日 受取	7月8日 入れ	8月4日 取替へ入れ	不明 別帳分
	由良(蔭屋)	6両	2朱725文	15両	5両	2両2歩							
大橋(中島屋)	10両2歩	2朱146文	22両	8両							8両		
植田(広田屋)	11両2歩	550文	22両	3両							8両		6人で 100両
塩飽(内田屋)	14両	2朱123文	3両	10両		10両	5両					4両	
石井(坂本屋)	7両3歩	265文	10両										
浜田屋安右衛門									6両	5両			
大久保(桜屋)	2両2歩	242文											
阿部(下津井屋)	2両2歩	250文											
合計	55両1歩	2朱741文	50両	13両	2両2歩	10両	5両	8両	5両	16両	4両	100両	

注 「東都諸勘定さし引抜書」は東大橋文書16-4-2。
この他、7月13日に「宿の権兵衛へ手形入れ借用分30両」。8月朔日に「両人より取替の分受取10両」とある。

35・16、五月朔日付)。
文政八年夏頃には、費用工面について両者の接近がみられた。九月八日付書状では「この度下庄・八弥両家より金百両ばかり相替替呉れ候様申し参り、頼みに任せ備前家中田中真吉様へ振り込み申し候、当十二日為替に取り計らい申し候、同人とも書状この度一緒に差上げ申し御説き申し候、しかし同人とも差出しの銀子、貴家御入用これあり候共御取り受け成さるまじく候、御入用も候はば何程にても仰せ越さるべく、

早東^(早)差出し會て御差支え掛け申すまじく候」と十藏が述べている(16・14・35・30・1)。二五家中の八浜屋弥兵衛らが為替百兩を送ったが、源助は手を付けるな、中島屋より送金するからとしている。二五家からの借金を避けようとしたのだろう。書状は続けて「広田・私宅両家にて借用の積りに候処、藤左衛門聞き入れ申さず、浜田・坂本も出金仕らず、旁々もつて廿五人の内弥兵衛・正之輔兩人にて取り調べ致し候義に御座候、抛無き訳合いにつき為替仕り候」と述べていた。当初十藏は、広田屋・浜田屋・坂本屋にも相談していた。二五家惣代にもかかわる江戸諸経費を六家より援助する動きであったようだが実現せず、結局二五家中の八浜屋らが出金した。

その後も資金繰りに困る二五家は、同年十一月五日に下津井屋庄之介と八浜屋弥兵衛が中島屋十藏を訪れ、資金捻出方法を相談した(16・14・35・26、西十一月五日付)。

夜前兩人(下庄・八弥)も相見え申し候、廿五人惣代江戸入用多分につき困り入り申し候、それ故私へ相談に相見え申し候姿に相見え申し候、私は承りのみに御座候、この間も度々御地入用金の義申し参り候様子へ相見え申し候、廿五人連中は出金これなし

ゆえ、私・下庄・八弥・桜豊より壹月に金貳歩づつ、大黒・和氣・広丈・西内・兎与・大田・大村・西内^(マ)・兎常・沢子、右拾家より百疋づつ、長浜・岸部・駒治・内精四家より貳朱づつ、メて五兩、壹ヶ月に相調べ申し候、江戸表兩人一日五匁の手当にて仕り候はば兩人にて拾匁、一ヶ月五兩に相見え申し候、左様も致し候はば今一ヶ年も相続き候哉に算當仕り候、一同には帰村も致させたまき様子に候え共、左様にも候はば三十一家の内又々減り申し候も覺束無き趣き申し談じ候中、併し一向右^(費力)ひ揃い申さず候、さてさて困り入り申し候(後略)

この史料は中島屋平藏家へ工面を依頼した内容ではない。十藏が二五家の一家であったため、他の一八家と共に十藏へ毎月の負担が依頼された。ここでも二五家のみで惣代兩人の費用を賄う方法に変化はなかった。

このように、少なくとも源助の出府期間、六家と二五家は各出府人へ別々に送金した。右記の史料にあるように三一家での出訴という認識がみられたり送金について相談したりもしていた。しかし、出府人の費用負担は各集団が担うことが基本であった。これは信用不信用の面

だけでなく、江戸出府に多くの費用がかかる以上、共倒れは避けたいという考えが共通してあったからではないだろうか。ただし、江戸の源助は十蔵の忠告にもかかわらず八浜屋らの送金から借金をしていた¹⁰⁾。

また文政五年に新緑の「惣代」を委任された六家は、独自に費用を負担するなど活動の独自性が高かった。むしろ自他ともに有力な家とみなされた六家が率先して出訴に踏み切った可能性もあり、彼らだからこそ勝訴だろうとの評価・噂も出回った。このように長期に及ぶ訴訟活動は、新緑内部の関係の変化を生み出していた。

この他、文政七年閏八月一日以降、他に二名が出府したことを追記したい。八月頃に個人的に村役人を訴えるとして浅原屋弥十・京屋元吉の二人が出府した(後述)。二人の歎願は取り上げられなかったようで同年一二月に帰村した。兩人も出訴人七人による一〇月の二度の駆込み訴に合わせて、同月六日に駆込み訴をしている。

3 出訴人の家族構成

表2は出府した出訴人の変遷である。内田屋・坂本屋・茜屋・桜屋は当主が出府したのに対して、代人が出府し

表2 文政7年8月から同9年12月にかけての出府人

	屋号	文政7年8月	年齢	文政9年9月	文政9年12月
6家 からの 出府人	広田屋	藤左衛門 利右衛門	30歳	同人	同人
	中島屋	貞蔵代人源助	42歳	源助代人十蔵	すでに帰郷
	内田屋	五郎右衛門	32歳	同人	同人
	坂本屋	八郎右衛門	39歳	(7年未帰郷)	-
	茜屋	惣平	61歳	同人	(すでに帰郷か)
25家 惣代	下津井屋	吉左衛門 源之助	27歳	同人	(すでに帰郷か)
	桜屋	豊助	27歳	同人	同人

注：「倉敷市史」『新修倉敷市史 4』より作成。
年齢は文政8年5月作成の「人別宗門帳」による(東大橋家文書16・4・8)。

坂本屋八郎右衛門が帰郷したが、これは「御地(江戸)にても不出来の義」であつたためらしい(16・14・35・5、西二月三日付)。逆に、源助は当家や本家のために度々帰郷を願うが、他の出訴人に認められなかった。実際には能力の有無が出訴人としての活動に影響していた。

交替の機運もあつたのかもしれないが、結果として交替はなく、出訴人を出した家は長期にわたり大きな負担

たのが広田屋・中島屋・下津井屋であつた。中島屋は分家の(東中島屋)源助が貞蔵の代人となり、八年一二月の帰郷後は(別家中島屋)十蔵に交代した¹¹⁾。一見して出訴人を出す家に変化しなかったことに気付く。いったん惣代へ委任されることの責任がうかがえよう。ただし文政七年一二月に

表3 惣代家の家族構成

屋号	家族	年齢	家族	年齢
広田屋	当主	60	娘	22
	弟	51	倅	17
	後家	50	甥	33
	妹	30	甥	28
	倅嫁	27		
内田屋	当主	32	娘	8
	妻	33	倅	4
	母	64	娘	当歳
坂本屋	当主	39	弟	29
	妻	38	妹	34
	弟	33	妹	29
	弟	26	姪	8
	母	66		
茜屋	当主	61	倅	10
	妻	49		
下津井屋	当主	30	弟	27
	母	64		
桜屋	当主	27	祖母	78
	母	48		

注：表2と同史料及び『倉敷市史』より作成。
太文字が出府人。
中島屋は表4、5参照。

を抱えた。中島屋以外の各家の家族構成をあげると表3の通りである。出府人以外の成人男子がいることを経営安定の一つの目安とすると、父（当主）や弟が同居していた広田屋・坂本屋・下津井屋はこれに該当する。しかし残りの三家は女性と若年が残された。当主の不在は経営の不安定要素となっただろう。ただし、二五家中に出府人と別に屋号が内田屋の家が二家（精一家と熊吉家）、下津井屋の家が一家存在した（庄之介家）。内田屋精一や下津井屋庄之介は費用工面のため積極的に動いた人物であった（先述）。これらの家は出府した内田屋や下津井屋の親族など何らかのつながりがあったと考えられる。従って、出府人の家族や家業の経営に対して何らかの援

表4 中島屋本家（平蔵家）の家族構成

続柄	名前	年齢
当人	貞蔵	16歳
妹	つせ	15歳
父母	平蔵	54歳
祖母	みく	45歳
	とちく	75歳

注：表2と同史料より作成。
旦那寺は真言宗地蔵院。
隣家に別家十蔵（養子）。

めか文政五年には隠居していた。以上、中島屋本家の家族人数は少なく、かつ未成年者の貞蔵が当主であった。しかし同家屋敷の西隣には（別家大橋）中島屋十蔵（三七歳）が居住していた。十蔵は三代目平右衛門の姉妹の子で、平右衛門が養子とした人物で、

助をしたのではないだろうか。このように考えるのは、中島屋で以下のような状況がみられたからである。

二 中島屋本分家と江戸出訴

1 中島屋の家族構成

中島屋本家は、周辺村にも広く土地を有する大地主で、文政六年の小作米勘定高は九五七石余り、金融活動では村役人や各藩藩士へも貸し付けるなど、地域経済へ影響力を有していた⁽¹²⁾。同家は五人の直系家族、当主の貞蔵は

五代目で、同八年当時一六歳であった（表4）。父の平蔵は明和七年（一七七〇）生れで、大坂の中井竹山の下で学

んだ後、帰郷して家を継いだ⁽¹³⁾。平蔵は持病の「疸」のためか文政五年には隠居していた。以上、中島屋本家の家

表5 東中島屋源助家の家族構成

文政8年			
続柄	名前	年齢	備考
当人	源助	42歳	書状では「つよ」
妻	つた	40歳	
娘	ます	19歳	
倅	大助	16歳	
倅母	徳蔵とわ	8歳 68歳	

文政9年			
続柄	名前	年齢	備考
当人	源助	43歳	「去る西九月病死仕候」 「倅大助事変名」 「娘ます事変名」
妻	つた	39歳	
倅	金平	17歳	
倅娘	徳蔵うね	9歳 20歳	
孫母	金助とわ	2歳 69歳	

注：表2と同史料と文政9年4月「人別宗門帳控」
（東大橋家文書16-4-7）より作成。
文政9年分には附箋で「養子喜久太 歳22」の入帳を願ひ出中とあり、すでに同居していた。
史料には「源介」「大介」「金介」とあるが「源助」「大助」「金助」に直した。

当時は妻子に先立たれ独身であった。この十蔵は二五家中の一家であった（先述）。また出訴時に平蔵を助けて本家の経営にあたった。

中島屋本家では、十蔵や次にあげる源助といった分家が経営の補佐をしていたと思われる。そして出訴人を出さなければならなくなった際にも、平蔵は分家源助に代人を委託したのである。⁽¹⁹⁾

東中島屋源助家は本家二代目平兵衛の次男久兵衛が分家した家である。そして源助は、東中島屋の二代目金平

の長女つよの婿として迎えられ三代目となった（表5）。小田郡三成村片山氏の出で、仁科白谷などに学んだ。源助出府後は妻と母と子供が残されている。倅の大助も貞蔵と同じ一六歳であった。しかし文政九年宗門改帳には、当時二二歳の養子喜久太の入帳を願ひ出中と但書きがあった。彼は備前国邑久郡尻海村の名主喜左衛門の倅で、実は文政七年当時、既に娘ますの婿として同居しており、家の経営に専念していた。この他、二五家中の一家でもある大黒屋文助も当家の経営に関与していた。

このように源助家には、実際は養子や出入りの者といった成人男子の手があった。大助より三歳年上の姉ますに婿を迎えたのは将来の分家を前提とした同居と思われる。このような形態は本家を真似たものだろう。なお以上のことから、他の出府人についても宗門帳に記載がない家族がいたり分家が援助したりした可能性があるう。

2 文政七年七月～同八年一二月の出来事

次に出府当時の源助家の出来事についてみていく。源助家は文政二年の持ち高が五斗七升、小質屋を営んでい

たとされるが、⁽⁵⁾他村にも小作地をもっていた。経営状況について、文政七年九月に喜久太が「質方入れ替えの儀、先月初旬の頃より相始まりこの節まで八、九歩相済み申し候、先達で申上げ候通り美作屋新兵衛殿相頼み、小作取立方も「だんだん不足の者も数多これあり、これらの事も諸事十蔵に相頼み候得共、同人御事も本家請前大造の事、その上この節早稲毛見に出勤致され一円多忙の由」と源助へ伝えていた(16・13・4、申九月二日付)。質業は美作屋新兵衛に一任、小作取立に不足が出ているが、本家も忙しいと不安を訴えていた。

一〇月に入ると本家の平蔵が「金銀受け引き方は拙引き受け文助へ談じ、油断無く取り計らい申し候、(中略)小作方は十蔵丸て引き受け、質方菊太・大助に致させ十蔵・新兵衛加談申し付け置き候」と書き送っている(16・14・9、申一〇月朔日付)。年が明けると新兵衛から無心を言い掛けられたり、利子を払わない者があつたが大きな破綻はない。翌年秋も「十蔵と文助など御留守中の儀は諸事気を付けられ呉」ている中で、毛見や引き下げのことを十蔵と相談するなどして喜久太が処理をした(16・13・15、西一二月四日付、16・13・33、西一二月一八日付)。

このように本家の援助を得ることで、出入りの家の者とともに喜久太が中心となり家業を処理した。

中島屋本分家において最も心配されたのは家族の健康だろう(表6)。源助出訴後、妻つよや倅大助の体調が悪くなっている。娘ますも不調だったが後に懐妊と判明した。文政八年正月には本家の隠居平蔵が中風を発症した。三月にますが男子金助を出産し、一家は悦びに包まれたが、直後に門訴一件が発生した。このため母とわの指示で誕生祝も簡素に済まされた。同じ頃に平蔵の発症を狙ったように、中島屋の遠縁を主張する宇治屋利左衛門が中島屋からの合力を代官所に願ひ出る一件が起こった。別家十蔵は家業に忙しい中、平蔵の代わりに代官所へ出頭し本人平癒までの日延べを願ひ出た。これは後に内済となった。五月頃、平蔵は筆が取れるまで回復したが、六月につよの体調が悪化し九月に死去した。母とわを始めとして家族は気落ちしながらも、葬式を取り仕切った。

つよや平蔵の病状悪化には、源助の出訴に関する様々な心配事が影響を与えたことだろう。彼らを看病する母とわ・娘ます・婿喜久太・倅大助らの心労も相当であつ

表6 源助出府中の中島屋本分家の出来ごと

年 月 日	出 来 事	引用書状番号
文政7年7月以前	平蔵が「痘」のためか、隠居する 源助・つよの娘ますに、嬉喜久太が迎えられる	
文政7年		
8月	大助が「つう風」となる。後に回復	16-13-4 ほか
閏8月9日	8月16日出発の源助らが江戸へ到着	16-4-2
秋	ますの具合が悪くなる、後に妊娠と分かる つよの病状が悪化、後に回復	16-13-12 ほか 16-13-34 ほか
文政8年		
正月16日	平蔵が中風のため半身不随、痘も悪化。	14-35-21 ほか
2月3日	平蔵が源助へ、今後出訴の件や費用立替に関与しないこと、貞蔵の後見となつてほしいことを伝える	14-35-5
2月23日	宇治屋利左衛門が代官所へ、平蔵家より助勢を得たいとの歎書を差し出す	14-35-9
2月下旬	この頃、平蔵が源助を呼び返すため迎え人を出すと告げる	14-35-9
3月12日	ますが男子を出産、金助と名付けられる	14-35-8 ほか
3月中旬	この頃、宇治屋一件につき平蔵全快までの日延べを申し出る	14-35-8
5月	平蔵の病状が回復し、書状を源助へ送る	16-14-12
5月中	源助が「謹中手鎖」を仰せつけられる。5月26日に「御免」となる	14-35-18 ほか
6月	つよの病状が悪化	14-35-17-4 ほか
6月中	宇治屋利左衛門の一件が内済となる	14-35-23
9月18日	十蔵と文助が狼藉を受けた件で、同日に代官所へ願ひ出る	14-35-26
9月23日	つよが病死	16-13-2 ほか
10~11月	江戸の源助が持病の「りういん」になる。後に快方 ますが乳不足のため、大國屋文助の妻ちかへ分けてもらう	16-13-33 16-13-33
12月	源助が江戸から帰村	
文政9年4月	源助が病身のため出府できない旨の願を出す。代人十蔵出立	

注：東大橋家文書中の書状などより作成。

た。当主の長期不在は、家族のライフサイクルにおいて大きな不安定要因になったと思われる。

3 源助宛ての書状点数

表7は出府中に源助へ充てられた親族家族の書状の内訳である。約一年五カ月の間に一九八通が出された。最も多いのは喜久太で次に平蔵、次いで母と十蔵が同数であった。喜久太は途切れることなく当家の様子を知らせた。母とわは文政七年末や翌年四月頃が増えるが、実の娘つよの具合が悪化する頃より減少した。ますも同じ傾向にあり、つよの死後は出していない。大黒屋文助は主に源助家の家族の様子を知らせていた。

平蔵と十蔵については、最初の五カ月に平蔵が多くの書状を出していたが、正月一六日の発症により絶えた。五月の回復後から再び出されたが本数は減少した。正月以後は、平蔵に代わって十蔵が源助と連絡を取るようになった。また平蔵の書状は、名前が三通り使用されるといった特徴がみられた。「御存」として実名をあげない書状五通は、字体より平

蔵の手によると判断した。これは最初の四カ月だけみられた。次に「隠居」と署名する一〇通があった。特に規則性はないが、家督を譲った立場からの関与という思いが込められていたと思われる。そして「平蔵」署名の一七通である。この他、貞蔵（及び母）の書状は他の連名も合わせて四通である。連名の

表7 源助宛ての家族・親族の書状

差出人	年未詳	文政7年						文政8年						合計					
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月
母	7	2	0	0	2	4	3	2	0	3	4	0	1	0	1	0	2	0	31
ます	2	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	10
喜久太	5	3	1	3	1	2	8	4	8	1	2	3	5	1	3	2	2	0	54
大介	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	2	0	1	1	1	0	12
つよ	2	1	3	1	1	1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	13
文助	3	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	9	
平蔵合計	2	3	1	7	7	1	1	0	0	0	1	1	2	0	2	1	3	0	32
十蔵	1	2	0	1	1	0	2	4	3	0	1	2	5	1	4	1	3	0	31
貞蔵（及び母）	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4

注：東大橋家文書の箱番号16の1~128より該当する書状を確認した。

合計198通だが多人数連名の2通を除いた。追啓のカウントの有無等により誤差があると思われる。

源助の子供連名の書状は喜久太の手であるため「喜久太」に入れた。「母」には「ばば」と署名されたものも入れた。「平蔵合計」は「御存」「隠居」「平蔵」の署名。

貞蔵とその他の連名のものは「貞蔵」に入れた。

書は他者の手であると考えられるが断定できず貞蔵に入れた。以下では、出府・出訴に対する平蔵の考えを五つの観点からみていく。

三 平蔵の書状

1 情報伝達・連絡・費用工面

① 情報の伝達

文政七年八月から年末にかけて平蔵は、町での評判、古禄派の動き、二五人衆や仲間家の動向といった倉敷の情勢を詳しく源助へ知らせた。例えば、九月より村民は「最早新六（禄）は勝ったと、庄屋年寄は負けたとなど申しふらし」ていたとか（16・14・10・1）、出立後に起こった古禄側の連印集め一件とか、立入庄屋が検討されたが二五家が断った件、植田文四郎が年貢取り立てを仰せつけられた件など、いずれも重要な情報であった。

② 仲間間の連絡

平蔵は六家を「仲間」と呼び「廿五人」とは区別していた。しかし、平蔵の言動には仲間からのずれも見えてくる。申一〇月二日付書状で、回覧の順番が遅く割り振られたことについて不服を述べた。「拙は隠居の身故、ヶ

様の義存せずも還て宜しく安心に御座候、尤も承り候はばこの度お越しの書状それぞれの家へ相達し候に、一式三四と番附にてその地よりお指図の趣遅速の取り計らい、これを以て拙身分故ご尤に候え共、廿五人衆へ仲間の内より先へ御披露は合点参らず」とある(16・14・35・10)。

他方で、江戸と倉敷在住の仲間との仲介役は、隠居であることを前面に出して拒否した。申一〇月二三日付書状の別紙追啓で「先書、茜老君より御細書下され候処、右御細書の趣委細外方へも仰せられ候哉、中島屋へ委細申し遣わし置き候条一覽致すべくなど仰せらる哉のよし甚だ以て迷惑致し申し候」、「私は役に立ち候当時人物にこれなく候条、向後は御申し越しなされても詮なき事」、「この一件は源介殿へ貞藏より話これある上は、平藏は掛り合い申さず、尚更今後は左様に心得」てほしいと記した(16・14・14)。

さらに先述の浅原屋弥十・京屋元吉の出訴について、平藏は「もし参り候えば、とても皆様方ばかりの一件にては村役人おし崩し合点参らず候、同人へ加談成され松屋一件など引き出し候はば、これは井筒を始め村役人惣

退去にこれあるべく、只これひとつ楽しみ居候」と述べ、兩人の出府が加勢になってほしいと期待していた(16・14・31、(申)閏(八)月一日付)。その後、長期滞在となった二人は一〇月頃に手持ち金がなくなった(16・14・4、(申)一〇月一日付)。そこで五人へ援助を願い出て、その際に「大橋御隠居様の義、内々御嘶仰せ聞かされ候に付きその儀」を伝えた。このため五人は平藏が二人を支援していると認識した。これに対して平藏は、「毛頭拙ら共掛り合いの事にこれ無し」で、夏から兩人へ会っておらず援助するはずがないと弁解した(16・14・3、申一二月四日付)。ただし間接的に餞別を遣わしたこと、「たとへ申し遣わさず候共、同村の人参り候事なれば連中も知らぬ顔致さるべき様これあるまじく候段」を伝えたと述べているので、この点が江戸で誤解を招いたと思われる。資金を有する中島屋隠居の言動は、江戸の仲間にも誤解されやすかったと思われる。

このような中、平藏は源助に対して仲間にも油断するなと伝えていた。例えば申一〇月一日、源助の手に同時に二通の書状が到着したが、一〇月朔日付の書状に、もう一通は「仲間の衆へ見せ状と心得いたし、その心得

にて調べ遣わし」たもので、「その内見せずに相済み候はば然るべく取り計らう」ようにと書かれてあった(16・14・9)⁽¹⁶⁾。加えて「外の連中は便り(頼り)になり申さず」、「内田屋などのしし武者御頓着なられまじく」と、さらに桜屋・下津井屋も想定しての言葉と思われるが「度々に皆々むつまじき由仰せ越され候え共仲間合い合点参らず」ことなどを述べていた。

これ以後は「他見無用」の書状もみられた。この他、最年長の茜屋惣平について「茜惣事始終金銀の元方を相勤め、自身の事のみならず外連中の事をば取り極まり、同人に権柄をとられお惱り成られ候哉まぎらわしく存じ奉り候」といったように、「仲間」内での源助の位置づけを心配していた(16・14・5、申一月一日付)。

③ 費用の工面について

六家はそれぞれ出資していたし借金もした。江戸の間五人は早い時期に「塩尻右京」より五〇両の借金を決めたが、平蔵は「願わくばナシに成されたく」と述べていた(16・14・31、(申)間八月一日付)。次いで一〇月朔日付の書状にも「この度塩尻に仰せ下され候趣御尤もに存じ奉り候、しかしたとえ入用候共、最早この後は塩尻

は御無用ならるべく候」と記していた(16・14・9)。結局借金は実施され、後に岡田為替金により六家中で振り替えた(表1)。平蔵の希望は「この後御入用金は又又外様より御調達成され候様お取り計らい成るべく候、御互いに代わり代わりなさる様致したく」という形であった(16・14・35・10、一〇月二日付)。負担をめぐる仲間中への姿勢はさらに厳しくなっていく、「江戸出入りにて身上を仕舞い候者多分にこれあり、この段は得と連中へ私も異見差し加え候段御相談なさるべく候」と述べていた。(16・14・5、申一月一日付)

文政八年の夏になると、「中間金不自由にて御惱りなさるの由御尤もの儀に存じ奉り候、最早外連中衆の不由気の毒ながら致し方これ無し、貴様には決して御不自由なされまじく」(16・14・23、西七月二〇日付)として、仲間全体への送金を断るという姿勢がみられた。さらに「この一件の入用金割賦定めて相済みご帰国の節、浜田屋と争論に相成るべく、広田の義御考え置きなさるべく候、今より左様の義御考え置きこれなくては御帰国の節ざこ(雑魚)をたらし申すべく候、拙少しはそのキザシ(兆し)を存じ候事これあり候」と記した。費金負担をめぐ

り帰国後仲間内で対立が起こると予想していた。

以上、②や③は出訴や仲間に対する平蔵の考えを示している。平蔵は中島屋の隠居として、源助を通じて仲間に見解を述べ、源助が主導性を有しているか気を配っていた。訴訟後について彼の考えを端的に示すのが次の文である。「たとえ勝利これなく共、この方并に広田両人は村役人共この後たりとも、いろいろ（弄い）候事はこれあるまじく、向後はもし負けたらばこの方より心一ぱいに何か故障致し遣わすべく候、外衆はその節困り候事」とある（16・14・5、申二月一〇日付）。訴訟の結果そのものよりも、中島屋当家が倉敷村内で地位を上げることがより重要であると考えていたのである。

2 家格上昇と本分家関係

④ 苗字帯刀の許可について

平蔵にとって、文政八年（酉）正月七日付と同月一日付の二通で述べられた一件は大変重要な事項であった。江戸の大和屋小兵衛より源助に、中島屋が錢座を請け負う件について打診があったので、源助が平蔵に相談したため、その返信をしたのである。七日付書状の一部

を引用する（16・14・17）。

（前略）○もしや仰せ付られ候はば、身元お聞き糺しの上仰せ付けらるべく候哉、○苗字帯刀はいかが、○錢座ならば金座銀座に順じ相応に格分も仰せ付けらるべく候哉、○錢は如何にして取り越し候や、銀に何程下され候哉、惣て取り捌き方如何哉、何程の利益哉、又は何程の毎年損失哉、尤も苗字或いは格式等も仰せ付け候はば、たとい少々づつ損失これあるとも、苦しからず哉と存じ候、

右の取り組みに若しや賄賂（ワイロ）等入れ候はば相応に格式なども下され候事ならば、たとい五百金千金入れ候とも致し置き度く事に候、その内一代切りの格式は望みにこれなし、まいない等も出来候はば当時の振り合い故、何卒致し置き度存じ奉り候、相応によき手寄を以て手段付き候はば相成るべき事とお考えなさるべく候、

とても村一件所にもこれなく、何分得と御相談御聞き合せ御取り決めならるべく候、幸い御出府中義、御油断なく頼み上げ奉り候、当時皆々分格をもらい候も見聞ならては出来がたく候間、とても錢座とて

も利益をねらい候積りはこれなし、損失無しに出来候はば重畳の事、当時の取り組みには相応入用これある事は勿論の事、何分得と頼み上げ奉り候(後略)

天保八年(一八三七)頃、成人した貞蔵が苗字帯刀を切望したことは山下論文が明らかにしたところであるが、新禄古禄騒動の最中にあつた文政八年の父・平蔵も、苗字帯刀が家の繁栄につながると確信していたようである。しかしこの直後、平蔵は中風を発症し「半身不随」になつた。この一件のその後の進展は確認できない。

⑤ 分家に対する本家としての姿勢

平蔵は、金銭面について源助には不自由させないという姿勢を貫いた。また帰国要請については、文政七年中は勝利が見込めなければ帰国してはどうかと提案するに留まっていた。しかし発症後は、早々の帰国を依頼した。翌年七月に平蔵は無理を押し募参りへ行つた。その時の思いを、「私無病ならば急度致し方これあるものを、拙病氣とて幼少の貞蔵を見侮り、十歳・文介兩人こと(事)通らぬ事残念至極いか計りく、何分にも貴様御帰国を待ち居り申し候、殊にこの度の村一件も貴様計り人の免ど(面倒)に候間、能々御心得なさるべく、最早この上

重荷をおかたぎ(担ぎ)なさるまじく」と述べている(16・14・23、西七月二〇日付)。中島屋本家が市中で侮られているという思いから、源助の帰郷を強く望んでいた。

九月につよが亡くなつて後「たとえ一件は兎も角も、一先ず貴様にはせひせひご帰国これなくては相成り申さず、遠路甚だもつてご苦勞に存じ奉り候え共、必ずくお帰りなさるべく候」というように、帰国を望む文言はさらに厳しくなつた(16・14・21、西一月五日付)。その背景には家業取締りの不備の深刻化があつたようである。この時期、「御留守中、本家伯父様には御不例、私(喜久太)共は万事不行届むきに付ては諸帳面その外諸事の故、去秋御出立已来行成りとて一向諸メリ付き申さず候、彼これと本家伯父様にも御心痛、片時も早く御帰国遣わされず候ては両家断絶に及ぶべきなどと、御病中ながら格別に御心配」であつたという(16・82・11、(西)一月五日付)。中島屋の諸経済活動の要となる帳面管理(金銭管理)に滞りが見られていた。

再び平蔵の書状にもどると、西十一月一日付の書状が源助にあてた最後の一通である。ここでは「この度はこの書状着次第御出立これなくては誠に人倫は失い候人

に御座候」、「かくの如く申し遣わし候て御帰りもこれなく候はば耳に穴なき人倫外の人心得、向後御文通を止め申すべく候」と絶交が宣言されている(16・14・25)。相
当な危機感と覚悟がうかがえよう。そして同じ頃、江戸
では新禄古禄共に帰国を命じられたため、源助は茜屋惣
平と共に一二月に帰国することが出来た。

以上、文政八年に入ると平蔵の大病、私的な訴訟、金
助の誕生、源助の妻の死去など中島屋本分家に大きな出
来事が続いた。秋には経営面での不備も露呈した。また
以前から倉敷市中の治安は悪く、中島屋では九月に十蔵
と文助が狼藉を受けている(表6)。このような中で平蔵
は危機感を増し、同じ出府人である「仲間」の了解が得
られずとも、源助を帰郷させるべく腐心した。

おわりに

このほか正月一六日以降、平蔵に代わり源助へ書状を
出した十蔵も、倉敷町中にかかわる重要な情報を送って
いた。例えば、茜屋が二百両を受け取り内済に応じたと
か(16・14・35・4・1、(西)三月二六日付)、中島屋だけは
強硬派であるとかいった噂が倉敷町中で流れた(16・14

・35・18、(西)六月二日付)。江戸の源助にとって重要な情
報となっただろう。また費用面でも、源助に不自由はさ
せないが仲間への出金は制限する方針を十蔵も維持して
いた。五月に倉敷の仲間中から出金が求められたが、十
蔵は以前に一五両差し出したのでこの度は外してほしい
と交渉している(16・14・35・16、(西)五月一日付)。

源助の家内では喜久太が、家業の経営について毎回報
告し家族の状況を知らせ、祖母の言葉を代伝した。源助
の書状の祖母らへの読み聞かせも務めであった。若い彼
は義父を気遣いながらも、家業に不慣れな自分のことを
度々「愚能」であると表現している。この他娘ますや倅
大介、妻つよや母とわの書状も紹介できなかったが、い
ずれも家族らしい心情にあふれる内容である。

以上、本稿では長期に及ぶ当主の出府が、本人だけで
なく家族・親族の大きな負担となった実情を追った⁽¹⁹⁾。

また本稿では、新禄側から七人が出府した文政七年八
月〜同八年一二月の様子をみてきた。旧来からの惣代で
ある六家と、別に「惣代」二人を出府させた二五家はゆ
るやかに連帯していたが、出府中の費用負担などは区別
されていた。また中島屋平蔵が二五家だけでなく六家の

「仲間」も完全には信用しなかったこと、彼の望みは村内での中島屋の地位の上昇であり、そのために苗字帯刀を得ることを切望していたことを確認した。

しかし出府人が内輪で苗字を使用していたことに見られるように(表1)、中島屋にとどまらず、新緑の家々は児島屋に次いで苗字使用を狙っていたといえよう。各家は、出訴参加で得られるだろう利益と家の経営状況を比較しながら、出訴へのかかわり方を時宜に応じて判断したのではないだろうか。

注

- (1) 『新修倉敷市史 4』(倉敷市、二〇〇三年)、山本太郎「近世幕府領支配と地域社会構造」(清文堂出版、二〇一〇年)。
- (2) 以下、書状は全て東大橋家文書。番号のみ記す。
- (3) 『新修倉敷市史 4』三〇二頁。
- (4) 東大橋家文書16―4―8。
- (5) 『倉敷市史(第四冊)』(名著出版、一九七三年)二八〇頁。
- (6) 大橋家文書Ⅱ―8―A―6「乍恐以書付奉願上候」。
- (7) 注(3)と同書、二八一頁。
- (8) 「東都諸勘定さし引抜書」(東大橋家文書16―4―2)が同日より記入を開始することから判断した。
- (9) 注(5)と同書、二八一頁。
- (10) 注(1)の山本本、表4―24、三二九頁。

(11) 大橋家文書Ⅱ―8―D―1。

(12) 注(1)の山本本、二九九頁。

(13) 『備中倉敷大橋氏諸家譜』。

(14) 注(1)の山本本では貞蔵を、古縁を訴えた訴訟における中心的存在とするが(三三三頁)、出府時の状況では後見人の源助、

又は十歳か平蔵がその評価にふさわしい。

(15) 注(3)と同書、二八五頁。

(16) 同日に到着していることからもう一通は一〇月二日付の16・14―35―10と思われる。

(17) 山下洋「身上」と「家柄」―ある倉敷町家女性の書状にみる―

『倉敷の歴史』七号(倉敷市、一九九七年)。

(18) 大橋家文書Ⅱ―8―D―1。

(19) 中島屋源助も江戸でりゅういん(溜飲)や風邪になっていた。

〔付記〕 本稿の執筆に当たって歴史資料整備室の皆さんに多大な援助を受けた。ここに謝意を表したい。

(すと) ゆさえ 井原市教育委員会文化課

犬養毅と安原太郎

—犬養毅の支持基盤を探る—

前田 昌義

はじめに

犬養毅に関する従来の研究は犬養毅自身に関するものが大半で、選出基盤の岡山県地域の人々との交流を明らかにしたものは少ない。そこで私は犬養毅と地元の人々との交流について検討してき、本誌第二十一号では「安原太郎・犬養毅・星島二郎関係書簡」を紹介した。本稿ではこの「安原太郎・犬養毅・星島二郎関係書簡」を中心に犬養毅と安原太郎との交流を明らかにし、犬養毅の選出基盤である岡山県地域の人々との交流の一端を明らかにしたいと考える。その「安原太郎・犬養毅・星島二郎関係書簡」とは、次のようなものである。

- ①大正十四年八月三日付安原太郎宛犬養毅書簡
- ②大正十四年八月三日付安原太郎宛星島二郎書簡

- ③大正十四年八月十六日付安原太郎宛星島二郎書簡
 - ④昭和三年二月二十七日付安原太郎宛犬養毅書簡
 - ⑤昭和四年十二月付安原太郎宛犬養毅書簡（印刷）
 - ⑥昭和五年二月二十二日付安原太郎宛犬養毅書簡
 - ⑦昭和六年九月二十四日付安原太郎宛犬養毅書簡
 - ⑧昭和七年二月五日付安原太郎宛犬養毅書簡
 - ⑨「昭和七年二月十一日付」安原太郎宛犬養毅書簡
 - ⑩「昭和七年二月二十一日付」安原太郎宛犬養毅書簡
 - ⑪「昭和七年二月二十七日付」安原太郎宛犬養毅書簡
 - ⑫昭和七年二月二十九日付犬養毅宛安原太郎書簡
 - ⑬「昭和七年」犬養宛安原太郎報告書
- このように、大正十四年（一九二五）と昭和七年（一九三二）のものが多く、大正十四年の犬養毅の議員辞職・再選と昭和七年の選挙についてとを中心に検討していく。

一 犬養毅と安原太郎について

安原太郎は、明治二十一年（一八八八）に生まれ、岡山中学から第六高等学校に進むが病を得て退学する。そして、明治四十二年中庄小学校に代用教員として勤めはじめ、やがて教員となるが、大正二年に中庄小学校教員をやめる。その後は、大正五〇九年都窪郡会議員、大正六〇十年中庄村学務委員、大正七〇年中庄村青年団長、大正十〇十一年中庄村会議員などを務め、大正十〇十四年には中庄村長となる。そして、昭和六〇十年には岡山県会議員となつている。昭和二十五年六十四歳で亡くなつて⁴いる。この安原太郎は、大正十四年犬養毅が自ら率いる革新倶楽部を立憲政友会に合併させた後に議員辞職した時、選挙区民が本人の意志に反して再度犬養毅を当選させるが、その時に再選を受諾させに上京した代表の一人である。また、昭和七年の衆議院議員選挙では会計担当者⁵を依頼されていた。つまり、大正末から昭和期にかけて、犬養毅支持者の中心人物の一人であった。

この安原太郎と犬養毅の関係がはじまるのはいつであらうか。安原太郎の「そ⁵ろ言」では、明治四十二、三

年頃（大正二年の間違⁶い）岡山市の下石井の広場で憲政擁護大会が催され、犬養毅らを見たことを「思えば遠く眺めた畏敬尊崇そのものの先生であった」としている。つまり、この大正二年頃は、遠く眺める存在でしかなかった。安原太郎の「木堂宗の経典⁷」では、犬飼源太郎の「最後の選挙には小生廿九歳にて参謀長格を承り尽力致したることに候」とある。犬飼源太郎は犬養毅の師の犬飼窓の孫で、犬養毅系列の県会議員を経て立憲国民党の国会議員となつていた人物である。⁸この犬飼源太郎は大正十二年に没しているが、最後の選挙は大正六年の衆議院議員選挙である。大正五年から安原太郎は都窪郡会議員となつており、この時期から犬養毅らとの関わりが深くなつたものと考えられる。その後、大正九〇十三年の衆議院議員選挙は、小選挙区制であり、都窪郡・吉備郡を選挙区とする第四区から犬養毅は当選する。大正十〇十四年、安原太郎は中庄村長であり、隣の庄村長で都窪郡選出の県議員でもある内田弥太郎は犬養毅の国家老的存在であり、この時期に安原太郎は犬養毅系列となつたのではないかと考えられる。

二 大正十四年の犬養毅の議員辞職・再選を巡って

犬養毅は、大正十四年五月に自ら率いる革新倶楽部を立憲政友会に合併させ、議員辞職して政界を隠退しようとする。しかし、当時は立候補届出制ではなく、選挙区民は補欠選挙において犬養毅を再度当選させる。これについて先行研究⁽¹⁰⁾では、「岡山県において犬養が、第一回総選挙以降常に連続当選するほど支持基盤が確固としていたため、中央政界において最も注目された大正政変期から大正中期頃までは、県会において国民党が牛耳るまてになった。その犬養を岡山県で常に支えたのは、「地方名望家層」であるとともに、岡山県木堂会を中心とする熱烈なまでの犬養支持者たちであった。それゆえ彼らにとって政界からの犬養の引退は、考えられないことであつた。」としてゐる。

確かに連続当選してきた以上、犬養毅の支持基盤は「確固」としてゐたし、犬養毅を「地方名望家層」が支え、「熱烈なまでの犬養支持者たち」⁽¹¹⁾がいたのも確かである。しかし、以前私が指摘したように、犬養毅以外の候補を推そうという選挙区内の動きも見られたし、時任が指摘す

るように、大正八年には、立憲政友会と大原孫三郎が結び犬養毅の岡山県会での勢力を弱めるに至つてゐる。つまり、犬養毅の支持基盤は盤石のものであつたというよりも、さまざまな葛藤を抱えつつ犬養毅を支えてきたのであり、犬養毅の補欠選挙での当選もさまざま葛藤の産物であつた。

当時の『山陽新報』で犬養毅の議員辞職以降の報道を見ると、必ずしも犬養毅再選が最初から噂されていた訳ではない。五月二十七日に犬養毅と古島一雄が議員辞職願を提出したことが新聞に載る⁽¹³⁾。すると、内田弥太郎、古屋野橘衛、長尾俊憲、原澄治、林源一、秋山定輔、長尾豊吉が後継候補かと名前が挙がっている⁽¹⁴⁾。

六月三日に帰岡した小橋藻三衛代議士は、後継候補について内田弥太郎が昨年衆議院議員選挙で岡山市選挙区から当選した岡田忠彦関係の選挙違反事件で欠格となつてゐるが、天皇陛下の銀婚式の特赦にあつてゐる筈だと語つてゐる⁽¹⁵⁾。犬養毅のちにははつきりと内田弥太郎を後継候補に推しており、議員辞職の時には既に内田弥太郎を後継候補にと考えていたとも考えられる。

しかし、内田弥太郎は犬養毅からの立候補要請を固辞

しており、その上選挙戦略上困難な問題もあった。それは、選挙違反による欠格が恩赦によって復活できたとしても、内田弥太郎は現職の都窪郡の庄村長であるため、衆議院議員選挙法第十四条で「選挙事務ニ関係アル官吏、吏員ハ其ノ関係郡市内ニ於テ被選挙権ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ経過セサル者亦同シ」とあることに抵触して、都窪郡と吉備郡からなる第四区では都窪郡での得票が認められなくなるのである。

このように内田弥太郎は欠点もあり、その上対立する憲政会から原澄治の立候補も噂されていた。⁽¹⁹⁾このため、勝てる候補をとという意識で、候補者選定は難航する。

しかも、普通選挙法が通っているので、次の選挙は中選挙区制となり、岡山県を東西に分けた西半分から五人が当選することになる。その時には、児島郡・御津郡の第二区から選出されている星島二郎が都窪郡・吉備郡の犬養毅の選挙地盤を譲ってもらう「黙契約」となっているとも言われ、⁽²⁰⁾一期のみ第四区から出馬する中継ぎ的な立場では、なかなか候補者が得られなかった。

県会議長である長尾豊吉の立候補も取りざたされたが、長尾は都窪郡・吉備郡に縁故がない輸入候補となる

上に、⁽²¹⁾吉備郡出身で川上郡・阿哲郡・上房郡の第六区から選出されている西村丹治郎が次の中選挙区での選挙をにらみ長尾の立候補を快く思わないとも言われた。⁽²²⁾

かくして犬養毅再選説が浮上する。『山陽新報』では、七月七日の立憲政友会岡山支部第四区補欠選挙対策協議会で犬養再選説が多く出たと報道されている。⁽²³⁾しかし、内部では早くも六月七日には犬養毅再選説が出ていた。議員辞職の説明のために犬養毅が帰岡し、六月四日に革新倶楽部岡山支部で県選出代議士、県会議員の懇親会がもたれる。そして、六月九日、十一日に第四区の各所で集会を開いて犬養毅が説明する。これに合わせて帰岡した星島二郎に安原太郎は六月七日に岡山まで呼ばれて会い、「補選ノ人物詮衡難其他ノ為木堂重選決行ノ意見ヲ徴サル」と候補者難で犬養毅再選の話が出ている。⁽²⁴⁾そして、六月十一日に犬養毅が選挙区に説明に来るので、安原太郎は村会議員に次の六月九日付文書を出して集会を呼びかける。

六月九日

村長 安原太郎

村会議員殿

拝啓 前略

犬養木堂先生退任御挨拶ノタメ明後十一日午後正二時御来村ニ相成候ニツイテハ、御多用中恐入候ヘトモ同日正刻ヨリ一時間早く正装ニテ性徳院ニ御来会成被下、万事ノ御幹旋願ハシク存候、之ハ御通知旁々御依頼マデ 早々

その後、六月二十二日に「旧革新倶楽部支部楼上ニ於テ西村代議士、戸川県会議員、内田弥、大森茂、平松長、長尾俊諸君ト第四区補欠選挙ニ付打合せ会ヲ催ス。」と、補欠選挙について選挙区の主要人物の会合が持たれた。そして、六月三十一日には、「内田、星島諸氏ニ手状」と補欠選挙の運動準備と思われる動きが始まっている。七月四日には、大海原知事が第四区補欠選挙は七月二十二、二十三日頃と語ったという報道がされる。

七月十一日の有志協議会に出席した安原太郎は、七月十六日の吉備郡・都窪郡の協議会に向けて、七月十四日に会議を招集する文書を村会議員らに出した。

御通知

七月十三日

村会議員殿

自治会各役員殿

拝啓 大雨^{いた}臻り御同憂此事ニ存候、扱テ第四区衆議院議員補欠選挙ニ関シ御協議致置度候ニ付、御都合相付キ候ハ、明十四日午後八時ヲ期シ、中庄校ニ御参会成被下度候 敬具

この七月十四日の補欠選挙についての村内の協議会では、「多少ノ異論ハアリタレトモ世間並ノ選挙ヲナスコトニ申合セテ参会^(殿)。」と、犬養毅再選が決定される。

また、七月十六日の吉備郡・都窪郡の協議会での犬養毅再選決定に向けて、立候補を考えていた人々の間で調整も行われた。七月十三日には「倉敷木山氏ヨリ来宅希望ノ態人アリ、補選出馬ノ相談ナランカ」とあり、七月十五日には「木山氏ヨリ態人アリ、大森氏へ交渉ノ經過問合セナリ、電話ニテ通話六カシカリレバ手紙ニテ交

渉セル由申送りタリ」「帰リヲ内田氏宅ニ立寄り木山氏ノ事情並ニ県道陳情ノ経過ヲ内田氏ニ報告シ置キタリ」⁽²⁴⁾とある。立候補が取りざたされていた木山巖太郎と犬養毅再選を目指す選挙区有力者との間を安原太郎が仲介していたらしい。このため、七月十六日の協議会で、安原太郎は「新聞紙ニ自分ガ調停ニ立チタル云々掲載セラレタルニ付一言釈明シ置キタリ」⁽²⁵⁾としている。

七月十六日の協議会では犬養毅再選に決し、七月十七日付文書で、安原太郎は投票を村内に呼びかけた。

七月十七日

安原太郎

殿

拝啓 愈々御清康奉賀候、陳者来ル二十二日ヲ以テ執行セラル、第四区補欠選挙ニツキテハ既に新聞紙上ニ於テ御承知ノ通り昨十六日ノ吉備都窪両郡役所ニ於ケル有志協議会ニ於テ犬養先生再選ニ決シ、又本村ニ於テハ去ル十四日夜村会議員自治会正副支部長有志諸氏ノ会合熟議ノ結果先生再選ニ決定致シ候ニツイテハ、農繁ノ最中ナガラ一般有権者ノ精々棄権スルコトナキヤウ御配慮相煩シ度候、此度ノ選挙

ハ全国ニモ類ナキ将又我憲政史ニ空前ニシテ絶後トモ謂フベキ純真ナル理想選挙ニ有之、且ツハ本村トシテハ先生御退任御挨拶ノ為地区内ヲ遍歴セラレタル御ニハ去月十一日親シク駕ヲ扞ケテ来村セラレタル関係モ有之、繁忙ノ時季ナカラ是非練合セテ御投票ヲ依頼仕度切望此事ニ御座候、此度ノ補選ニ関シテハ種々ノ浮説アリテ、或ハ候補難ノ為メトカ或ハ権謀機略ノ為メナリトカ或ハ一般選挙界ノ覚醒ノ為メトカ色々ノ説ヲナスモノ有之候ヘトモ、斯カル第二義的第三義的ノ不純ノ意図ハ寸毫モ御座ナク、選挙区民トシテハ先生ヲ選挙スルコトガ我が国家ノ為メニ最善ノ道ナリト信ズル唯一無垢ノ信条ニヨリ邁進スルモノニシテ、此点一般有権者へ御宣伝ノ上宜敷御斡旋ノ程御懇願申上候 敬具

犬養毅再選については、さまざま憶測が飛び交い、選挙民も迷うところであった。そこで、「選挙区民トシテハ先生ヲ選挙スルコトガ我が国家ノ為メニ最善ノ道ナリト信ズル唯一無垢ノ信条ニヨリ邁進スルモノニシテ」と迷わず投票に行ってくれるように呼びかける必要があ

った。これは、ある程度の圧倒的多数で再選しないと犬養毅が引き受けてくれないと思つての行動と考えられる。

七月十九日には岡田代議士が再選阻止のために来て、倉敷町で会合が持たれた。岡田は「此度ノ再選ハ先生ノ困惑甚シキ旨」「カナリ内情ニ立入りテ先生ノ苦境ヲ誠意ヲ以テ披露」した。しかし、安原太郎は「先生ガ東京ニ於テ岡山ニ於テ更ニ四区各所ニ於テ辞任ノ理由ヲ陳ベラレタルモソレハ真相ニ触レテイナイ、其為メニ選挙区民ハ先生ノ心中ノ模様ヲ把握シ得ズ、即再選ハ表面上不合理ト信ゼズ、即チ先生ヲ再選スルコトガ国家ノ為最善ナリト信ジテ何等他ニ求ムル処アラズ⁽²⁴⁾」と反論した。

選挙結果は、都窪郡六二二〇、吉備郡六五二三、計一万二七四三の有権者数に対し、都窪郡一八〇一、吉備郡二五一九の計四三二〇の投票数、犬養毅の得票数は四一九七と圧倒的であつた。⁽²⁷⁾しかし、大正十三年五月の選挙の、第四区有権者数一万二七〇五、投票数八一七七、犬養毅の得票数八一〇一に比べ、⁽²⁸⁾低調な選挙であつた。

犬養毅の再選は実現したが、その後都窪郡側から中庄

村長安原太郎、内田弥太郎、茶屋町大森茂登治、吉備郡側から薬師寺県会議員、高松町長平松長之助、総社町長池上勢平が七月二十六日に犬養毅の再選受諾を取り付けるために上京し、西村丹治郎同道で七月二十七日に再選受諾を取り付けている。⁽²⁹⁾犬養毅は「イツマデモハ困ルカラ一年間シタラ辞スルノ意味(他ハ公表セズ)ニテ受諾ス。三十六年間コチラカラ頼ニシタノダカラ此度ハ困ルケレトモ敬意ヲ表シテ一応受諾セン⁽²⁴⁾」と再選を受諾した。その後安原太郎等は「一同雀躍シテ喜ビ直ニ明治神宮ニ参拜シ帰リテ先生御宅ニ立寄り心カラナル西洋料理ノ馳走ニナリ記念ノ写真及扇ヲ賜リ欣々然トシテ先生ノ御屋敷ヲ辞シ有楽町ナル政友会本部ヲ訪シ秋田氏ノ紹介ニテ田中幹事長、望月総務(圭介)ニ委曲ヲ語り更ニ新聞記者室ニ記者一同ニ面接、受諾ノ経緯ヲ委曲報告ス⁽²⁴⁾」と再選受諾の発表に動いている。その後、平松、薬師寺、大森は岡山に帰り、安原は西村丹治郎宅に泊まった。

翌二十八日、安原太郎は帯江信号所を停車場に昇格させるための陳情を行っている。西村丹治郎、内田弥太郎とともに安原太郎は「岡田東京市助役ヲ其私宅(永田町二丁目)ニ訪問シ先頃来ノ御配意ヲ謝シ帯江信号所ニツ

キ鉄道省運輸局長種田氏ニ陳情ニ赴クニ岡田氏ノ自動車ニテ宮城前ノ道路ヲ疾馳セルトキハ一生ノ愉快ト覺エタリ、種田氏ハ岡田氏ノ係リ合ヒ人ト覺エタ²¹としてゐる。

犬養毅は、普通選挙法成立の見通し、自ら率いる革新倶楽部の政友会への合同を自らの政界からの引き際と考えたのであろうが、それを許さない選挙区の事情があったのである。それは、犬養毅の選挙地盤の後継者問題である。犬養毅の子の犬養健は、のちに政治家となるものの、この時期はまだ被選挙権もなく、文学者としての活動に熱心である。⁽³⁰⁾ 犬養毅の後継者となり得たであろう犬飼源太郎は死去し、内田弥太郎は選挙違反事件で欠格中であつた。後継者問題を詰めないままに、議員辞職に走つた犬養毅。しかし、犬養毅は再選される。後継候補擁立が難航した結果、窮余の策として犬養毅再選となり、再選を受諾させるために、組織的に投票への動員が図られた。こうしたことの背景には、選挙区がこの時期には地域利害の代弁者としての議員を支える組織となつてゐたことがあるのではなからうか。前掲拙稿「昭和二年五月二十三日付古谷博宛犬養毅書簡をめぐつて」⁽³⁾で指摘したように、安原太郎は帯江信号所を駅に昇格させるため

の陳情に動いており、犬養毅の議員辞職以前にも上京して犬養毅にも陳情し、犬養毅から鉄道大臣に話しておこうという言葉ももらつてゐる。そして、この再選受諾のための上京時にも、駅昇格のための陳情を行つてゐる。安原太郎が再選に動いた動機には、地元選出有力議員の犬養毅の政治力が地元の利益のために必要だという判断もあつたのではないだろうか。

犬養毅は、安原太郎宛書簡（①大正十四年八月三日付安原太郎宛犬養毅書簡）で当選受諾交渉に上京した労をねぎらい、当選証書の受領書を差し出したことを述べ、「現今の政況よりすれバ議會解散ハ免れざるべきニ付今より適當の候補を定められ度御依頼申候、此度の再選甚困却致して素志を屈するの已む可らざる場合ニ至候ものニ付、此次きハ何卒小生の素志を遂けしめられ度懇請致候」と不本意ながら再選を受諾した心中を書き送つた。

再選を受諾させた安原太郎たちは七月二十九日には、星島二郎に誘われて、富士五湖に遊び、七月三十日には岡山に帰つてゐる。帰岡後星島二郎から届いた書簡（②大正十四年八月三日付）では、「先日は実に愉快でした、御

迷惑ではしたらふが思出は楽しく清き事と信じます」と、再選を受諾させてほっとした様子が窺える。

三 昭和三年～昭和六年の安原太郎と犬養毅

その後、昭和三年の衆議院議員選挙では、内田弥太郎の立候補が取りざたされていたが、候補者調整の結果犬養毅が立候補し、内田弥太郎の立候補はなくなる^③。立憲政友会は二一八議席を獲得し、第一党に復帰する。

この選挙の後、犬養毅は安原太郎に書簡^④（昭和三年二月二十七日付安原太郎宛犬養毅書簡）を送り、選挙での尽力を感謝している。この昭和三年の選挙から男子普通選挙となり、立候補届出制となる。岡山県は東西に一区二区と分かれ、各五人が当選する中選挙区制となる。大正十四年の再選時には、一年ほどで次の選挙には引退したいとしていた犬養毅だが、第二区から立憲政友会の候補として立候補し、当選する。安原太郎はこの時には既に中庄村長を辞めているが、犬養毅の選挙では動いていた。このうち、昭和四年の立憲政友会総裁の田中義一の急死によって、犬養毅が暫定総裁に担がれる。この時、犬養毅は人々に就任の挨拶状^⑤（昭和四年十二月付安原太郎宛

犬養毅書簡（印刷）を出す。ここでは、「老生曩きに政界退隱の決心を声明致候以来適當の後継者を得て之を推薦致度と常々苦心致候」と政界退隱の機会を窺っていたが、立憲政友会総裁田中義一の急死で凶らずもその後任となった。そのため「初志を翻して再び政界に奔走する身」となった。目下の急務である不景気への対策と政界浄化に努力し、「産業立国并地方分権等諸案を具体化して其実施を謀る為めニ余命を捧げた」とし、「政界退隱の事を取消し奮て国家ニ貢獻致候決心ニ候」としている。

立憲政友会総裁となった犬養毅は、昭和五年の選挙を迎える。しかし、結果は立憲民政党二七三、立憲政友会一七四と立憲政友会の惨敗となる。この時も安原太郎は犬養毅を支持しており、礼状^⑥（昭和五年二月二十二日付安原太郎宛犬養毅書簡）が残されている。

このうち、昭和六年の岡山県会議員選挙に、安原太郎は都窪郡選挙区から出馬する。しかし、昭和三年に倉敷市が誕生して、この県会議員選挙から都窪郡は従来の定数三から定数二となった。このため立憲政友会系候補の候補者調整が上手く行かず、現職の内田弥太郎、林源一、新人の安原太郎と定数二のところに三人立つように

なってしまう。⁽³²⁾ このため犬養毅の熱心な支持者の一人で茶屋町の神官で茶屋町信用組合専務理事などを務めた大森茂登治⁽³³⁾と安原太郎は行き違いを生じてしまう。そのことを相談した安原太郎に対して、犬養毅は気にするな、選挙の形勢は大丈夫と信じるとする書簡⁽⁷⁾昭和六年九月二十四日付安原太郎宛犬養毅書簡を書き送っている。結局、安原太郎は県会議員に当選する。

四 昭和七年の衆議院議員選挙をめぐる

昭和四年に立憲政友会総裁となった犬養毅は、昭和六年には総理大臣となり、昭和七年の選挙を迎える。

この時、犬養毅は書簡⁽⁸⁾昭和七年二月五日付安原太郎宛犬養毅書簡を安原太郎宛に出している。これは、犬養毅の息子の健から選挙の会計担当者を安原太郎に依頼したが断られ、犬養毅が直接再度依頼した書簡である。そして、選挙費用を多く使うことを戒め、「之を避るるためニ落選しても落選ハ却て名誉也」とする。この書簡は、すでに『犬養木堂伝』『木堂書簡集』で紹介されている⁽³⁴⁾。ただし、今回書簡の現物を見ると、紹介されているものには若干の読み間違いがあるが、それ以上に不審な点が

ある。それは、昭和三年の最初の男子普通選挙で、多額の選挙費用がかかり驚いたとして、選挙界革新を主張する自分が多額の費用を使うわけにはいかないと述べる「老生ハ選挙界革新を主張するものにて自己の選挙ニ於て四万金を要する如き事ハ断然これを避けたし」という部分である。この部分の金額は、『犬養木堂伝』では「〇万円」、『木堂書簡集』では「何万円」とされている。書簡現物の文字は、明確に「四万金」である。つまり、選挙で四万円も使うようなことをしては困ると犬養毅は書簡では述べていたが、『犬養木堂伝』『木堂書簡集』では金額がぼかされている。これは、当時の公定選挙費用が一万二、三千円であったことによると考えられる。つまり、犬養毅が暗殺されるのは昭和七年であるが、『犬養木堂伝』は昭和十四年、『木堂書簡集』は昭和十五年の出版である。当時五、八万円の選挙費用がかかると言われていたが、⁽³⁵⁾十一、二年前の選挙で明らかに公定選挙費用以上に使おうとしていたということが明言されるのはまずいという判断が『犬養木堂伝』『木堂書簡集』の著者・編者の鷲尾義直にあったのではなからうか。

なお、大正十三年五月の小選挙区制の時の衆議院議員

選挙の犬養毅の選挙費用は、競争相手が居なかったこともあり、事務所費が三〇〇円、有権者への依頼状と当選挨拶と一有権者に二度手紙を送った郵税印刷費六〇〇余円、計一〇〇〇円とされ、「恐らく全国を通じて選挙費を使わない随一であろう」とされていた。⁽³⁶⁾先の書簡では、明治二十五年の選挙干渉の時三〇〇〇円かかった以外は「四十余年間毎次一千元以内で事済みたる」と犬養毅は述べているが、有権者数も少ない時代や小選挙区の時代に比べて、男子普通選挙・中選挙区制で有権者数も選挙区も拡大したため、選挙費用は増大していたのであろう。とにかく、この書簡によって安原太郎は、選挙の会計担当を引き受けたと考えられる。新聞記事によると、犬養毅系の県会議員は、内田弥太郎と安原太郎とが挙げられている。大正九〜十三年の小選挙区の時期に、犬養毅の選挙区であった都窪郡・吉備郡の有力者たちが犬養毅とのつながりを深めていた。そのため、中選挙区になった昭和三年以降の時期においても、政友会系候補者の地区割りの中で、犬養毅は都窪郡・吉備郡を中心として立候補し、その地区の県会議員が会計担当等を務めていたのではなからうか。そして、その中で昭和七年の選挙で

は安原太郎に会計担当が回ってきたのではなかったか。

この犬養毅の書簡に対して、選挙の会計担当者を引き受けることを安原太郎は書き送つたらしく、犬養毅から書簡(⑨「昭和七年二月十一日付」安原太郎宛犬養毅書簡)が安原太郎宛に送られている。先の⑧昭和七年二月五日付安原太郎宛犬養毅書簡を受けて、二月九日付書簡で安原太郎は犬養毅に会計担当者を引き受けることを受諾し、犬養毅はこの書簡で礼とともに指示を安原太郎に与えている。用件の一つは、やはり選挙費用のことである。「初期以来十六回僅の金錢にて事済みしものが」とあるが、第一回の衆議院議員選挙からの議員で、大正十四年に自らの議員辞職の補欠選挙でも当選した犬養毅にとつて、昭和三年の選挙が十七回目の選挙となる。昭和三年の選挙では、政友会支部推薦で二万円を費やしたが、こんなことをしては選挙で金を使う「弊風の至る所廃止するを知らず」なので、費用をかけなくてくれと重ねて依頼している。また、選挙戦が始まっているので、「此書状を認めつ、ある際情報あり、星島の得票困難の見込にて都窪ニ於て二千票を奪取る計画之趣也、果して然らハ驚人たる事也」と選挙情勢が犬養毅にもたらされ、それ

に基づく指示がされている。昭和三年の選挙から中選挙区制がとられ、岡山県は東西に分けられてそれぞれの選挙区から五人が当選するようになっていた。そのため、犬養毅は都窪郡・吉備郡を中心に、同じ立憲政友会の星島二郎は児島郡を中心といった地区割りがされていたと考えられる。しかし、得票に不安を抱いた星島二郎が都窪郡に進出してきたと非難している。そして、「吉備郡ニ於てハ前回ハ川辺、藪、箭田、久代、山田、穂井田、日近、福谷、菅、大和の十ヶ村の村長ハ西村の爲めニ尽力し其他日美、新本もあり」と対立する立憲政友会の西村丹治郎³⁸が吉備郡の出身なので吉備郡の村長らが前回同様に西村丹治郎を応援しているかもと警戒し、星島二郎に都窪郡で票を分けてやることは困難だとしている。なお、この星島二郎の都窪郡への進出については、昭和七年二月十二日付林寛宛犬養毅書簡³⁹にもある。

選挙は犬養毅の当選、全体としても立憲政友会が三〇一、立憲民政党が一四六と立憲政友会の圧勝に終わる。そして、犬養毅は安原太郎に書簡¹⁰「昭和七年二月二十一日付」安原太郎宛犬養毅書簡）を出した。「貴下此度の指揮宜を得たる爲め反対党を倒し得たるハ大成功ニ候」

と、安原太郎の活躍に礼を述べ、倉敷市の浜の茶屋の篤志家である平松民五郎にも礼状を認めたと知らせている。

この犬養毅からの書簡に対して安原太郎から返書が出されたと考えられ、それに対する犬養毅の返書が二月二十七日の書簡¹¹「昭和七年二月二十七日付」安原太郎宛犬養毅書簡）である。「神社柳吉氏ニ礼状を出置き候、大原ニハ已ニ出したようにも思ひ居れど為念一通を出置候」と、倉敷紡績の重役であった神社柳吉へ礼状を出したところ、大原孫三郎にも礼状を出したように思うが念のため書簡を出すことなどが書き送られている。

このうち、安原太郎は選挙での各人の活躍の様子などをまとめた報告書的な書簡¹²昭和七年二月二十九日付犬養毅宛安原太郎書簡）を出している。この原文は、前号の拙稿に紹介したので、ここでは表1にまとめ各人の紹介と共に掲載する。これは、安原太郎が、犬養毅との書簡の往復の後、今回の選挙で協力を得た人々のうち、犬養毅または息子の犬養健から礼状を出した方が良いと思われる人々のリストを作成し犬養毅らに送ったものと考えられる。倉敷の選挙事務所は、倉敷市の大橋平右衛門宅に

表1 昭和7年選挙での犬養毅への有力協力者

住所	名前	安原太郎の紹介・評価	備考	出典
倉敷市本町	原澄治		倉敷紡績取締役(大正4年～)、『中国民報』社主(大正2年～)、中国銀行取締役、倉敷町長(大正7～13年)。	『人物事典』819頁。
倉敷市旭町	神社柳吉	倉敷紡績重役		
倉敷市	大原(孫三郎)	「小川(郷太郎)氏ニ対する立場上首尾両端を持したるかとも存候へども此度ハ当初より先生の御為ニ好意を表明致し。犬養毅の判断によって書簡を出すように。」	大原孫三郎は倉敷紡績社長(明治39年～)、倉敷銀行頭取(明治39年～)。小川郷太郎は、衆議院議員(大正6～9年京都市、大正13～昭和20年、新政会、政友本党、民政党)。	『人物事典』207・245・246・1155・1156頁。
都窪郡早島町	綱島吉一郎	地方有力者	晝表花菱葉、早島町会議員。	『都窪郡案内誌』132・133頁。
都窪郡早島町	溝手幾三郎	地方有力者	花菱商、先代は晝表組合長を務める。	『都窪郡案内誌』2頁。
都窪郡早島町	藤原林蔵	「或ハ木堂会員を募り、或ハ先生(木堂)の御健康を祈るため各社参拝を成し、選挙ニ際しては多年誠道一条の尽力致居候人。」		
吉備郡穂井田村	水川素太郎	村助役。「岡山県青年木堂会役員中最も真摯熱情の人。」「此度の選挙でハ特ニ抜群の努力。」		
小田郡笠岡町	辻胸太郎	「小田郡の7百余票の中、両君の尽力其多きを占むるものと存候。」		
小田郡笠岡町	新谷竹一			
上房郡有漢町	蛭田伝助	「期待ニ添ひ得ざりしを慙愧の情を以て謝し来りしも却て誠意の努力ヲ認め候。」	有漢村長(大正10～昭和3年、昭和8～10年)。	『人物事典』852頁。
上房郡高梁町	則井万寿雄	「以前二期の不面目を雪辱するやうに期待致し置きたることニ御座候。」	県会議員(上房郡、大正12～昭和6年、昭和5～6年県会議長)、衆議院議員(昭和9～11年)。	『人物事典』781・782頁。
都窪郡妹尾町箕島	浅越謹一	「林寛、和田祐治君の遺風を継ぐものゝ中心へ将来右浅越君かと存候。犬養健より書簡を出すべき。」	林寛は、犬養毅の第1・2回衆議院議員選挙についての回想が、犬養健『国会選挙事始』(1934)に掲載されている古くからの犬養支持者。大岡松窓の三余塾で学び、箕島村の村長を務めた。林寛は、箕島村長(明治22～33年)・妹尾町長(明治38～43年)。和田祐治は、妹尾町長(大正12～14年)。浅越謹一は、花菱製造業者、岡山県蘭製品同業組合常任理事などを務める。	『新編犬養木堂書簡集』124頁。『岡山県郡治誌』上559頁。『妹尾町の歴史』250頁。
倉敷市	大橋(平右衛門)	「両氏の純粹熱情の御努力ニ対しては深甚の敬意を表するものニ御座候。」	先代は、富豪で大橋銀行頭取などを務め、政友会県下の重鎮であったが、大正11年に没した。	『都窪郡案内誌』170頁。『倉敷市史』第5冊303～305頁。
倉敷市酒津	梶谷堅一郎		梶谷堅一郎は、大田主。	『都窪郡案内誌』59頁。

出典) ②昭和7年2月29日付犬養毅宛安原太郎書簡(安原朋雄家文書種村邦子所蔵分)
 註) 「備考」は、『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、1994、『人物事典』と略記)、『新編犬養木堂書簡集』(岡山県郷土文化財団、1992)、『都窪郡案内誌』(岡本芳衛編、同編集会発行、1924)「郡内在住重なる人物名鑑」上、『岡山県郡治誌』上(岡山県、1938)、『倉敷市史』第5冊(永山卯三郎、名著出版復刻、1973)、『妹尾町の歴史』(同編集委員会編、妹尾町、1970)による。

置かれたため、倉敷事務所関係の人物は大橋から報告があるだろうとしている。次の⑬「昭和七年」犬養宛安原

太郎報告書にあるように、倉敷事務所、庭瀬事務所、総社事務所とある関係か、都窪郡・倉敷市・上房郡・小田

郡の主要な有力者が挙げられており、この表の範囲では、倉敷市は倉敷紡績関係者・大地主、早島町・妹尾町は豊表・花蒔業者、上房郡は村長・県議といった特色があるように思われる。これらの人物は以前の支持者とは限らず、犬養毅が立憲政友会に入り、首相になったがゆえに、この時協力したとも考えられる。⁽⁴⁾

また、安原太郎は、犬養毅宛てに選挙費用関係の報告書⁽¹³⁾「昭和七年」犬養宛安原太郎報告書も出している。これは金額とその摘要を報告したものであり、前号の拙稿で表にして紹介済みであるが、行論の関係から今回は人物の紹介を備考として付けて表2として掲載する。消印がなく、手渡しで犬養毅に出したものが返って来たのか、控なのか、犬養毅には渡っていないのかは不明である。この報告書には日付もないが、前号の拙稿で考察したように昭和七年二月の選挙の時のものと考えられる。この選挙では、首相であり立憲政友会総裁でもある犬養毅のために盟友の古島一雄が応援に駆けつけていた。⁽¹⁴⁾

実費総計一万九八八円九二銭は、公定の選挙費用範囲内の数字。総社、庭瀬などの選挙事務所費用や推薦状印刷代、ポスター代、新聞広告代、応援弁士報酬、古島一

雄らが宿泊した御吉野花壇への支払いなどである。しかし、倉敷事務所費三三〇八円八一銭は、大橋平右衛門が寄付している。これを入れると一万四二九七円七三銭となる。この実費とは別に機密費一万九〇五三円一五銭がかかっているが、これは領収書の必要のない金ということであろう。吉備郡、都窪郡の県議員、県会議員経験者を中心にこの機密費は使われている。表1の有力協力者と重なる人物もいれば、重ならない人物もいるが、この機密費を受け取った県議員・県会議員経験者等が各地区での票の取り纏めに動いたということであろうか。この機密費と倉敷事務所費を除いた実費の合計は三万〇〇四二円。倉敷事務所費を加えると三万三三五〇円ほどとなる。これとは別に供託金二〇〇〇円も必要であった。これに対し、犬養が安原太郎に預けた金や他の人からの寄付は計三万三三二〇円。犬養から預かった金などのみでは全体はまかなえず、また、犬養の金をかけるなどという指示にもかかわらず三万五三五〇円ほどの金は必要であった。現役の首相であり立憲政友会総裁でもある犬養毅にふさわしい得票にという心理で支持者は動いたということもあろうが、犬養毅ほどの実績と知名度

表2 犬養毅の昭和7年選挙の選挙費用

費目	内 訳	金額(円)	摘 要	比率(%)	備 考	出 典		
実 費	総 計	10,988.92	〔倉敷事務所大橋氏寄付を含めると14,297.73.〕	36.6	大橋は大橋平右衛門。			
	庭瀬事務所	3,848.60		12.8				
	総社事務所	5,351.27		17.8				
	足守典数村及水内・真金・加茂 平松長之助氏二相渡シ	880.00	推薦状印刷費・郵税・自動車賃其他及真金(59円)加茂(31円)。	2.9	平松長之助は、県会議員(吉備郡、昭和2～6年、昭和10～12年)。『犬養木堂書簡集』に7通収録。再選時上京。	『人物事典』1174～1176頁。		
	倉敷事務所 大橋氏寄付	(3,308.81)	〔総計に入らず。〕	11.0	大橋は大橋平右衛門。			
	岡山御吉野花壇支払	448.05			1.5			
		150.00	内 50 茶代 30 祝儀					
	応援弁士報酬		内訳	50 岡山日々記者安藤君 50 名畑春舟君		0.5		
		20 高松町片山一君					充葉雑貨商・薬剤師。吉備郡聯合青年団理事・高松振商協会理事、高松立憲青年会幹事長を務める。	『吉備郡案内誌』78頁。
		30 総社事務所宮原君						
		平松長之助氏へ相渡シ		80.00	演説ポスター2000枚代金、岡山、岡陽館支払。	0.3		
	岡山市富田町松本静太	15.00	選挙二関スル諸帳簿、諸届印刷代。	0.05				
	庭、撫木堂会主催政友大勝祝賀会寄付	70.00			0.2			
	当選謝礼広告、山陽・岡山日々両新聞	100.00			0.3			
	薬師寺氏自動車払残り岡山トモエ自動車	46.00			0.2	薬師寺は薬師寺清三郎。		
	総 計	19,053.15			63.4			
	薬師寺清三郎	3,400.00	吉備郡ノ分		11.3	医師、県会議員(吉備郡、大正11～昭和10年、昭和6～8年県会議長)。再選時上京。	『人物事典』1035・1161頁。	
	薬師寺清三郎	3,000.00	他郡へカナリ進出シタル後、古島先生御来岡ニ相成リ難波代議士ト協議ノ上同代議士ヲ介シテ相渡シタルモノ。		10.0	古島は、犬養毅の盟友で元衆議院議員の古島一雄。難波は、衆議院議員(大正15～昭和3年、昭和5～11年)で犬養毅の側近の難波清人。	『人物事典』730・1155～6頁。	
	薬師寺清三郎	300.00	他郡進出ノ最初ニ児島郡福田村ノ手ツケ金トシテ渡シタルモノ。		1.0			
	内田弥太郎	1,000.00			3.3	庄村長(明治35～昭和8年)、県会議員(都窪郡、大正3～昭和8年、昭和3～5年県会議長)。再選時上京。	『人物事典』155頁。	
	在郷軍人会都窪郡聯合会長内田初四郎	100.00	内田弥太郎、粕山八郎治両氏ノ紹介ニテ。		0.3			
	林源一	1,500.00			5.0	県会議員(都窪郡、大正12～昭和6年)。	『人物事典』1173・1174頁。	
	平松長之助	1,000.00			3.3			
平松長之助実費	328.85			1.1				
大橋平右衛門	1,567.80			5.2				
	内訳	767.80 800.00	選挙前機密費 選挙後始末			先代は、富豪で大橋銀行頭取などを務め、政友会県下の重鎮であったが、大正11年に没した。	『都窪郡案内誌』170頁、『倉敷市史』第5冊303～305頁。	
木村靖	150.00			0.5	医師。医師会理事、在郷軍人分会長、県会議員(倉敷市、昭和6～10年)を務める。	『都窪郡案内誌』8頁。『人物事典』1175頁。		

機 密 費	安原太郎	745.00			2.5	中庄村長(大正10～14年)、県会議員(都窪郡、昭和6～10年)。再選時上京。	『中庄村誌』96頁。『人物事典』1174・1175頁。
	安原太郎実費	281.50			0.9		
	上房郡有漢村蛭田伝助	1,000.00			3.3	有漢村長(大正10～昭和3年、昭和8～10年)。	『人物事典』852頁。
	上房郡高梁町則井万寿雄	1,500.00			5.0	県会議員(上房郡、大正12～昭和6年、昭和5～6年県会議長)、衆議院議員(昭和9～11年)。	『人物事典』781・782頁。
	川上郡落合村長仲田氏	300.00	薬師寺、則井両氏ノ紹介ニテ則井氏ニ相渡シ。		1.0		
	浅口郡大島村(元県議)坪田旭一	1,500.00	内田弥太郎氏ノ紹介ニテ安原持参。		5.0	医師、県会議員(浅口郡、大正12～昭和3年)。	『人物事典』1173・1174頁。『浅口郡現代人物誌』5・6頁。
	小田郡笠岡町辻胸太郎	100.00	有岡氏紹介		0.3	有岡は有岡寛二	
	小田郡笠岡町新谷竹一	100.00	有岡氏紹介		0.3	有岡は有岡寛二	
	庭瀬町高橋八太郎	200.00	昨年7月1日妹尾木堂会発会式費其他、選挙前。		0.7	庭瀬町会議員を務める。	『吉備郡史』下4264頁。
		100.00	犬養董氏中〔仲〕介、選挙後。		0.3	犬養董は木堂の兄・当弘の嫡子。庭瀬町会議員を務め、のち吉備町長を務めた。	『新編犬養木堂書簡集』83頁。『吉備郡案内誌』12頁。
	高橋八太郎実費	270.00	自動車賃〔270を消して262に訂正。〕		0.9		
	玉島町久我早苗	100.00			0.3	久我小年、南画家。	『人物事典』377頁。
	犬養先生政友会岡山支部党費	200.00			0.7		
	岡山各新聞記者団1人15円×8人分	120.00	内田弥太郎氏ノ紹介ニテ安藤記者ニ渡シ。		0.4		
	支部書記石田彝吉	10.00			0.03		
	有岡寛二	50.00			0.2	県会議員(後月郡、昭和2～3年)。	『人物事典』1174頁。
	佐々木多吉	30.00			0.1		
	児島郡柳上村漁業組合長磯野康雄	100.00	村長長田亀雄君ノ紹介ニテ。		0.3		
	実費機密費合計	30,042.00	[計算では、30,042.07。]		100.0		
	御預リシタル金子総計	33,220.00			100.0		
	檀氏ヨリ受取リタルモノ	31,000.00			93.3		
	篠原知事寄付	1,500.00			4.5		
	特〔篤〕志家平松民五郎氏寄付	700.00			2.1		
	御預リシタル金子総計より総経費ヲ差引残金	20.00			0.1		
比外ニ供託金	3,178.00	[計算では、3,177.93。]		9.6			
	2,000.00			6.0			

出典) ⑬ [昭和7年] 犬養毅宛安原太郎報告書(安原朋雄家文書種村邦子所蔵分)

註) 摘要までが史料の原文により、〔 〕内は前田による。比率は、実費機密費合計30,042円に対する比率である。

「備考」は、『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、1994、『人物事典』と略記)、『新編犬養木堂書簡集』(岡山県郷土文化財団、1992)、『都窪郡案内誌』(岡本芳衛編、同編纂会発行、1924)「郡内在住重なる人物名鑑」、『吉備郡案内誌』(岡本芳衛編、同編纂会発行、1926)「郡内在住人物列伝」、『中庄村誌』(中村常三郎編、渡邊謄写堂発行、1933)、『吉備郡史』下(永山卯三郎、吉備郡教育会発行、1938)、『浅口郡現代人物誌』(岡本芳衛編、同編纂会発行、1925)「郡内在住人物列伝」、『倉敷市史』第5冊(永山卯三郎、名著出版復刻、1973)により、再選時上京は『犬養木堂伝』中巻(東洋経済新報社、1938)700頁による。

を以てしても、選挙費用はかかったのである。ただし、これは安原太郎が管理している範囲の金であり、安原太郎の管理していない範囲や表1、2に出てくる主要な支持者たちが独自に使った選挙費用もある可能性がないわけではない。

このように昭和七年の犬養毅の選挙は、この表1、2に見られるような議員・議員経験者・町村長他の地域の有力者たちによって担われていたと言えよう。

この後、犬養毅は昭和七年五月十五日の五・一五事件で暗殺される。安原太郎は、その後も犬養健や古島一雄と交流を持つが、昭和十年の県会議員選挙で落選し、昭和二十五年に六十四歳で亡くなっている。

おわりに

本稿では、前回紹介した安原太郎関係の書簡等から、犬養毅と安原太郎の関係を検討した。安原太郎は、犬養毅の選挙区の村長として犬養毅との関係を深め、大正十四年の犬養毅の議員辞職・再選でも中心的な人物の一人として活躍する。そして、県会議員となっても犬養毅系列であった。そのため、昭和七年の衆議院議員選挙で

は犬養毅の選挙の会計担当者となる。この安原太郎関係の史料から、犬養毅の支持基盤であった選挙区の人々の様子的一端を明らかにできたと考える。

註

- (1) 時任英人「犬養毅—リベラリズムとナショナルリズムの相克」(論創社、一九九二)、同「明治期の犬養毅」(芙蓉書房出版、一九九六)が代表的な研究である。
- (2) 小山博也「政党政治家の思考様式—犬養毅の場合—」(篠原一・三谷太一郎編「近代日本の政治指導」、東京大学出版会、一九六五)は犬養毅の支持基盤を指摘しているが、概括的な指摘にとどまる。時任英人「犬養毅と大原孫三郎」(『倉敷の歴史』第十五号、倉敷市、二〇〇五)は、犬養毅と選挙区の有力者の大原孫三郎との関係を考察している。
- (3) 前田昌義「昭和二年五月二十三日付古谷博宛犬養毅書簡をめぐって」(『岡山地方史研究』第一〇九号、岡山地方史研究会、二〇〇六)は、犬養毅と選挙区の古谷博との関係を考察し、同「林醇平宛犬養毅書簡をめぐって」(『倉敷の歴史』第十七号、倉敷市、二〇〇七)は、犬養毅と「同志」であり潜在的な「ライバル」でもあった林醇平との関係を考察している。
- (4) 前田昌義「安原太郎・犬養毅・星島二郎関係書簡」(『倉敷の歴史』第二十一号、倉敷市、二〇一一)。
- (5) 『木堂雜誌』第十七卷四月号(同発行所、一九四〇)二一六頁。
- (6) 『ふでのすさび』十三 大正二年四月十六日(安原朋雄家文書種村邦子所蔵分)。

- (7) 『木堂雜誌』第十六卷八月号(同発行所、一九三九)七〇八頁。
- (8) 『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、一九九四)一二四頁。
- (9) 前掲『岡山県歴史人物事典』一五五頁。
- (10) 前掲『犬養毅―リベラリズムとナショナリズムの相克』二一七頁。
- (11) 前掲『林醇平宛犬養毅書簡をめぐって』一五一―一五三頁。
- (12) 前掲『犬養毅と大原孫三郎』三―六頁。
- (13) 『山陽新報』大正十四年五月二十九日、以下同紙と略す。
- (14) 同紙大正十四年五月二十九日夕刊。
- (15) 同紙大正十四年六月四日。
- (16) 同紙大正十四年七月十二日。
- (17) 同紙大正十四年七月十六日。
- (18) 『改正衆議院議員選挙法令』(選良社、一九二〇)四頁。
- (19) 同紙大正十四年七月八日。
- (20) 同紙大正十四年六月六日夕刊。
- (21) 同紙大正十四年七月八日。
- (22) 同紙大正十四年七月十四日。
- (23) 同紙大正十四年七月八日。
- (24) 『村長手記 自大正十三年十二月』(安原朋雄家文書種村邦子所蔵分)。
- (25) 『大正十四年三月起 公私文書發送控綴 中庄村長』(安原朋雄家文書種村邦子所蔵分)よりガリ版刷り通知。
- (26) 同紙大正十四年七月四日。
- (27) 同紙大正十四年七月二十三日、二十四日夕刊。
- (28) 同紙大正十三年五月十二日。
- (29) 同紙大正十四年七月二十四日、七月二十八日。
- (30) 『現代日本文学大系』六一(筑摩書房、一九七三)四六三頁。
- (31) 同紙昭和三年二月四日夕刊。
- (32) 同紙昭和六年九月十日。
- (33) 前掲「安原太郎・犬養毅・星島二郎関係書簡」参照。
- (34) 鷲尾義直編『犬養木堂伝』下巻(東洋経済新報社、一九三九)四一五―六頁、同『犬養木堂書簡集』(人文閣、一九四〇)五九四―五頁。
- (35) 粟屋憲太郎『昭和の歴史 第六卷 昭和の政党』(小学館、一九八三)一三五―一三六頁では、昭和三年の第一回普通選挙の選挙費用について、吉野作造「選挙と金と政党」(『中央公論』一九三二年六月号)の数字として一候補七、八万円、野村秀雄『政党の話』(朝日新聞社、一九三〇)の数字として候補者平均五万円以上を紹介している。
- (36) 同紙大正十三年五月十日。
- (37) 同紙昭和七年一月二十三日。
- (38) 西村は、革新倶楽部にいたが、立憲政友会への合併後離党し、立憲民政党に参加した(前掲『岡山県歴史人物事典』七四七頁)。
- (39) 『新編犬養木堂書簡集』(岡山県郷土文化財団、一九九二)二二八―二二九頁。
- (40) 同紙昭和七年二月八日。
- (41) 前掲『犬養毅と大原孫三郎』のように、大原孫三郎も以前の犬養毅支持者とは必ずしも言えない。
- (42) 同紙昭和七年二月十六日。

〔付記〕史料は、適宜漢字を常用漢字に改め読点を付した。史料収集では、種村邦子氏に大変お世話になりました。(まえだ まさよし 岡山地方史研究会・岡山近代史研究会会員)

三菱石油水島製油所重油流出事故と安全への取り組み

安田 弘志
高杉 正

三菱石油水島製油所重油流出事故について

昭和四十九年（一九七四）十二月十八日、三菱石油（株）水島製油所（倉敷市水島海岸通五丁目）の重油タンクT-270が破損し、タンク内から重油四二、八八八キロリットル（推定）が漏出した。水島港に流れ出た重油は、潮流に乗って瀬戸内海東部一帯の海面と沿岸を汚染し、大

本稿では、倉敷市の消防部門で事故当時初期調査等に関わられた安田弘志氏、事故後の防災政策に尽力された高杉正氏の御両名に、事故の具体的状況とその後の安全対策の有様について、貴重なお話をうかがった。

事故直後の状況（安田弘志氏）

——昭和四十九年当時の立場を教えてください。

安田 当時は、水島消防署（倉敷市水島北幸町。現在と同じ）に消防1係・2係というのがありましたね。当直勤務をやっております、私が消防1係長でした。消防1係は、特に消防・救急の出動等ですね。現場です。

——事故が起きた時期のコンビナートの雰囲気はどんなものだったでしょうか。



写真1 安田弘志氏

きな社会問題となった。同時に、コンビナートに関する総合的な防災対策法（石油コンビナート等災害防止法）が成立するきっかけともなった。



図1 事故現場位置図

事故もぼろぼろあったですね。大きな事故はないですけどもね。

——事故前夜の状況について教えてください。

確かね…夜だったような気がするんです。私はちよūd休みの日でした。非番か公休か。

——でしたら、事故のことは何時どういうかたちで…

当然非番を招集したり休みを招集するわけです。それであちこち探して、やっと捕まえて、現場へ駆けつけた、ということなんです。私は、忘年会か何か、ちよūtと覚えていないんですけど、外へ出ておったんですよ。そこへ、

招集がかりました。確か一次会ではなく、どこか行っていたところに、呼び出しがつかったような気がしますが。事故発生が八時四〇分ごろのように聞いたんですけどね。駆けつけたのは一〇時を過ぎていたと思います。何が起こったのかわからんです…。

——召集のときは事故の内容が伝わっていなかったんですか。

救急車の要請があつて行ってみると流出事故だった、ということであつて、すぐ消防車等の応援を呼んだという状況でした。ですので、「なんか構内に油が漏れとるよ」というようなかたちで私は聞いたような気がするんです。

——それを聞いたときに何か感じることはありませんか。

聞いたときにはどうも…ピンときませんね。油漏れでも、たいしたことない油漏れもありますし。それで駆けつけていったときに、初めて（状況を理解しました）。現場を着て参りますと、脛下ぐらいだったと思うんですけどね、構内に油がたまつておりました。

——脛下ですか。相当の量ですね。

半長靴が浸かってしまつて、何回も転びました。すべつてねえ。それが熱いんですよ。何度くらいだったか、風

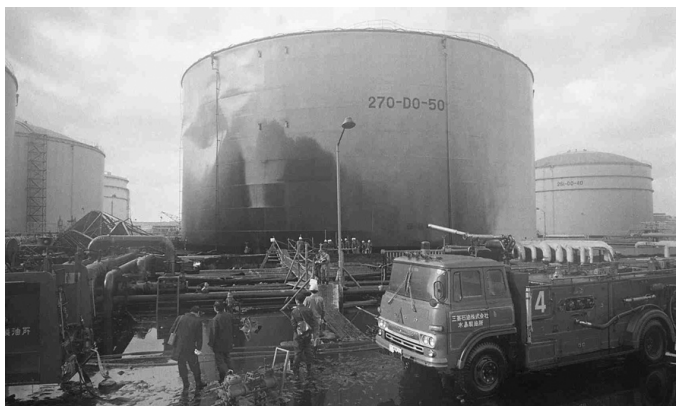


写真2 事故現場全景

- (上) 事故翌日の現場。噴出した重油で汚損したT-270タンク（岡山県立記録資料館所蔵写真07718-E5 昭和49年12月19日）
 (下) 空からみた事故現場。写真中央の天井が凹み側面が汚れたタンクがT-270（安藤弘志氏寄贈フィルム大判2011 昭和50年1月11日）

呂の湯よりちょっと熱かったような気がするんです。加温してますからね。タンクの中にヒーターを入れて温めていないと、スムーズに取り出しなんかができないんだ

と思います。粘りが強くてね。

——長靴に服装は普通の作業着ですか。

うん、現場着の下に作業着ですね。もう油まみれで、

鬼みみたいな格好になりました。

ました。

——…大丈夫だったんですか。

すか。

一番気になったのは、重油の引火点がどのくらいだったのか、たぶん大丈夫だったんだらうけども、火がついたら、もうたぶん駄目だろうなという気がしましたね。もう構内が油まみれで、その油の中におけるわけですから、当時は熱い重油の中で、ちょっとそいうい思いをしました。そのあと、当夜は状況を

みて帰ったということだ。

——長靴を履いて、重油が漏れてる中を歩いて……

うん、タンクまで行きました。タンクまで行きましたら防油堤といまして、油が漏れても外に流れないような隔壁があるんです。ブロックの：鉄筋が入っているとは思いますがね。（高さ）一メートル五〇センチくらいだったでしょうか。（この防油堤があるので）普通だったら構内に漏れないんです。それが、タンクの上上がるはしご、階段。ラダーっていうんですけどね。これが重油流出の勢いで飛びまして、防油堤を壊しちゃったんです。それで、防油堤が壊れていますから、油がどんどんどんどん出ていったんです。

——はしごが飛んで壊れるという事態は想定していなかったんでしょうかね。

まあ、そうでしょうね。

——普通なら、それが壊れてなかったら流れていなかった？

ええ、流れてなかったでしょうし、構外へも出ないと。構内で収まっていたような気がします。

——重油というのは黒いんですか。臭いは……

ええ、黒いです。もうそりゃあ臭いですね。重油でも

A重油、B重油、C重油とあるんですけど、C重油だったかなあ、たしか。あれは燃料に使うものじゃなかったでしょうか。

——夜に駆けつけたときの感想は。

初めての事故ですし。普通でしたらあんな油の中に私一人入っていてもしょうがないんで、他の方法で現場まで行ったかも知れませんが、現場担当の責任者として、現場へ行ってみにかんという気で、行ったと思います。ただ、もっと方法はなかったかなあというような。会社の方も大あわてを食っておりました。案内する者もないような状態でした。音がしていましたね。油がダー、ダーつと、防油堤から漏れる音がしていました。ドーというような音がしてね。

——案内者もなく、一人で行かれたんですか。

誰か、一人くらいいついてきたかな、いう気はしますが、ちよつとはつきり覚えてませんね。

（事故の）翌朝の、七時ごろだと思えます。冬ですから、まだあんまり明けきれないような状態でした。三石（三菱石油の略。以下同じ）へ車で行ったんです。そうすると、構内へ油があればほどあったのが、もうないんですよ。構

外へ全部出てしまつて。もう、五、六時間の間になくなつてしまつたと。構外へ出ている油も、オイルフェンスも効かずにずーっともう内海へ流れてしまつたんです、確か。後で聞きますと。

そのときの感想は、こりや大変なことになつたなああと。私の記憶では、すぐく被害が出るような報道もあつたようですから、こりや会社が潰れるでしょうなあというような気がしましたね、当時は。

——「昭和50年 倉敷市消防のしおり」をみると、防油堤の破損箇所に土嚢を積んで止めようとした、というようなことが書いてありましたが、これについて何か御存知でしょうか。

たぶん、土嚢をついたのは、構内から構外へ出ないような方法で土嚢をついたんじゃないかな。その土嚢が効いていなかったのか、排水溝から抜けたのか、その辺がはつきりしないんですかね。当然、海保（水島海上保安部の略。以下同じ）もオイルフェンスをただちに張つたと思ふんです。

——海上の流出油の回収には、タッチされていないのですか？
してないですね。私は、構外へ出ている流出油の処理係の方は全く知りません。これは消防団とか海保の関係

が、出ている重油の処理なんかは何日もかけてだいぶ苦勞した。これはもう総務の関係が、いろいろな方をお願いをしないといけないということで、消防は消防団の関係、あるいは地域の住民の関係方をお願いしたんだと思います。漁協にはたしか、最後の方でお願いしたんじゃないかと思うんですけど。これも会議をやつて、いろいろやつたんじゃないですか？機器（器具）の提供やら、人員の配置。まあ（消防）局の総務だろうと思うんですけど、そこらの指示、段取りでやつたんだろうと思ひますよ。私もその辺はもう全然、記憶にございません。現場周辺の調査ということが、あとずつとですから。

——破損したタンクへの対応についてお聞かせください。

現場へ行きまして、現場の状況を図面に取つたり、防油堤あたりの図面を取つたりね。タンクの周りは深く地面が掘れてまして、丸いタンクの前側が掘れて油がたまっているんですよ。三〇メートルぐらい、あつたでしょうか。その箇所へは誰も行ってないので、破断面なんかわからないわけです。どんな風にして破れているのかね。それで、（事故発生から）一、二週間になるでしょうか、警察官が一人と、私とが、手漕ぎのボートに乗りまして、

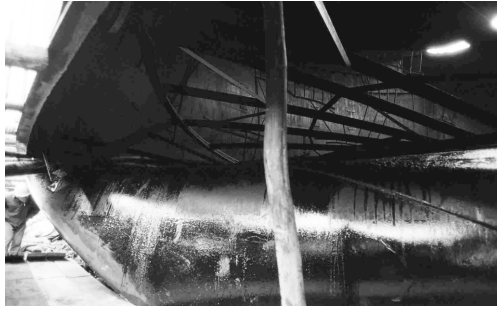


写真3 めくれたタンクの底板（岡山県立記録資料館所蔵写真07751-B1 昭和50年1月11日）

破断面の調査に行きました。

底板といって、タンクの底に板があるんですよ。その破断面の調査をやったということです。（タンクの）底板が、缶詰のキャンを切って開けますよね、あれを逆さにしたような状態

態になっていってます。鉄板が下に曲がって、そこから油が出て。溶接面もきれいに取れてしまってます。

——油の中をボートで行ったのですか？

そうですね。油の中だから沈んでしまおうとか何とか言っていて、皆さんが脅すんですよ。水と違って、抵抗力がないからってそんなこと言っていて。「おい、頼むよ」と思いましたけどね。下がどのくらい深いかわかりませんし…。

——具体的には、どうやって調査されたのでしょうか。

手で触って、なんというか：感触で。どんな状態で漏れているのか。もちろん奥も届きませんし、どうなっているかわからないのですけど、ただ破断面の調査は外側ですからできる、ということですね。

それから：水島消防署としては、事故後、警戒のため職員が三石への泊り込みを何回かやりました。何の警戒だったか、ちよつと覚えていないのですけどね。

——事故発生後はどういった立場で事故処理に関与されて、どういった範囲を担当されたんですか。

そうですね：当時は自治省消防庁が入りましたから。消防庁から、例えばタンク周辺の土質のサンプルをくれとか、要請がありました。それで、タンクから何メートルの範囲の土を何十ヶ所も採取して送る、というようなことをやっておりましたね。主だった仕事というのは。

会議も水島消防署三階の講堂でもう毎日ぐらいいりました。後の対策なり、原因調査なりをやるということ、国の指示といえますか、その方がウエイトを占めておりました。当時は報道シャットでやっておりましたから、門番といえますか、そんなこともやっておりました。報道を入れんようにせえ、ということですね。

——会議には、どんな人が出席していたんですか。

そうですね、自治省消防庁長官をはじめ、関係者。県・警察・労働基準局、その他でしょうか。

——その後も消防1係長の立場は変わらなかったんですか。

1係長は：確か三月まで水島におりましたから、たぶん（昭和）五十年三月までだと思います。あれはたしか、五十年の二月に昇任試験がありましたね、それで倉敷へ変わったような気がします。だから、私（が関わったの）は三月までのいろんな行動、ですよ。

——倉敷へ変わってからは、この件とは関係なくなりましたか。

たぶん、何回か関係した問い合わせがあったかもしれませんが、ちょっと今覚えておりませんねえ。

——事故発生直後の地域の、消防局とか市民や関係者の雰囲気



写真4 高杉 正氏

なんてものはどうでしょうか。

まあ、市民の雰囲気も直接わかりませんが、当時は新聞・ニュースをみて、大変なこと

だ、ということだけです。どういう風に処理をしたらいいのか。だいぶん当時は考えましたけどね。なにぶん初めのこと、あんな事故が起きて、そりゃ大変だと思います。あの地区の皆さんも、特に漁業者、油まみれになった、魚が取れないといつて大変だと思いますね。

——コンビナートを抱える市の消防関係者として思うことは。

まあ、消防もいろいろなので勉強もし、それから対応を考えないといかんなあという気はしよっちゅうしておりましたね。当時、私現場ですから、事故が起きたら一番に駆けつける立場でしたんで。

——ありがとうございました。

倉敷消防本部の専門職員として（高杉正氏）

——昭和四十九年当時の立場を教えてください。

高杉 私は、四十九年当時は一般の化学工場にいたんです。その研究主任というかたちでやってました。

——事故のことは何時ごろ、どういったかたちで知りましたか。
ニュースとか新聞とか、マスコミで知ったような状態です。その何年か前に徳山（山口県）のコンビナートで、エチレンプラントが爆発した。ちょうど今、新南陽の駅

の近くに工場があるんですけど、それが爆発炎上したんですね。^①そういう事故があつて、その結果が経済に大きな影響を与えた。だから仕事柄も含めて非常に注目していたところへ、この三石の事故があつたというニュースを聞いて、こりゃ大変だという感じもしたんです。

その後消防に入ったわけですが、そのきっかけについて申しますと、三石の事故の後に倉敷消防本部^②では、コンビナート事業所に対して専門的な知識が必要だということを痛切に感じたようなんです。それで、倉敷消防が打ち出した三本柱の施策の一つとして専門職員を緊急募集した。それで、私も応募したわけです。機械工学と電子工学、それから化学。この三分野で四人募集がありました。まあ何人受けたか知りませんが、それで四人が採用されて、昭和五十年十一月から勤務です。私が三十一歳のときですね。もう嫁も子もおりました。一念発起したというか、何とか役に立てればというかたちです。

消防に入ってから半年は、研修期間的なものはどうしても要りますから、本部にいたんですけど、事故後の調査にも多少関わりました。その後水鳥消防署へ配属に

なつてからは、予防係担当ですね。特に危険物行政担当ということですよ。

重油流出事故について

当時、(事故が)発生した直後に現場で活動した人は、油びたしになつている構内を走つたり、相当の厚みで重油が溜まつたり流れたりしてますから、ボートで行つたという話も聞いたことがあります。重油だから、すぐには火がつかないんです。火をもつていかないとね。引火点がおおむね九〇度位ですから、常温では火がつかないんです。とは言つても、他から火災が出て燃え移る可能性はある。だけど、確認したところそういう可能性はないということでも活動されたいです。

あと、防油堤というのがあつたんです。タンク群があつて、その周囲を囲むブロックかコンクリートの一・五メートルくらいの壁になります。これが(幅)一二〇ミリのはずです。この上を歩かざるを得ないんです。これはパランスを崩して落ちたら、やけどするくらいの熱さなんです。要は重油だから、普通は粘っこいでしょ。それをタンクに貯蔵するんだから、八〇度くらいに加熱保温

事故発生施設の破損概要

破損タンク概要図

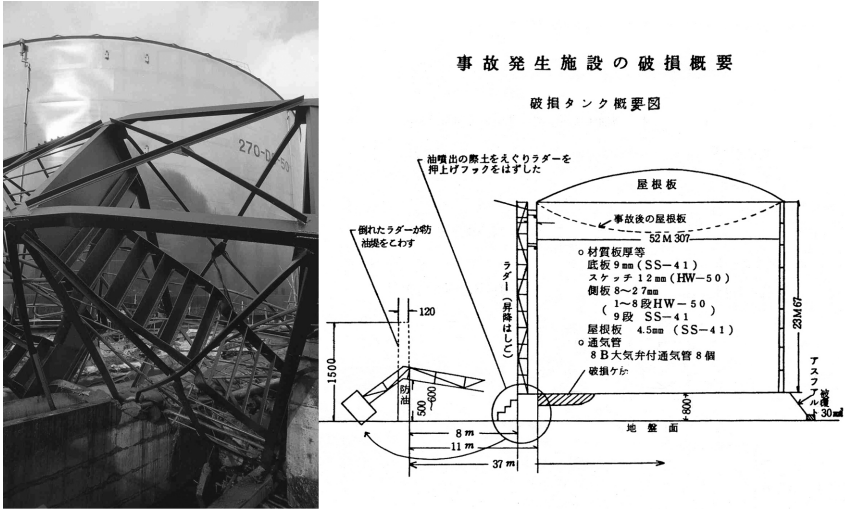


図2 タンクおよび防油堤の破損状況

(右) 破損タンク概要図(『昭和50年 倉敷市消防のしおり』より引用)

(左) 噴出した重油で飛ばされた直立階段によって破壊された防油堤。背景は事故を起こしたT-270タンク(岡山県立記録資料館所蔵写真07751-C5 昭和50年1月11日)

しているんです。加熱して、液状にして、配管で入れたり出したり、そういう格好ですから。それが漏れているわけですからね、八〇度の中にちゃぽんと落ちたら、唐揚げになるんじゃないかと(苦笑)。すぐに冷えるものじゃないですから、そういう怖さを感じながら活動した。そういうことは先輩からはよく聞いてます。

——はしごが倒れて防油堤が壊れ、そのために重油が出たと『昭和50年 倉敷市消防のしおり』に書いてありますが。

それがね、これがタンクを横からみた図です(図2)。これは盛り土した上にタンクが乗っかってるんですよ。このタンクは建設してまだ一年経たないぐらいです。タンク本体が完成したときに、そのタンクの健全さを確かめるために水を張るんですよ。水の荷重でもってタンクの底板なり側板が健全であるかどうかみるんです。そのときに、直立階段を最初から付けておけばよかったですの、何らかの事情で水をいくらか張っている段階で直立階段を取り付けた。そうすると、階段を付けるためには基礎もいじらないといけないわけですからね。そこで(基礎)締め固めが不十分だったために、タンクの底板に歪みがかかったわけです。それで亀裂が入って、(重油

が) 噴き出した。重油がほぼ満タンくらいありますから、その圧力で噴き出したわけです。同時に噴き出した所にあった直立階段が、振り子のような格好でバーンと飛んだ。直立階段のつぺんは一応接合してはいるんですが、振り子現象でもって外れたわけです。ぽーんと直立階段の基礎の方が飛んでいって、防油堤にぶち当たって、その一部を壊した。漏れた油は普通なら防油堤内に溜まるんですけど、こうなってしまったから、ずーっと出て行った。壊れる経過としてはそういうことです。

——初動体制も含め事故対応について何か思われたことは。

これは両方あるんです。発災した事業所側の初動体制と、我々消防隊の体制。両方の観点からみないといけない。通報が夜間でしたからね。二〇時四〇分か五〇分ごろですから、暗くて見えないこともあって、通報があやふやだったらしいんですよ。最初、救急出動要請があった。消防が救急で行ってみたら、これは違うよ、大量に油が出てると。消防としては、そこから体制を強化しているわけです。ですから、消防としてはやるだけのことはやった、としか言えないと思うし、行政機関としては消防だけじゃなくて、県もあり労働基準監督署もある

し、海上保安庁もある。そういったところからみれば、前代未聞の事故の中で一生懸命対応した、としか言えないでしょうか。

タンクから流出した油の総量は四三、〇〇〇キロリットルぐらいあったかな。そのうち海上へ流れ出したのは七、五〇〇〜九、五〇〇キロリットルぐらいと言われていますが、最終的には淡路島の方まで行ってる。潮流が東の方へ向いていたからね。ですから、なす術がないと言わざるを得なかったというのが実態でしょうかね。頼みの綱の防油堤が壊れたということがねえ。オイルフェンスとか、油回収船なんかで間に合うような量じゃない。だから、行政側から言うると本当の話が必死の覚悟で活動していたはずですよ。防油堤の上から落ちたら死ぬんじゃないか、やけどするんじゃないか、とか、そういう思いをしながらやっている。油びたしの中で、ひよっとどこかで不具合が出来て、近くのプラントで火災になったら、もう全滅ですからね。それだけの覚悟をしながら活動している。これは事業所の方もそうですけどね。

——いま、オイルフェンスの話が出ましたが、これはどういったものなのでしょうか。



写真5 流出重油の回収手段

- (上) 倉敷市通生に漂着した重油を柄杓によって回収の様子。オイルフェンスもみえる(岡山県立記録資料館所蔵写真07728-F1 昭和49年12月26日)
- (下) 訓練中の油回収船「びさん」(岡山県立記録資料館所蔵写真08027-A3 昭和50年11月21日)

オイルフェンスは、ゴムをチューブ状にしたもの。ボートで畳んでいるのを引っ張ると、チューブが浮くでしょ。浮くと、だいたい三〇センチくらいの高さになるかな。それでフェンス状になるわけです。油が流出してるよ

というのであれば、オイルフェンス展開船と回収船でもって現場に直行して、フェンスを広げていく。そうすると、その中に溜まると。だけど、量がいかにせんものすごいですからね、もう間に合わなかった。波も少々あつたりしたら、なかなかきちつと止まるものでもないつていう。

——フェンスは、どれくらい水の下に沈むんですか。

オイルフェンスの規格。海面上は三〇センチ以上。海面下が四〇センチ以上。こういうものです。

——油は、フェンスの下を潜らないんですか。

油は潜らない。上に浮くんです。重油、軽油、それからガソリン、灯油。そういったものは、比重が一より小さい。ということは、水よ

り軽いです。

それから、どうしてもオイルフェンスを乗り越えていった場合は、乳化剤というのがある。それで、油をコロイド状にすると言いますかね、黒い油を乳化して分散させる。被害を希釈するというか、薄めて処理する。

——薄めるということは、水に溶かすわけではないんですね。

完全に溶けないですからね。溶けたような類似の状態になる。一番環境上いいのは、流れ出した油を、そのままのかたちで回収する。そうすれば、後に残らないわけですけど、どうにもならない場合は、乳化剤を散布する場合もあることはある。これ（三石の事故）の場合はそれを使ったかどうかちよつとわからないんですけど。だから消防団員や市の職員なんか、海岸にへばりついた重油を、砂ごと柄杓で回収してドラム缶に詰めてね。ああいう作業、ほんとに原始的な作業ですけどね。

あとは油回収船というのがあるんですよ。回収船は、そんな大きなもんじゃないですけど、回転翼があつて、それを回転させながら油を船のタンクへ入れ込む。それを海上保安部でも持っているだろうし、事業所も持っているはず。そういうもので、できるだけ船に回収し

て、どこかの処理場へ持って行く。

——柄杓ですくった油はどこへ持っていったのでしょうか。

あれは、ドラム缶へ詰めてね。廃油処理設備というのがコンビナートの中にあるんです。それ（廃油処理）のために、とりあえずストックしておくタンクがある。ドラム缶のまま積んでおいて、処理の前にタンクへ入れて、それからその設備へ流して、精製というか綺麗にする。もう一回使える分は使う。そういう廃油の処理施設があるんです。あれだけの量だから、だいぶかかったんだらうと思うんですよ。塩生の臨港消防署の近くにも、そういう施設がありました。事業所の中にも、そういう施設が小さいけどもある。平常時でも、多少雨水に混じって汚れとともに排水される分があるんです。そういうものが海上に出たらいかんでしょう。そのために、廃油の、油がらみの排水の処理施設というのは、各工場にもある。それも最大限利用して、処理をしたということです。

——浜辺に塊のような油が乗っている写真をみますが…

あれは、固まっているんです。常温だったたら、非常に粘性が強い。だから、水温だったら固まるんです。びちゃーとなった感じで。それが波打ち際に押し寄せて、

砂浜をああい風に汚している、ということですよ。

——それは、スコップか何かで取るわけですか。

まあ、スコップと柄杓と。海の上は柄杓。そういうたもので、ドラム缶を何本も用意して、ドラム缶に詰めて、今言ったような処理をする。焼却処理が出来れば、それもやったかもしれないけどね。

——こぼれている油にその場で火をつけて燃やすんですか。

いや、そりゃもう焼却設備でやるんです。危険物の行政というのは、非常に厳しいんですよ。どういふかたちであろうとも危険物を扱う場合は、消防の許可をもらわないといけないのが原則。それで、要はその安全性を確保するために、囲いを設けなさいとか、温度がいつでもわかるように温度測定器が必要ですよとか。消火設備が必要だとか、仮に火が出てもすぐ消せるようにというような規制があるんです。それが出来ていることが確認されて、市長の許可を受け、完成検査という検査を経て、使用開始を認めるんです。

国・市による防災対策

——事故以降、経験を踏まえて適切な防災への備えがなされた

のでしようか。

この質問に対しては、言っておかないといけないことがあるんです。いろんなセクションで、それぞれに経験を踏まえて措置をしているわけです。それで、倉敷の消防としては三つ柱を設けたんです。その後の対策として。

一つは、倉敷市コンビナート等防災審議会というのを立ち上げたんです。これは、岡山大学と広島大学の専門の先生。合計六人くらいから出発したかな。(彼らに) 委嘱して、コンビナート全体の安全診断とか、劣化防止対策についてとか、そういったテーマを設けて、防災審議会でも研究してもらった。それで、市長に対する答申ももらって、その答申書をベースに指導した。これが一点。

それから二点目がね、災害防止協定というのを、市とコンビナートの各事業所の社長さんと締結している。中身は何かというのと、諸々の防災対応を織り込んだものを事業所に作ってもらう。それを出してもらって、チェックして、これでよろしかろう、これで締結しましょう、と。その中に防災計画というのも含まれてくる。災害防止協定の中のメインは、防災計画書。そういうものを織り込んだもので、審査じゃないけどチェックして、これ

ならやります、それならこれでいきましよう、と。これはどういうレベルのものかという、普通は法的にクリアしてれば許可するんですけど、こういう大事故を起こしたことを踏まえて、再発防止のために、通常の基準が一〇とすれば、設計上とかでその一・二倍の安全率を稼ぎなさいよと。そういうのも織り込んである。こういうようなかたちで、よそのコンビナートに比べて相当強化したんです。

三つ目が、専門職を募集した。ここまでお話したのが、倉敷市の関係です。

あとは、国がらみのあるんです。「石油コンビナート等災害防止法」が新しく制定されたんです。今まで消防法、あるいは高圧ガス取締法、労働安全衛生法かな、そういう個別規制で全てが縦割りになっていたんですが、それに加えてコンビナートについてはこの法律でもって、総合的なかたちで防災対応しましょう、というのが、それです。

その中でポイントを言うと、コンビナートごとに特定の事業所を指定するんです。特定事業所と言うんですけど、その中に二種類あるんです。第一種事業所と第二

種事業所。それは、取り扱う危険物、あるいは可燃性ガス、高圧ガス、そういったものの使用量のトータル、危険物のタンクであれば貯蔵量ですけど、その量次第で第一種事業所と第二種事業所に分かれるんです。で、第一種事業所になると大変なんです。レイアウトまでかかってくる。あの広い川鉄、今はJFEですけど、JFEにしろ、新日本石油にしろ、その敷地の中を、ここはプラント関係のエリアですよ、タンクヤードがここですよという風に分けなさい、と。しかも、タンクヤードとタンクヤードの間の通路、この幅もいくら以上ですよ。量によって変わるんですけどね。

消防法、これは消防法の基準ですけどね、幅一二〇ミリだったら弱すぎるから、一五〇ないし二〇〇ミリくらいにして、防油堤の中に何基タンクがあっても、その一番大きいタンクが漏れても収納できるように、という基準が新しく出されたんですよ。それから、その事業所の周囲、防油堤の外側に、流出油等防止堤を設置しなさいというのもある。これは、一つの防油堤の中にタンクがいくつもあるでしょ。こういった（防油堤で囲まれた）タンク群があるヤード、タンクヤードですか、これの一

番外側を囲むように防止堤を設けなさい、と。仮に防油堤が壊れても（対応できるように）、二段構えにする。そういう決まりも出来た。それから、オイルフェンスの規定もあるし、油回収船の規定もある。今までは自主的に備えていたものが、法的に義務付けられた。三石の事故を教訓にしてそういう基準が強化されたわけです。

あとは、各事業所に防災管理者を置きなさいというのがあって、工場長または所長がなる。そういう風に決められたんです、それから、副防災管理者というのがその下にある。これは、（工場内が）一係・二係に分かれていると（防災管理者が）その場にいない場合があるじゃないですか。だから係ごとに、少々多くても構わないから、副防災管理者を置きなさいという決まりが出来た。

あとは防災組織かな。防災組織も大変なんです。大型化学車と、大型高所放水車と、薬液搬送車。この三点セットを事業所に置きなさいということになった。だけど、小さい事業所は経済面でたまらんでしょう？だから、メインになる事業所を選んで、周辺の事業所を抱き込んで、全部合わせて一つになるように共同で防災組織をつくってもいいですよ、ということになりました。

それからもう一つ、大きい国の施策としては、危険物保安技術協会を設立しなさい、というのがあった。これは消防法に設置義務が位置づけられているんです。何をやるかというところ、放射線の透過試験とか、そういう非破壊試験ですか。そういったものを専門的な技術と知識をもって請け負わせてください、事業所が金を払ってその協会に来てもらって検査をしてもらいなさい、と。この事故のおかげで、法が一つできたのと、協会が一つできた。それから倉敷市としては、さっき言ったような三本柱と。そのあたりは直接・間接に関わってきました。

新しい法制度の下での検査

法改正後は、それに則って許可行為・検査をやる、ということになったので、今までと全く違うパターンだから、先輩と一緒に（タンクの）検査をしました。タンクを建設する場合は、まず底板を並べて、溶接するんです。（その溶接箇所を検査するやり方に）破壊検査と非破壊検査というのがあった。ちょっと専門的になって申しわけないんですけど、破壊検査というのは、実際に力相応の、使う程度あるいはその一・何倍かくらいの荷重をか

けてみる。水張り検査がそうですね。それから非破壊検査というのは、放射線で割れをみる。割れがあるかどうか、溶接線がきちんと溶接されているかどうか、機械を使つて検査する。それが相当続きました。

それから、既存のタンクをどうするかという話にもなります。タンクの底板は水平じゃないといけないですね。ところが、事故を起こしたタンクの場合は、荷重が局所的にかかつて歪みが生じたから、そこから漏れた。一部がずつと凹んで、他は健全だということで、不等沈下。その不等沈下があるかないか、既存のタンクでも確認しなさいという通達が出た。それで業者と一緒になつて、不等沈下についてタンクを一基一基調べた。そういう後処理的な改善対策としての作業をやりました。

——既に完成して中身も入っているタンクの不等沈下を、どうやつて調べたのですか。

そりゃあね、測量士がよくあちこちでやつてるでしょう？ああいうかたちで基点を定めて、ずーっとみて何ミリ下がってる、何ミリ上がっているっていう確認作業を、一々やらされました。

特に、側板も立ち上がつてタンクの形態をなした状態

の中で、完成検査前に放射線等による検査を、タンクの中でやるんですけどね。これなんかは冬はまだいいんですけど、夏はものすごく暑いんですよ。それで、溶接線を基本的には全線、タンクの中でこういうのをやっています。これを探傷試験という。だから、換気をしてくれるんですけれど、熱はもうどうにもなりません。

それから、既存のタンクでも定期的に開放しなさいという通達が国から出た。五年に一回とか、十年に一回とか、大きさによって違うんですけどね、タンクをいつべん空にして、新設と同じような試験をやってみる。だから、その時期になったら、中の液体を抜いて、洗浄して、人間が入ってもいいように安全確認して入るわけです。作業用の出入り口のマンホールがあるから、ヘルメットを着て、またいで入る。そういう作業も消防でやつてました。そういうのが結構きつかったです。

——事故で破損したタンク（T-270）にはその後どのような処置がなされたのでしょうか。

あの件は、大がかりな原因調査機関が設けられたんですよ。国がらみとか県がらみとか。そういうところが、特別調査委員会を作ったんです。そうすると、その結

論がみえないうちは、使えませんかでしょう。だから、どういう風に直せばいいかというのを待っていたんです。同じ場所に再建されたのは、その数年も後です。裁判の係争事件にもなっているでしょう？ですから、どういう工法でどういうタンクに建て直すかというのは、やっぱり委員会ベースで方向づけができて、それからの話になってくる。

——T-270タンクは再建するまで放置されていたということでしょうか。

そうですね。危険性のあるような重油類とかを掃除して、タンクそのものは当分そのまま置いてあったはずですよ。⁽³⁾ というのは、どういうことになったのかというのを確実に調査しないといけないでしょう？それが例の中国の新幹線みたいに、即取り払ったらできないわけですから、防油堤の壊れた部分も含めて、防油堤はつくっていたと思いますけど、基本的には当時の姿は留めておきながら、調査を済ませます。その後調査結果が固まって、こういうかたちでやりましょう、法的にも新しい基準でやりましょうということになった時にはじめて三石の方から我々のところに許可申請が出てくる。

あの事故のあの結果を踏まえて、色々法的にも変えたんですよ。タンクの溶接も基準が細かく決められましたから、その基準に則ってやる。それから、タンクの直立階段はもうやめましょう、螺旋階段にしなさい、という格好で指導する。それに応じて、三石としては新しいタンクを設置するについて、設計をして、これでいいですかという申請を持ってくるわけです。こういう工法でこういう構造にします、と。で、チェックしてよからうということになれば、工事をやってよらしいということになるんです。それで、工事をやっつてすぐ勝手に使うというんじゃないんですよ。検査をやるんです。検査をやっつて、検査の結果合格ですよという検査済証を交付して、初めて使えますよと。そういう段取りです。

——その再建されたタンクに入って、検査をされたわけですね。検査をしました。そうそう。

——破損したタンクを直して使ったわけではないんですね。そのままじゃない、スクラップアンドビルドというんですけれど、全部壊して、それで新設する。そりゃあ使えませんわ（苦笑）。なんでもないタンクでもちよっと老朽化している分は、事故が起こらなくても、変更という手

続きで処理できるんですけど、こんな状態だったらそりやもう絶対、スクラップにします。

——関係する企業や被害を受けた地域の人々と何らかの交渉があったんでしょうか。

あつたはずですよ。その結果が、私らのその後の仕事につながって、消防を退職するまで続いています。そういう事柄があるんですよ。何かというと、事故を起こしたときに、隣接する事業所で火災が起ったとか、ガスが漏れたとかいうことになる、漁連だけじゃなくて、元の人命にかかわるじゃないですか。だから、早期に広報をなさないと、そういうやり取りをしたことがあつたんです。きちんとしたかたちで放送なり広報をしてください、と。東の沿岸地区が相当やられてますからね。この事故では重油が流れていったわけですから、ものすごくシビアなんですよ。そういうところの住民の人が、相当要望を。

それに対して、事業所側とする分野と行政側とする分野があるんですけど、結果的に今やっているのは、無線を飛ばして広報をする。そういう仕組みがあるんです。スピーカーが要所要所に付いていて、臨港消防署なり、

あるいは東の方の事業所、そこにも端末器を置いて、自分のところで火災が発生した時には、事業所が自分から広報する。簡単に言えば、只今Aという事業所で火災が起りました、何々が燃えておりますが、ガスは発生しておりませんが、後で状況が変わったらまた連絡しますと。及びませんが、後で状況が変わったらまた連絡しますと。そういうような内容を、スピーカーで流す。

だから、そういうかたちで、東に隣接する事業所六社ぐらいかな、比較的近いところにある事業所が加入してね。名称は、非常通報連絡協議会だったかな。それは事業所と、市と、地元とが入って、定期的な前の広報はこうだった、ああだったと、そういう会議を開催したり、必要な設備を増強したりするような組織づくりをしたんです。それは、いまだにやっているわけです。

——事故後に消防局に入って、特に気を遣った点は。

これは、気を遣ったというよりは、綺麗な言葉で言えば「使命感」です。同じようなことをやっちゃいかんと。だから、規制も殊更に厳しくやった。そういう面で、事業所に対しては過酷な対応をしていると思うんです。そういうのが根っこにあるから、退職するまで厳しかった

ですよ。他の職員も厳しい。で、よく言われたのがね、検査なり審査なりやると「ここまで言うんか」とは言わんけど、そんな顔するんですわ（苦笑）。それで、あんまり厳しいから、もう水島へは新プラントは作らずに、他の地区に建てたいというような話もあつたりしました。

今後の課題

——水島工業地帯について、当時と現在を比べて、何か感じることはありますか。

ないことはないけど、言葉でいうと難しいなあ。今もうどんどんと新しい技術とか、入ってきているから。それともう一つは、段々と世代が変わるでしょう？ そうしたら、建設当時の従業員の方がいない状況になって、技術の伝承ができてないケースがあつて、それがために事故を起こしたりしているところもあるんです。その辺が上手くバトンタッチできるようにしてくれたらなあ、というのがありますね。

それから、今の憂慮すべきこととしては、やっぱり大震災の対応でしょう。まあ想定次第だけど、想定を超えているものが起こった場合にどうするか、という話になるわ

けです。どこまで想定すればいいかわからないから難しいんですけど、今だったら、地震であれば東海地震と東南海地震と南海地震。これが連動して起こるということが考えられているはずなんです。そうなったら、どの程度の震度予想になるか、津波も何メートルくらいの予想になるか、というのが固まってくるはずなんです。今までも（予想が）あることはあつたんですけど、震度五の強ぐらいでしょう。それから津波だったら二メートルくらいで、到達時間が二時間半くらい、というようなことだけど、それじゃあちょっと県民が納得しないでしょう？ そういうことで見直しているはずですよ。ですから、それをどこまで対応するか、まあしっかり対応してもらいたいなあ、という二点でしょうか。

——高杉さんから、これは言っておきたいという話がありますか。

うん…まあねえ、思いというか、個人的に言えば、ああいう特別なかたちで消防の世界に入つて、何がしか規制とか指導とかで、貢献できたのかなあとと思うけども、事故はやっぱゼロにはならないと。この辺のジレンマを抱えながら、ずうつとやってきたわけです。事故は減

少傾向にある時もあるけど、また増えていることもあるしね。なかなか難しい。

まあ、そんなところでしよう。感想と云えば。よその都市に比べたら相当厳しくやらしてもらって、ついできてくれたことには敬意を表したい、ということですね。

——ありがとうございます。

註

(1) 昭和四十八年（一九七三）七月七日に発生した出光石油化学（株）徳山工場の爆発炎上事故を指す。

(2) 倉敷消防本部は、昭和五十一年（一九七六）十月の機構改革により倉敷市消防局に昇格し、現在に至る（『平成二十三年消防年報』）。

(3) 写真2に示したように、事故から約一ヶ月後の昭和五十一年一月一日には、まだT-270号タンクは痛々しい状態のまま残されていた。ところが、昭和五十一年一月十九日の空撮写真をみると、タンクのあった場所は更地になっている。このことから、T-270号タンクは昭和五十年一月から翌年一月までの間に撤去されたことが知られる。

〔付記〕 本稿執筆にあたり、高杉正氏より参考文献として『昭和

50年 倉敷市消防のしおり』、消防庁防災課編『石油コンビナート等災害防止法の解説』（全国加除法令出版、一九七六年）、『石油コンビナート等災害防止法令・通達集』（危険物保安技術

協会、二〇一〇年）を御貸与いただきました。また、岡山県立記録資料館より当時の貴重な写真の掲載を御許可いただきました。ここに記して感謝申し上げます。

（高杉氏の談話は平成二十三年八月一日、歴史資料整備室にて聞き取り。安田氏の談話は同年同月三日、安田氏宅にて聞き取り。聞き手は山本太郎、畑和良）

（文責・補註は畑 和良）

十八世紀後半倉敷の

庶民女性が絡んだ事件の資料

定兼学

はじめに

近世倉敷在住の人々の存立を考えるには、さまざまな角度から、さまざまな人物をできるだけ多く分析する必要がある。これまでの常套の研究は、行政的、経済的、文化的さらには社会身分や集団の面からのアプローチであった。しかし、ここではそのような枠組みから自由でありたいと思っている。近世倉敷の庶民女性に関する個人の一片の事件資料を提示することのみを目的とする。事件に絡むという特異なかたちで残った資料から、十八世紀後半倉敷の庶民女性の何が見えてくるのか、考える素材として提供したい。

出典とするのは、岡山大学附属図書館所蔵小野家文書

である。以下、() 内に資料番号を表示する。

一 きよの場合(明和五年「一七六八 三三〇六」)

きよの父親が、きよと平次郎との縁談を進めた。そこで、きよの父親は、金次郎に対して、この縁談に金次郎はなんら「差障」がないという証言を求めている。といふのは、かつてきよと金次郎とが夫婦の約束をしていたと、金次郎が主張したことがあったからである。金次郎とはその前年に(参考)のような証文を取り交わして夫婦契約の破棄をしていたのであるが、親としては心配でしかたなかったのかもしれない。

(1)

倉敷村戎町

綿屋

金次郎

申口

当所新川町綿屋与兵衛、願上候者同人娘きよ智養子
二本町多田屋善右衛門次男平次郎囉請縁談相調候
所、私儀差障候旨申掛ケ候間、差障不申様被仰付被
下候様願上候ニ付、御呼出御尋ニ御座候

以差障候儀と相聞、左候へハ娘きよ違変いたし
随心無之候ハ、差障申分無之哉御尋ニ御座候、
私江縁談仕候儀ハ与兵衛得心無之、猶娘きよ儀
も私を差嫌随心無之上者申分無御座、決而差障
候儀無御座候間、きよ御呼出御吟味被下候ハ、
相分り候儀御座候、以上
右申上候通少シ茂相違不申上候、依之口書印形差上
申候、以上

此儀、私儀右娘きよと幼少、相互申談夫婦契約

仕候ニ付、差障候儀ニ御座候段申上候処、猶又

被仰聞候ハ相互約束仕候儀ハ申口ノミニ而証拠

無之、其上親与兵衛不得心之儀有之間、御取用

難被成、此外証拠ニ相成候儀有之と可申上旨被

仰聞、承知仕も只今ニ至候而者右きよ私妻ニ仕

候儀も懇望仕候儀ニ而も無御座候へとも、きよ

方、平次郎縁談相調候様子内通仕、差障きよ私

妻ニ囉請呉候様申越候ニ付、差障申候段申上候

所、猶被仰聞候ハ全親与兵衛不得心之上ハきよ

方、内通有之候とも差障筋無之不埒之段被仰

聞、与兵衛不得心之儀ハ承知罷有、其上只今ニ

而ハ懇望之儀も無之候へとも、内通申来候故を

子四月十日

庄屋

孫大夫殿

綿屋 金次郎 印

前書金次郎申上候処、私共罷出承知仕候ニ付、奥書
印形仕候、以上

金次郎親類 喜兵衛

病氣ニ付代 伝之介 印

同人親類 平右衛門 印

金次郎組合 嘉右衛門 印

同 勘六 印

同 長兵衛 印

同 長十郎 ㊦

綿屋与兵衛娘

きよ

申口

私親与兵衛ノ願上候者、綿金次郎私縁談差障候ニ付、御吟味之上不差障様被仰付被□度願上候ニ付、相手金次郎御呼出御吟味被成候処、同人・私幼少より申談夫婦契約仕候ニ付、猶又此度私ノ縁談相調候間相障り引請候様申□候ニ付、当時懇望無之候へ共差障可申旨私御吟味被下候ハ、相分り可申旨申上候ニ付、御呼出御尋ニ御座候

此儀、此度内通仕候儀會而無御座、全偽り申候儀ニ而内通仕候儀ニも候ハ、証拠も御座候へ共決而内通仕候儀無御座、其上金次郎と馴合夫婦契約仕候儀□無御座、其上私至而不得心之儀ニ而□親与兵衛得心之上差遣シ相談仕候とも決而參可申存寄無御座候間、右躰之儀可有御座様無之候、此上何分ニも申掛ケ候とも全ク之偽ニ而私差嫌候上者此外御答可申上儀無御座□、御吟

味之上不差障様被仰付被下□御願申上候□
右申上候通少シも相違不申上候、以上

与兵衛娘 きよ

子四月廿五日

きよ兄 甚次郎

庄屋

孫太夫殿

右之通私とも罷出致承知候ニ付奥書差出候、以上

組合 為右衛□

同 定 七

参考(明和四年 五四〇一)

一札之事

一 綿屋与兵衛殿息女ニ綿屋金次郎掛り合御座候由承知仕候、此度段々出入ニ罷成候所、当月番井筒屋伊左衛門殿ノ綿屋金次郎江急度埒明候様ニ組合江被仰付候ニ付、夫故銘々罷出挨拶仕、内拶ニ而相濟申候、尤綿屋与兵衛殿息女と金次郎兩人之間ハ起証文取替シ御座候由、右金次郎焼捨申由申、夫故金次郎得心致シ左候へハ与兵衛殿息女此後御勝手次第二縁付被致候共、自今已後金次郎少茂申分

無御座候、万一金次郎何角と申事御座候ハ、判形

之銘々罷出シ急度埒明可申候、仍而為後日証文一

札如件

右挨拶人

児島屋 弥重郎 ㊦

明和四年 大工屋 佐兵衛 ㊦

亥五月十九日 浅原屋 利 八 ㊦

沢屋 吉兵衛 ㊦

児島屋 重兵衛 ㊦

備前屋 藤五郎殿

右之通相違無御座候

新田屋 嘉右衛門 ㊦

二 きくの場合 (天明元年 一七八一 三〇七一)

きくを安次郎が連れ出してしまった。そこできくの父親の伊兵衛が返還を要求するのであったが、よくよく調べてみると、安次郎は伊兵衛の妻かんに頼まれて連れ出していたのであった。きくと安次郎の恋愛に理解を示す母と反対する父の姿が目には浮かぶ。そして、父の意向に添って二人の間は引き裂かれたのであった。

(1)

差出申御請一札之事

私娘きく義土手町門右衛門悴安次郎狼藉ニ連出し候ニ付、差戻し候様相對ニ而掛ケ合候得共、利不尽申之差戻し不申候ニ付、何卒差返し候様仕度、安次郎御呼出御糺之上娘きく相返し候様被仰付被下度願出候ニ付、安次郎御呼出御糺之上きく相返候様被仰渡候処、安次郎得心仕相返候様申上候ニ付、双方御呼出之上娘きく御引渡被下慥ニ受取申候、右ニ付被仰聞候者安次郎御糺之節利不尽ニ連出候義ニも無之、私妻かん、きくを安次郎江遣し候ニ付、連除キ候間差返かたく旨御答申上候得共、段々御察当之上御利害被仰聞得心仕相返候様相聞候、不取留義ニハ候得共妻かん甚不埒之始末兼而家内不行届義と思召御察当請申訳無御座候、然ル上者己後娘きく義者不及申不取メ之儀無之、家内一同相慎心得違無之様可仕旨被仰渡承知畏入候、御勘弁を以早々娘きく差戻し一件落着仕忝存候、重而きく義ニ付御願ケ間敷義申上間敷候、依之御請一札差出申所如件

百姓西本町茶屋 伊兵衛 ㊦

天明元丑年五月

庄屋

孫大夫殿

年寄中

前書之通私罷出承知仕候処、相違無御座ニ付、奥印差出申候、以上

五人組合 善右衛門 ⑩

(2)

差出申御請一札之事

西本町茶屋伊兵衛娘きくと私、兼而通シ合居候所、去子年九月右きく連出候ニ付、親伊兵衛ノ差戻シ候様申之候得共、全連出候義ニ無之、伊兵衛女房かんノ娘きく差遣候間、連除キ呉候様申候ニ付連除候間、差返シ候義難相成申答候処、私不埒ニ而きく連出シ候間差返候様致度段願出候ニ付、御呼出シ御糺之上早々可相返旨被仰渡候ニ付、右之訳御断申上候処、譬母かんノ囁請候義無相違義ニ候とも、親伊兵衛不存義ニ而不得心之上ハ申訳相立かた、其上兼而通シ合居候杯と申儀甚不埒ニ有之、何様御断申上候共相立かた、御察当之上御利害被仰聞逐一御尤承知

得心仕候間、早々娘きく親伊兵衛方江差返し可申旨申上候ニ付、猶又被仰聞候者得心之上きく差返し候上者已後縁談其外何事ニよらず聊も申分無之義者勿論之事ニ候得共、縁談其外何事ニよらず曾而差障ケ間敷義仕間敷旨被仰聞、是又承知畏入候、御利害之趣得心仕、差返候上者縁談之義者勿論きく身分如何様相成候とも一切差構無御座候、依之御請証文差出申処如件

百姓円右衛門悴 安次郎(爪印)

天明元丑年五月 安次郎殿 円右衛門 ⑩

庄屋

孫大夫殿

年寄中

前書之通私共罷出承知仕候処、相違無御座ニ付、奥印仕差出申候、以上

五人組合 又右衛門 ⑩

同 定右衛門 ⑩

同 吉左衛門 ⑩

三 しつつの場合(天明五年一七八五 二九九四)

(※部分の付紙記述は省略)

庄屋

孫大夫殿

年寄中

(2)

差上申内済証文之事

向市場町又次郎方江親類浦見村伊三郎娘そよと申者
奉公稼望在之罷越候所、又次郎方せま所ニ而同町郡
屋清兵衛借家借り請差置奉公聞合罷有候内、去ル五
日松太郎妻しつと申もの、そよ方江參及口論、其上
諸道具等損候趣又次郎御願申上候ニ付、双方御呼
出御糺中しつ儀者組合江御預ケ戸外御差留被仰付置
相憤罷在候、然ル所双方共隣家之事ゆへ旁以気毒ニ
奉存、平太郎・平五郎を異見差加承札候所、兼而意
趣遣恨等茂無之儀ニ御座候ニ付、双方之趣意扱人江
貫請諸道具少々損候者又次郎了簡いたし、双方共無
申分和融内済仕候、然ル上者右一件ニ付以来御願ケ
間敷儀毛頭無御座候間、格別之御勘弁を以内済御聞
済被成下候ハ、忝仕合奉存候、依之双方連印済口証
文差上申処、如件

松太郎妻のしつが、隣家に住みはじめたそよに暴行を働き家財を壊した。松太郎は商売で他出していたので、親類の久八郎ら組合の者がしつを閉じ込めている。その後吟味して内済した。争いの背景や内実はわからないが、ここでは、そよが、近郊から倉敷に寄留・奉公している経緯もわかる。

(1)

一札

浅口郡占見村太三郎娘そよと申女、竹原屋又次郎所縁之ものニ付、同人方江引請世話いたし遣候所、家内ニ病人等有之ニ付各方江御届も不申上、郡屋清兵衛借家かり請当分差置候所、今晚私共組合松太郎妻しつと申女、右そよ方江參り外囲ひ葭垣等打めぎ家内之道具等も打めぎ狼藉いたし候ニ付、又次郎御願申上候由、依之右しつ御吟味中私共江御預ケ被成、慥預り申候、戸外不為致差置候而御用之節何時ニても召連罷出可申候、依之一札差出候、已上

松太郎親類 久次郎 印

巳五月五日

同人五人組合 (六人連印)

天明五巳年五月

願人

又次郎 ⑨

松太郎 ⑨

松太郎妻 し つ (爪印)

同人伯父 伝 藏 ⑨

同人組合惣代 又 平 ⑨

又次郎組合惣代 万 吉 ⑨

取扱人 平太郎 ⑨

同 平五郎 ⑨

庄屋

孫太夫殿

年寄衆中

四 とめの場合 (寛政八年 一七九六 五九一五)

五年前に離縁したとめが、元夫万助家の隣で古手商いをはじめた。このとめは、元夫の母へ借銀返済の催促に來た。また、万助の悴千蔵がとめの開店を手伝った。これらについて万助がとめに対して文句をいい、あげくの果てには座から踏み落とす暴力をふるっている資料である。

離縁した夫婦がなぜ隣に住むようになったか、なぜ元

夫の母が別れた嫁に借銀していたのかわからない。なお、未提示の他の資料によると、とめの年齢は四十一歳、万助母は七十一歳、千蔵十七歳であった。

(1)

乍恐以書付御注進奉申上候

当村字城之内ニ罷在候無高伊兵衛娘とめ義、阿知町無高万助と申もの母とよ(と)江去二月銀子百目貸呉候様申之ニ付、無抛貸渡候義ニ付、請引罷越候処、万助儀無謂とめを座之上う躑落、其上所々打擲仕難儀仕居候よし願出候ニ付罷越見及候処、申出候通相違無御座、乍恐御見分御吟味被成下候様奉願上候、依之以書付御注進奉申上候、已上

窪屋郡倉敷村

庄屋 孫太夫

年寄 伊左衛門

辰八月十二日 同 義之介

同 三左衛門

同 大作

倉敷 御役所

(2)

乍憚以書附御願申上候

私娘とめ義、阿知町祐安屋万助妻ニ遣し置候処、五ヶ
年已前致離縁、村方御帳面も私家内ニ御願申上育生
仕居申候、然ル所とめ義古手・とき物商内仕候ニ付、
先月戸棚買調置、万助隣家谷屋庄之助方ニ預ケ置、
此節小借家借り請とめ引越、相応之商売仕度存寄ニ
御座候ニ付、右預ケ置候戸棚庄之助も請取、私恠弥
惣八・万助恠千藏と兩人いたし持帰り居申折節、万
助出会千藏手伝候義を彼是申之候得共、戸棚ハ其俣
持帰り申候、其外万助と諸算用御座候ニ付、今朝と
め参り相对仕候所、何之様子茂聞入不申、座之上の
蹴落シ其上所々打擲ニ逢、組合之者方ニ而打臥罷在
候趣相知来候ニ付、早速及見候所惣身痛自由相叶不
申、殊ニ春已来病氣仕、当時小谷伯駒老御療治請服
薬仕居申折節ニ御座候得者、助命之程無覺束奉存候、
何卒急々御見分之上医師相掛候様被仰付、御吟味被
成下度御願申上候、依之以書付御願申上候

辰八月十三日

城之内 伊兵衛 印

組合 忠 八 印

同 庄 藏 印

月番

御年寄

伊左衛門殿

(3)

差出し申内濟証文事

城之内伊兵衛娘とめ義一昨十三日阿知町助安屋万助
ニ打擲ニ逢、組合之方ニ打臥罷在候趣、伊兵衛方江
知七来候ニ付、早速罷出及見候処、打擲ニ逢惣身痛
自由不相叶打臥居申、殊ニとめ義春以来病氣仕、小
谷伯駒老御療治受服薬仕候折節ニ御座候得共、助命
之程無覺束、御見分之上御吟味被成下度、伊兵衛の
御願申上候処、早速御見分之上とめ義者養生被仰付
置、追々御吟味も可被仰付旨被仰渡、承知奉畏候、
然処此上御役介相成候段至而恐入、殊ニ懇意間柄ニ
御座候得者、旁々以氣之毒ニ存、双方組合者立会異
見差加内濟仕候者、万助母江とめ去々寅年両度ニ
銀百目、七五錢四拾目取替有之処、一昨十三日催促
罷出、及口論とめ義打擲ニ逢候得共、御見分之上養
生被仰付、惣身痛等も平癒仕、渡世之差障ニも相成
不申候ニ付、此度右借用銀左之通ニ取計申候

一七五錢四拾目

一銀百目

残銀 五拾目

此訳

銀五拾目

七五錢四拾目

右之通ニ而双方申分無御座得心内濟仕候、右一件ニ

付已後聊御願ヶ間敷義毛頭無御座候間、御吟味御免

内濟御聞濟可被成下候、仍之双方并五人組合連印濟

口証文差出シ申処如件

辰八月十五日

城之内伊兵衛娘 と め (爪印)

阿知町 万 介 (印)

同人母 さ と (爪印)

とめ親 伊兵衛 (印)

同人五人組合 忠 八 (印)

同 庄 藏 (印)

万助組合 与兵衛 (印)

同 紋 吉 (印)

去々寅四月とめめ

万助母江取替
同寅二月とめめ
万助母江取替

去々寅五月受取

此度返濟仕候積り

かさや忠兵衛引受
返濟仕候積り

同 磯 平 (印)
同 甚 三 郎 (印)

御庄屋 孫大夫殿

御年寄 伊左衛門殿

同 義之助殿

同 三左衛門殿

同 大 作殿

おわりに

かつて、相続問題について考えた際、女性が絡んでい
るといふ資料をいくつか見いだしたことがある(本誌第
五号と七号)。そこでは女性の家庭内における力関係が垣
間見えた。今回提示したのは、一見何の変哲もない小さ
な事件資料である。そこから女性の地位が低かったの一
言でかたづけられることは簡単であるが、もうすこし踏み込
んで、近世倉敷庶民女性の生き生きとした姿を想像して
みたいものと思っている。

(さだかね まなぶ 岡山県立記録資料館長)

備中国窪屋郡倉敷村大橋紀寛家文書

山本 太郎

はじめに

倉敷市に寄託されている大橋紀寛家（元大橋家）文書について述べる前に、まず同家が所在した備中国窪屋郡倉敷村について概観する。倉敷村は、備中国南部に位置する窪屋郡の中でも最も南に位置し、備前国児島郡と境を接している。西にある東高梁川からの用水灌漑による米・木綿・麦等の農業生産を主軸とする。領有は、寛永十九年（一六四二）から一時期を除いて幕府領である。備中国は領有関係が錯綜しているが、倉敷村は幕末期には、南は岡山藩領、東は帯江戸川領、西は鴨方藩領・岡山藩領、北は幕府領の村々に囲まれている。⁽¹⁾ 天保九年（一八三八）の石高が一八三四石余、耕地面積が一六七町余、竈数は

一六九一軒、人数は七二六三人であった。⁽²⁾

地域の農業生産力の発展、商業的農業の進展による倉敷の比重の高まりを背景に、延享三年（一七四六）に代官陣屋が完成し陣屋元村になった。五万石から一〇万石ある幕府領支配が少人数の陣屋役人（代官・手附・手代で一〇〜二〇人程度）で可能であったのは、百姓の間で代官役所行政を支える機構が整備されていたからである。陣屋元村庄屋、請負人（掛屋・郷宿・用達、郡中惣代などが組織化されていた）。

倉敷村は、行政区画としては村だが実態は町場であり、在町であった。水夫屋敷が村の中核であり、水夫役を負担していたが、貞享元年（二六八四）から地子銀を上納するようになった。延宝五年（一六七七）の「備中国窪屋郡

之内倉敷村絵図⁽⁵⁾には八つの町名が、宝永七年(二七二〇)の「窪屋郡倉敷村屋敷割絵図⁽⁶⁾」には一二の町名が確認でき、それらは街路に沿って短冊状の屋敷地が並ぶ町並みで、町全体が木戸で区切られていた。延享三年の陣屋の新築により都市性を成熟させていった。宝暦三年(二七五三)の「窪屋郡倉敷村明細帳⁽⁷⁾」によると、村の中に一六の町があり、木戸が一〇カ所、町口の番屋が七カ所あった。月に六日ずつ市が立った。本村の南方には干潟を開発した新田があった。

「倉敷村町内小前商売留帳⁽⁸⁾」によると、明和九年(二七七二)の倉敷村の小前戸主一八三八人のうち、農業従事者が八九三人、農業以外の職業従事者が九四五人で、農業以外の方が多く、町場の性格を示している。農業従事者を見ると、百姓はわずかに六〇人で、小作人が八二八人、その他五人となっており、土地所持が偏在していることが分かる。農業以外では非常に多様な商工業が展開している。その中では、魚売や綿実買・実買が目立ち、魚・綿実の流通の拠点としての倉敷村の特色が浮かび上がる。問屋・仲買・宿屋・質屋の存在は倉敷が地域の流通・金融のセンターであることを示している。⁽⁹⁾

明治になり倉敷県に属し、明治四年(一八七二)に深津県、五年に小田県、八年に岡山県に所属した。明治二十四年に町制を施行し倉敷町になり、昭和二年(一九二七)に万寿村・大高村と合併して新しい倉敷町が誕生した。昭和三年に市制を施行し倉敷市になった。

一 大橋家文書調査の経緯と整理状況

大橋家住宅の主要部分は寛政年間の建設で、その優れた建築手法と、その時代の特性を示す価値を認められて昭和五十三年(一九七八)一月には主屋ほか三棟、次いで昭和五十七年六月には宅地が、それぞれ文化財保護法により重要文化財に指定された。主屋等は建設後、長年の風雪に耐えて護持されてきたが、傷み加わったため、文化庁の指導援助により、平成三年(一九九二)十二月から修理に着工し、平成七年完了した。⁽¹⁰⁾

住宅修理のため、内倉などに入っていた古文書を移動する必要がある、『新修倉敷市史』編さんのために大橋家文書を調査する必要がある、市史編さん室(当時)と教育委員会社会教育部とが協議のうえ市立美術館の倉庫に移動することになり、平成四年四月二十日と六月六日

表1 大橋紀寛家文書整理状況

	箱数	点数
整理済	103	7,326
未整理	*65	
計	168	
マイクロ撮影済	102	5,779 (コマ数255,849)
仮目録	1 大橋家文書分類仮目録	
	2 大橋紀寛家文書別2～3目録	

*うち5箱は空箱である。

に運搬した。

文書の整理は、倉敷市史研究会近世部会が史料集中調査という形で、岡山大学文学部・教育学部の学生の協力を得て平成四年八月二十七日～三十日、平成五年四月五日～七日に行つた。また、初回の調査の後、市史編さん室(当時)が引き続き行つた。そして、平成五年六月一日に、市史編さん室が「大橋家文書分類仮目録」を發行した。その後も、近世部会の史料集中調査で平成五年八月二十六日～二十九日、平成八年八月二十七日～三十日、平成九年四月三日～五日に行つた。現在の整理状況は、

表1のように一六八箱⁽¹⁾のうち一〇三箱(七三二六點)の整理を終えている。マイクロフィルム撮影は、一〇二箱(五七七九點)行つた。仮目録はI～XXIX箱と別1から別3箱まで作成している。平成二十一年(二〇〇九)十一月二十四日、総務課歴史資料整備室が真備支所3階に移転し、

事務所機能と収蔵設備を一カ所に統合したことに伴い、大橋紀寛家文書も真備支所3階で保管している。文書を利用する場合は、仮目録の記載に従い請求することとしており、所蔵者の許可が必要である。

二 大橋家について

【大橋家の概要】

大橋家は、家伝によると祖先は豊臣氏に仕える武家で、備中国窪屋郡中島村で帰農した⁽¹³⁾。宝永元年(一七〇四)二月八日、中島村から倉敷村に移転し、金穀貸付を家業とした⁽¹⁵⁾。屋号は中島屋であった。図1に大橋家の系図を示した。大橋家は本家(元大橋家)と東大橋家をはじめいくつかの分家に分かれた。本稿では本家のみを取り扱う。備前・備中・美作・播磨にまたがる範囲で豪農商同士の血縁ネットワークを形成した。

「大橋家累代表」⁽¹⁶⁾によると、四代平藏紀(明和七年(一七七〇)～天保四年(一八三三))は大坂で中井竹山に学んだ好学者で、藏書家であった。窮民救済のため常に百石の米を貯蔵していた。

五代平右衛門正直(文化七年(一八一〇)～明治二十年

〔二八八七〕は九川松隠・鶴鶴春斎に学び、「孝経小学ノ道ヲ奉ジ朱文公ノ訓ニ依ル、毎月三回家族及雇人ヲ一堂ニ集メ忠孝節義ノ講義ヲナシ人ノ務ヲ説シテ怠ラズ、是ヲ以テ一家淳厚風ヲナセリ、先代ノ志ヲ継ギ公共ニ尽

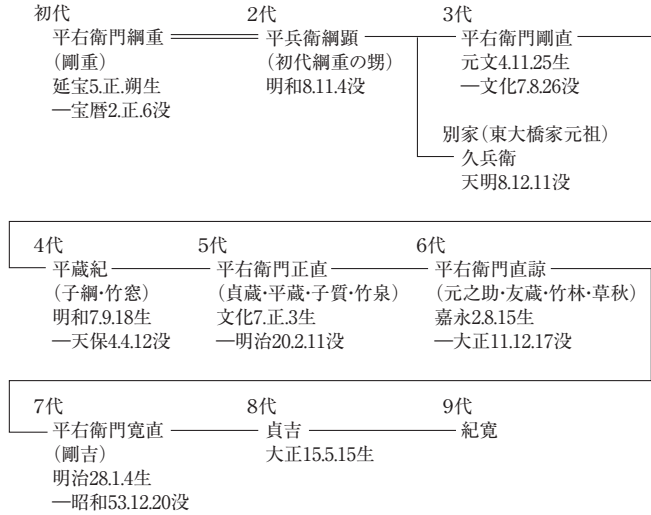


図1 大橋紀寛家系図

注：『備中倉敷大橋氏諸家譜』、大橋家墓碑、大橋家文書より作成。

シ教育ニ努ム」とある。倉敷村の村方騒動である新禄・古禄の争い⁽¹⁷⁾が内済になった後の文政十一年(一八二八)、わずか十九歳で倉敷村年寄となり、その後嘉永四年(一八五二)十二月に倉敷代官役所管下幕府領の掛屋、文久元年(一八六二)十二月に倉敷村庄屋に就任した(大原与兵衛とともに就任。明治五年まで)⁽²⁰⁾。庄屋を勤めたときには郡中惣代も勤めた。また、慶応元年(一八六五)十一月十八日に郡中取締を命じられた⁽²¹⁾。常に幕府からの要請に応じて倉敷村でも最多の献金をし、苗字帯刀等の格式を獲得していった⁽²²⁾。

六代平右衛門直諒(嘉永二年(一八四九)〜大正十一年(一九二二))は経史を学び、武道を嗜んだ。「平右衛門か父ニ代リテ公私ニ活動ヲ始メシ時ハ、維新後ノ新旧混雑大改革ノ時世ナルガ故ニ、事ヲ処スルニ頗ル困難ナルノ時ナリシ、蓋シ大橋家累代中最モ多ク颱風怒濤ト戦ヒシ人ナルベシ」とある。明治元年(一八六八)〜四年に倉敷県御用掛・銭幣掛、明治五年〜八年に小田県会社掛・勸業掛・道路掛・紙幣交換掛・展覧会掛に就任し、また地域の災害復旧・道路修築・天皇巡幸・窮民救助等のために献金した⁽²³⁾。明治二十一年、倉敷紡績設立のため県庁か

らの許可を得るのに尽力し、明治二十六年に児島鉄道株式会社社長、明治二十九年に西大寺紡績株式会社社長となり、大正七年（一九一八）倉敷大橋銀行を設立し頭取に就任した。⁽²⁵⁾ 政治活動では明治二十三年から三十一年まで倉敷村会議員・倉敷町会議員を勤めた。⁽²⁶⁾ 自由党系で、貴族院多額納税者議員互選人に名を連ね、明治三十一年八月の衆議院議員選挙に無所属で立候補したが憲政党の犬養毅に敗れた。⁽²⁷⁾ その後は立憲政友会の党員で幹部であった。⁽²⁸⁾ このように近代の大橋家は、土地所有による経済力を基盤に、名望家として活動した。

昭和初年に大橋家は、家屋等の管理を管理人に委ねて倉敷を離れた。⁽²⁹⁾

【大橋家の経営】

文政六年（一八二三）の小作米勘定を表2に示した。一九カ村にわたり土地を所持しており、預米約九五八石は、公定石高約四一六石の二・二三倍になる。加地子は大橋家の手取分であり、預米・加地子の約八五%が倉敷村以外の他村からである。

現段階で分かる文化八年（一八一二）から天保四年（一八三三）までの預米の構成変化を表3に示した。預米

表2 文政6年の大橋家小作米勘定（単位：石）

村名	A高	B預米	C加地子	B/A	C/B	C/A
倉敷	60.7520	146.6838	49.8976	2.41	0.34	0.82
粒浦	6.0660	7.4674	2.6996	1.23	0.36	0.45
白楽市	7.8160	16.8483	8.5273	2.16	0.51	1.09
浜	66.5110	120.2789	41.6589	1.81	0.35	0.63
川入	27.0106	51.2081	9.0248	1.90	0.18	0.33
田之上	8.1220	20.7175	9.3643	2.55	0.45	1.15
安江	14.1355	37.4980	16.5946	2.65	0.44	1.17
四十瀬	3.9120	7.2956	3.1420	1.86	0.43	0.80
中庄	21.4655	39.0059	18.0172	1.82	0.46	0.84
かるへ中島	2.1560	11.7660	4.8438	5.46	0.41	2.25
西田	27.1716	70.8424	25.6187	2.61	0.36	0.94
高須賀	13.7531	34.8423	10.5243	2.53	0.30	0.77
前潟	4.6750	16.4731	5.8951	3.52	0.36	1.26
亀山	67.0008	135.0378	44.4482	2.02	0.33	0.66
中島	56.8223	155.6001	74.4564	2.74	0.48	1.31
茂浦	19.4110	79.0867	42.2509	4.07	0.53	2.18
藤戸	8.2160	皆無				
天城	0.5460	皆無				
浅原	0.1470	皆無				
合計	415.6844	957.9041	342.1387	2.30	0.36	0.82

注：(1)「文政七甲申春正月吉日 地租計簿」（大橋紀寛家文書別 I-3-C-2）より作成。

(2) 合計の数値は計算上合わないが史料のまま。

は文化八年から文政七年（一八二四）まではおおむね増加傾向にあり、文政八年に大きく減少するが、その後徐々に増加する。年貢諸役は、預米の二八%（³¹）四〇%である。世話人役料・未進・諸雑費等が数%、残りの約五五～六二%が下米・下銀・引と加地子である。つまり契約小作料のうち必要経費は約四割で、残り約六割は一応大橋家の取り分であるが、実際にはそのうち小作料の減免があり、それを除いた加地子が純然たる大橋家の取り分である。小作料の減免は、年により三%から三六%まで大きく変動するので、加地子の割合もそれに従って一九%から五五%まで変動する。地主経営にとって最も極端となる未進は、文化十三年（一八一六）の六%を除いて、一%～三%と少ない。小作地のある村々の庄屋・年寄・世話人に「年頭扇子代」、あるいは村役人に「年暮鳥酒代」などを支給しており、村請制村を基盤とする小作管理機構があった。

小作米のうち銀納部分については、庄屋がまとめて収取を請け負うこともあることが推定される。慶応四年（一八六八）の「日記帳」を見ると、正月元日に大橋家当主が代官を訪れ、二日に倉敷村役人と会席膳、三日には

表4 天保元年（1830）の大橋家の元勘定

	銀換残(匁)
小判1, 100両	71, 060. 00
式歩金35両	2, 261. 00
古文31両2朱	2, 010. 60
152両3歩	9, 867. 97
銀36貫823匁	36, 823. 00
割札3貫137匁3分	3, 069. 76
銀札2貫485匁7分	2, 425. 07
銭44貫308文	430. 17
貸付銀322貫900目	322, 900. 00
岡田米24石2斗	2, 178. 00
茂浦米3石	270. 00
大豆2斗2升	12. 32
繰綿2貫500	69. 57
実綿160貫170	2, 030. 51
米升切244石5斗5升5合	21, 336. 66
麦6石7斗	361. 80
黒1石6斗2升	109. 35
永納	340, 000. 00
持屋地	10, 120. 00
合計	826, 715. 44

注：(1) 「文政年中 勘定帳」(大橋紀寛家文書別 I-17-C-8) より作成。

(2) 合計の数値は計算上合わないが史料のまま。

帯江戸川家役人等に扇子を配り、四日には村々小作世話人を料理で接待し、六日には小作地のある村々の庄屋(名主)・年寄・世話人など九九人に扇子を配っている。このように、大橋家は庄屋・年寄などを利用した地主経営を展開していたが、このことは、村落共同体ぐるみの反抗を招く危険性と隣り合わせでもあり、実際にしばしば紛争が起こった。

大橋家の所有する資産については、元勘定と別段勘定に分かれているようである。天保元年(一八三〇)の元勘定を表4に示した。貨幣・商品作物・貸付金銀などを銀

年貢諸役米納	年貢諸役銀納	年貢諸役合計	割合	駄賃・諸雑費等	割合	その他	割合	加地子	割合
		317.2784	39%			10.9825	1%	425.4388	52%
		334.4747	40%			5.0320	1%	439.3687	53%
		307.3644	35%			46.1185	5%	402.7734	46%
		322.2191	36%	19.2008	2%	11.7710	1%	403.4480	45%
		323.8933	35%	18.5441	2%	5.3356	1%	423.6496	46%
		315.5646	35%	6.3889	1%	6.2751	1%	167.5288	19%
		322.4409	36%	26.1606	3%	10.0973	1%	424.1333	47%
		330.9993	35%	19.5281	2%	14.9484	2%	511.2258	54%
		364.2608	38%	5.5800	1%	8.7390	1%	444.7372	47%
		371.8362	39%			16.5300	2%	245.2857	26%
		363.6204	38%			5.9923	1%	481.1406	50%
		348.2720	36%			10.2053	1%	479.4381	50%
	376.4334					24.7850	3%	342.1387	36%
278.5266	63.6189	342.1455	35%	6.2350	1%	12.9139	1%	515.5578	53%
		293.6091				11.6084	1%	283.6747	31%
		315.4192				5.5130	1%	437.8635	48%
253.6398	61.7776	315.4174	34%	18.2535	2%	5.3847	1%	424.6503	46%
252.5679	36.9959	289.5638	31%	18.9950	2%	10.3981	1%	268.3546	29%
258.8543	41.1098	299.9641	32%	32.9607	4%	7.7939	1%	517.9310	55%
258.3006		258.3006	28%	61.5085	7%	9.7588	1%	446.6898	48%
262.7175	38.1434	300.8609	32%	24.5840	3%	9.1062	1%	484.2328	52%
273.8722	52.6675	326.5397	35%	5.6525	1%	5.8007	1%	505.2089	54%
276.7167	36.0897	312.8064	33%	5.6894	1%	1.7314	0%	440.8130	46%

寛家文書別 I-17-C-10) より作成。

で換算すると八二六貫七一五匁余になる。このうち金融貸付にまわしていたのは三二二貫九〇〇目である。天保五年の元勘定を見ると、合計七九〇貫六〇〇目五分で、貸付にまわしていると考えられるのは五七三貫余である。元勘定の外に別段勘定があり、石室に備蓄された貨幣などが書き上げられている。⁽³⁷⁾

五代平右衛門は、天保十年に代官役所から幕府領讃岐国直島の塩田開発を命じられ、塩田経営にも進出した。⁽³⁸⁾

嘉永元年（一八四八）からは、大橋平右衛門（五代）が倉敷村植田武右衛門とともに旗本帯江戸川家の財政を請け負った。⁽³⁹⁾ また、嘉永三年から、倉敷村小山安右衛門とともに庭瀬藩板倉家の財政を請け負った。⁽⁴⁰⁾

大橋家の近代の地主経営を見ると、明治十一年（二七八）の預米は、二一カ村から一一五一石余を収取している。⁽⁴¹⁾ すなわち表3に見た文化ノ天保期より預米は増えていることが分かる。土地所有状況を見ると、明治二十七年に窪屋・都宇・児島・浅口郡内に一一三町余⁽⁴²⁾、大正三年（一九一四）には一八四町余⁽⁴³⁾となっており、文化元年（一八〇四）に約六〇町⁽⁴⁴⁾であったことと比較すると、土地所有は拡大している。所得を見ても、明治

表3 大橋家預米の構成 (単位:石)

年代	高	預米	例年引・春引	割合	下米・下銀・引	割合	世話人役料	割合	未進	割合
文化8 (1811)		821.7185	11.2016	1%	31.7909	4%			23.2066	3%
文化9 (1812)		836.8844	8.6926	1%	30.0485	4%			20.3619	2%
文化10 (1813)		877.9772	9.0582	1%	82.4940	9%			27.1987	3%
文化11 (1814)		903.3481	9.4539	1%	105.4130	12%	10.5518	1%	21.2833	2%
文化12 (1815)		916.1052	9.6054	1%	101.1363	11%	12.9245	1%	19.9964	2%
文化13 (1816)		891.8421	8.0082	1%	320.4621	36%	10.2300	1%	54.3842	6%
文化14 (1817)		907.8857	7.8543	1%	82.3866	9%	10.8850	1%	23.4750	3%
文政元 (1818)	411.4315	951.5567	8.2090	1%	34.6988	4%	11.3160	1%	20.4873	2%
文政2 (1819)	411.7341	951.3100	12.3123	1%	78.6233	8%	12.6654	1%	24.3920	3%
文政3 (1820)	411.3301	947.0375	9.4340	1%	269.4299	28%	11.9127	1%	20.5020	2%
文政4 (1821)	412.3616	953.8808	12.0885	1%	62.3302	7%	7.9392	1%	20.7696	2%
文政5 (1822)	413.4986	961.2386	13.8027	1%	77.7009	8%	9.4599	1%	16.9104	2%
文政6 (1823)	415.6844	957.9041	11.0681	1%	203.4789	21%				
文政7 (1824)	417.8939	964.7714	12.6336	1%	48.7201	5%	9.3532	1%	17.2203	2%
文政8 (1825)	391.7433	916.8454	12.5836	1%	285.5582	31%	7.0062	1%	22.8052	2%
文政9 (1826)	391.7583	916.9978	9.3154	1%	117.0283	13%	7.7833	1%	24.0751	3%
文政10 (1827)	392.4558	921.2658	10.3871	1%	117.5117	13%	9.8227	1%	19.4380	2%
文政11 (1828)	393.7495	924.6572	10.6571	1%	286.6984	31%	9.8282	1%	30.1620	3%
文政12 (1829)	394.7505	940.0933	10.6571	1%	29.8104	3%	10.0624	1%	30.9144	3%
天保元 (1830)	396.0862	927.6307	10.8629	1%	124.2469	13%	8.7832	1%	7.4774	1%
天保2 (1831)	397.8522	926.9583	9.0025	1%	72.4452	8%	8.9532	1%	16.8654	2%
天保3 (1832)	400.8145	931.0491	9.4252	1%	47.3039	5%	8.9532	1%	22.1946	2%
天保4 (1833)	412.2995	960.4745	9.4255	1%	149.8799	16%	8.2332	1%	30.8961	3%

- 注：(1) 「文政七甲申春正月吉日 地租計簿」(大橋紀寛家文書別I-3-C-2)、「控日記」(大橋紀寛家文書別I-3-C-2)。(2) 合計の数値は計算上合わないが史料のまま。(3) 銀納されている場合も米に換算した。(4) 割合は、預米に対する割合である。

二十七年度が五二〇三円余であったが、明治四十年年度には一万八五六一円余に増加している。⁽⁴⁵⁾

このように大橋家は、幕末維新期に諸藩などへの莫大な軍資金や調達金を供出し、一時的には多くの資産を失ったものの、土地は手放さず、土地所有による年々の収益により計算外の損失にも持ちこたえ、経営を拡大していったと考えられる。

大正元年、倉敷紡績は倉敷駅西南の地に敷地拡張を計画し、大橋平右衛門(六代)に所有地の割譲を申し出たが、駅付近は将来を見越して商業地にするのがふさわしいと考えた平右衛門はこれを断った。⁽⁴⁶⁾

三 大橋紀寛家文書の概要

倉敷市に寄託されている大橋紀寛家文書のうち整理済分の作成年代は、現在のところ確認できる限り、元禄十六年(一七〇三)⁽⁴⁷⁾から昭和四十二年(一九六七)⁽⁴⁸⁾までの文書である。大橋紀寛家文書の体系構造を理解するためには、近世中期から現代に至る大橋家の「家」およびその構成員の機能と活動を、それぞれの時代の当該地域の支配や行政のあり方の中で歴史的に追跡していく作業が

必要になる。未整理の文書がまだ六五箱あり、その作業は十分には行われていないが、現段階では少なくとも次のような点が重要であろう。⁽⁴⁹⁾

第一に、近世の村行政との関わりでは、新緑・古緑の争いが内済になった後の文政十一年（一八二八）、五代平右衛門正直が倉敷村年寄、文久元年（一八六一）十二月に倉敷村庄屋に就任し、明治五年に跡役である戸長の原唯七に引き継いだ。⁽⁵⁰⁾ 庄屋を勤めたときには郡中惣代も勤めた。

第二に、幕府領の中間支配機構との関わりでは、嘉永四年（一八五二）十二月に五代平右衛門正直が倉敷代官役所管下幕府領の掛屋に就任し、明治五年まで勤めた。⁽⁵¹⁾ また、慶応元年（一八六五）十一月十八日、郡中取締を命じられた。

第三に、近代の役職としては、六代平右衛門直諒が、明治元年～四年に倉敷県御用掛・錢幣掛、明治五年～八一年に小田県会社掛・勸業掛・道路掛・紙幣交換掛・展覧会掛に就任するなど、倉敷県・小田県の役人を勤めた。明治六年には小田県で「倉子城貢金改所」も勤めた。⁽⁵²⁾ 明治二十三年から三十一年まで倉敷村会議員・倉敷町会議

員を勤めた。貴族院多額納税者議員互選人に名を連ねた。

第四に、大橋家の私的経営の側面に目を向けると、文政期には居村・他村合わせて所持高四〇〇石、預米九〇〇石を越える地主である。近代になると地主経営は拡大していき、大正三年には所有地面積は一八四町歩余、預米は二三〇六石余になる。大橋家の家組織体としての機能を、a「経営活動」、b「家政活動」、c「情報文化活動」という三つの柱に分けて考えてみる。

a「経営活動」は、家産管理と家業経営、会社経営を中心とした機能群であり、大橋紀寛家文書の中で最も多くの分量を占める。構成は、①地主経営、②直島の塩田経営、③金融⁽⁵³⁾、④貸家経営⁽⁵⁴⁾、⑤帯江戸川家の財政請負、⑥庭瀬藩の財政請負、⑦銀行業、⑧証券投資⁽⁵⁶⁾、⑨小田県殖産商社関係⁽⁵⁷⁾、⑩倉敷大橋農業倉庫・食糧倉庫関係、などからなる。

b「家政活動」は、葬儀・法事・交際・出産・病氣・婚姻・家計・日記・雇人・器物など、「経営活動」以外の家組織体の機能の全般にわたる。

c「情報文化活動」は、大橋家の当主および家族構成員の文化活動や情報収集活動の結果として集積された幕

末風聞関係諸記録⁽⁵⁶⁾や写本、書物、書画目録、蔵書目録、諸道関係⁽⁶¹⁾などである。

大橋家文書の大半部分はおおむね右にあげた公私の諸活動の結果として発生し蓄積・伝来したものであるということが出来る。つまり大橋家というひとつの家を出所にもつ文書群は、いかなる組織体の管理・運営に関わる行為の所産かという観点から、現段階では図2のように大きく分けて、1倉敷村村方文書（近世庄屋・年寄文書）、2幕府領の掛屋文書（中間支配機構文書）、3近代の役職関係文書、4大橋家「家」文書の、合わせて四つの文書群の複合体としてとらえることができる。

記録史料学上、大橋家文書の全体は同一出所の文書群

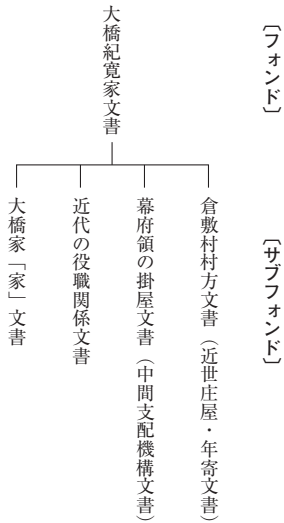


図2 大橋紀寛家文書の基礎構造

という意味で「フォンド」と呼ばれるが、それに対して四つの文書群は、フォンド内の組織区分にもとづく副次的分割単位という意味で、「サブフォンド」と呼ばれる。各「サブフォンド」の内部構造を把握することがこれからの課題となる。

四 関連史料の所在

大橋家の分家である東大橋家の文書は、大橋佑一氏から倉敷市に寄附されており、現在倉敷市総務課歴史資料整備室で整理中である。

おわりに

大橋家は、近世の豪農商として、また近代の名望家として、地域の中で中核的な存在となった家であり、近世から近代への移行を考えるうえでも非常に重要な研究素材である。⁽⁶²⁾

大橋紀寛家文書は質量ともに非常に豊富である。本稿では現段階の整理にもとづいて概観してきたが、今後は未整理分の整理を進めるとともに、各「サブフォンド」の内部構造を明らかにするために、文書発生蓄積母体で

ある各組織体の基礎研究を行う必要がある。

大橋紀寛家文書の整理を進め、分家である東大橋家文書とも関連させながら、史料群の構造の詳細な分析を行うことが今後の課題である。

注

- (1) 「倉敷市域とその周辺の領有分布図」『新修倉敷市史』第九卷（倉敷市、一九九四年）付録①。
- (2) 「窪屋郡倉敷村明細帳」『新修倉敷市史』第九卷（倉敷市、一九九四年）近世編三号。
- (3) 陣屋元村に居住し、代官役所の任命（あるいは承認）のもとに代官役所行財政業務の請負を行う者を請負人と考えている（山本太郎『近世幕府領支配と地域社会構造―備中国倉敷代官役所管下幕府領の研究―』（清文堂、二〇一〇年）八二頁）。
- (4) 管轄下の村々が連合して代官支配に対応するための役職と考えている（山本注3前掲書八二頁）。
- (5) 『新修倉敷市史』第三卷（倉敷市、二〇〇〇年）付録絵図1。
- (6) 『新修倉敷市史』第十卷（倉敷市、一九九七年）付録絵図1。
- (7) 「窪屋郡倉敷村明細帳」『新修倉敷市史』第九卷（倉敷市、一九九四年）近世編二号。
- (8) 『新修倉敷市史』第十卷（倉敷市、一九九七年）一六六号。
- (9) 倉地克直『全集 日本の歴史 第一巻 徳川社会のゆらぎ』（小学館、二〇〇八年）二三四頁。
- (10) 「重要文化財 大橋家住宅保存修理工事報告書」（重要文化財 大橋家住宅保存修理委員会、一九九五年）。

(11) うち五箱は空箱である。文書のほか、衣類やすだれ・扇子・印鑑等を含む。

(12) 第XXXの箱は、平成七年六月九日に大橋家住宅に返却した。
(13) 「大橋家累代表」（大橋紀寛家文書Ⅶ―21―A―5―2）。初代平右衛門綱重の墓碑には、祖先は代々毛利氏に仕えていたとある。

(14) 「文政七甲申春正月吉日 地租計簿」（大橋紀寛家文書別I―3―C―2）。

(15) 中島村にいた元禄十六年（二七〇三）にも大福帳があるから（大橋紀寛家文書別I―17―C―1）、中島村にいたときから金穀貸付を営んでいたと考えられる。

(16) 大橋紀寛家文書Ⅶ―21―A―5―2。

(17) 「新修倉敷市史」第四卷（倉敷市、二〇〇三年）二八〇―三二六頁（大森久雄氏執筆）。

(18) 「乍恐以書附奉願上候」（大橋紀寛家文書Ⅱ―8―C―6）。

(19) 「嘉永四年辛亥正月吉日 御用書類留」（大橋紀寛家文書Ⅱ―1―A―9）。

(20) 「窪屋郡倉敷村役順扣」（大橋紀寛家文書別I―4―B―17）、

「万延二年辛丑正月吉日 御用書類留」（大橋紀寛家文書Ⅱ―1―A―18）。

(21) 「元治二年乙丑正月吉日 御用書類留」（大橋紀寛家文書Ⅱ―1―A―20）。

(22) 山下洋は、母親と思われる女性から五代平右衛門に宛てた、多額の献金をさし控えるよう説く書状を紹介している（山下洋「身上」と「家柄」―ある倉敷町家女性の書状にみる―『倉敷の歴史』第七号、倉敷市、一九九七年）。

(23) 大橋紀寛家文書Ⅶ―21―A―5―2。

- (24) 『新修倉敷市史』第十一卷(倉敷市、一九九七年、二〇三三)。
- (25) 「株式会社倉敷大橋銀行創立書類」(大橋紀寛家文書別1—16—D—1—1)。同史料の財産調書によれば、大正六年の大橋平右衛門(六代)の土地・建物・債権を合計した財産は一二〇万七二二二円四銭である。
- (26) 「大橋家累代表」(大橋紀寛家文書別1—21—A—5—2)。
- (27) 「山陽新報」明治三十一年八月十四日。
- (28) 『新修倉敷市史』第五卷(倉敷市、二〇〇二年)五八四—五八六頁(坂本忠次氏執筆)。
- (29) 『重要文化財 大橋家住宅保存修理工事報告書』(重要文化財 大橋家住宅保存修理委員会、一九九五年)。
- (30) 預米は、「田畑預ケ米取立帳」(大橋紀寛家文書別1—13—L—3)という史料があることから、大橋家は「あずけまい」と読むと考えられ、大橋家から見預けている米、すなわち大橋家が所持地の小作人から取り立てる米であり、収穫高ではなく小作人との契約小作料であると考えられる。通常の場合、収穫高よりも預米は少なくなる。「丙子明治九年九月吉日 各村新旧預米并畝反引合帳」(大橋紀寛家文書別1—13—L—6)では一筆ごとに収穫高と預米量が併記されているが、預米は収穫高の七〜八割である。小作人から見ると「預り米」になり、大橋家から預かっている米である(明治七甲戌年 福田新田東塚小作証文) 大橋紀寛家文書別1—13—R—2)。預米の量については、地主と小作人の間で決められると考えられる。決定過程については未詳だが、地主が主導して決めるのではないか。時期は下るが昭和九年(一九三四)の「土地売却台帳」(大橋紀寛家文書別1—19—J—4—18)では、土地を売買するときは預米を明記して売買されている。
- (31) 文政八年には川入村の所持高・預米が、前年と比べて大きく減少したことによる。
- (32) 小作世話人について詳細は未詳だが、備前国津高郡上芳賀村の文久二年(一八六二)の小作証文では、小作人と預米を列記したあと、小作世話人が奥印している(大橋紀寛家文書別1—13—R—1)。このことから、村ごとに大橋家の小作人を取りまとめ、大橋家に対して預米納入の責任を負うと推定される。
- (33) 村請制村を基盤とする小作管理機構については、内藤正中「寄生地主制の形成過程」『経済論叢』第七十五卷第二号(京都大学経済学会、一九五五年)、岩田浩太郎「近世地域社会の構造と諸主体」『歴史学研究』第七五五号(歴史学研究会、二〇〇一年)などで指摘されている。
- (34) 「差上申済口証文□□」(大橋紀寛家文書別1—8—A—4)では、浅口郡連島村のうち茂浦の庄屋六郎右衛門が、安政三年(一八五六)に小作人の小作米代銀を取り立てたことが記述されている。また、「文久三年癸亥九月吉日 小作米受領庭帳」(大橋紀寛家文書別1—1—B—14)では、窪屋郡中島村庄屋二人が「皆済銀渡」として銀九九五匁余を大橋家に納めている。
- (35) 「戊辰慶応四年正月吉日 日記帳」(大橋紀寛家文書別1—1—B—14)。
- (36) 大橋家の地主経営や金融業をめぐる紛争の例については、山本注3前掲書、山本太郎「幕末維新期幕府領陣屋元村豪農商の金融―備前中国窪屋郡倉敷村大橋家を事例として」(『近世の地域と中間権力』、山川出版社、二〇一一年)を参照。
- (37) 「文政年中 勘定本帳」(大橋紀寛家文書別1—17—C—8)。この史料には文化七年(一八一〇)から天保五年(一八三四)までの勘定が書き上げられているが、相当な部分が符丁で記さ

れている。

- (38) 山本注3前掲書三〇〇頁。
(39) 大橋紀寛家文書VI-16-1、41、XV-16-A、H。
(40) 大橋紀寛家文書XVII-16-C。
(41) 「明治十一年寅小作米金勘定」(大橋紀寛家文書別I-13-T-35)。
(42) 『新修倉敷市史』第五卷(倉敷市、二〇〇二年)三六三頁(太田健一氏執筆)。
(43) 「大正参年十二月 勸銀書類」(大橋紀寛家文書別I-16-N-3)。預米は二三〇六石余で、所有地全部の見積価格は七五万三二三八円余である。
(44) 「文化元甲子 田畑反別覚 二冊」(大橋紀寛家文書別I-2-1)。
(45) 「所得金高御届」(大橋紀寛家文書II-26-B-1-10)。
(46) 「倉敷紡績敷地問題をめぐる素封両家の確執」『新修倉敷市史』第十二卷(倉敷市、二〇〇一年)三七号。
(47) 別I-17-C-1。
(48) 別I-17-B-13-3。
(49) 安藤正人「記録史料学と現代アーカイブズの科学をめざして」(吉川弘文館、一九九八年)の分析手法に依拠している。
(50) 「窪屋郡倉敷村役順扣」(大橋紀寛家文書別I-4-B-17)。
(51) 『新修倉敷市史』第四卷「近世(下)」(倉敷市、二〇〇三年)一〇三頁(山本太郎執筆部分)。そのほか、天保七年(一八三六)に大橋宗十郎が掛屋を勤めた文書がある(大橋紀寛家文書別I-16-H-1)。
(52) 「御租税金書上 倉子城貢金改所」(大橋紀寛家文書別I-3-B-7)など。

- (53) 山本注3前掲書三〇五、三一九頁。
(54) 大橋紀寛家文書別I-16-B-1-1、91、別I-16-C-1-17。そのほか大橋家は天保十年(一八三九)、京都木屋町三条下ル材木町に掛屋敷を購入した(大橋紀寛家文書XX-17-1-20)。
(55) 株式会社倉敷大橋銀行は大正七年(一九一八)に設立され、六代平右衛門が取締役頭取になった(株式会社倉敷大橋銀行創立書類「大橋紀寛家文書別I-16-D-1」)。また、七代平右衛門が倉敷大橋銀行・山陽銀行・岡山合同貯蓄銀行、中国銀行などの取締役を勤めた(大橋紀寛家文書VII-17-B-4-8)。
(56) 大橋平右衛門(六代・七代)が、大正四年(一九一五)に創業された株式会社倉敷千秋座の株主になった(大橋紀寛家文書XXI-17-B-2、XXI-17-B-15)。そのほか、中備銀行・岡山合同貯蓄銀行・中国信託・中国銀行・山一證券などの株主になっている。
(57) 大橋紀寛家文書別I-17-A-1-44。『新修倉敷市史』第十一卷(倉敷市、一九九七年)一九四、一九六号。
(58) 大橋紀寛家文書別I-17-B-1-25。大正七年、六代平右衛門が社団法人倉敷大橋農倉庫を設立し営業していたが(大橋紀寛家文書VII-21-A-5-2)、昭和二十五年五月十二日から株式会社倉敷大橋食糧倉庫を設立し、七代平右衛門が取締役社長に就任した(大橋紀寛家文書VII-17-B-4-8)。
(59) 吉田雅恵「幕末における民衆的情報伝達ルートについての一考察―備中倉敷村庄屋文書を中心として―」(岡山県史研究)第10号、岡山県、一九八八年、『新修倉敷市史』第四卷「近世(下)」(倉敷市、二〇〇三年)七三二、七四四頁(森下徹氏執筆部分)。

岩城卓二「掛屋になること―幕末社会における情報蒐集―」(『倉敷の歴史』第19号、倉敷市、二〇〇九年)を参照。

(60) 『新修倉敷市史』第四卷「近世(下)」(倉敷市、二〇〇三年)六四一〜六四七頁(大森久雄氏執筆部分)を参照。なお、大橋家の蔵書は、倉敷の松田忠一氏が購入し、松田家伝来の書籍と合わせて岡山大学附属図書館に移譲された(『岡山大学所蔵池田家文庫総目録』、岡山大学附属図書館、一九七〇年)。

(61) 囲碁・華道・謡・礼法・琴・三味線・笛・太鼓・馬術などがある。

(62) 大橋家を対象に、豪農商の金融を通じて、権力の問題を組み込んだ地域社会を考察したものに山本太郎「幕末維新期幕府領陣屋元村豪農商の金融―備中国窪屋郡倉敷村大橋家を事例として」(『近世の地域と中間権力』、山川出版社、二〇一一年)がある。

(63) 本書掲載の首藤ゆきえ「新緑側の江戸出訴と中島屋本分家の動向―江戸出訴人源助あて本家平蔵の書状などを手がかりに―」は、東大橋家文書を詳細に解説して本家と東大橋家の関係について分析している。

(やまもと たろう) 倉敷市総務局総務部総務課主幹

宇喜多氏備中領の範囲について

森脇 崇文

備前・美作と播磨二郡（赤穂・佐用）、そして高梁川以東の備中半国。これが豊臣期宇喜多氏の支配領域に関する通説となっている。⁽¹⁾しかし、備前・美作はともかく、播磨・備中に関しては、その範囲に不明な点が多い。ここでは、特に宇喜多氏の備中領について、若干の考察をおこなってみたい。

天正一〇年（一五八二）六月、備中高松城で毛利氏と織田氏（羽柴秀吉）の間に和睦が結ばれた後、境界線をめぐる厳しい折衝が繰り返されたことはよく知られている。毛利氏は、美作の高田、備中の松山、備前の虎倉と児島など、いくつかの拠点の留保を主張する。⁽²⁾一方の秀吉側は、備前・美作の一円と高梁川以東の備中半国の割譲を要求して譲らず、⁽³⁾天正一二年の初頭ごろまで双方の言い分は平行線を辿った。この段階での秀吉側の主張が、

通説の論拠となっていることはいうまでもない。

だが、ここから両者の緊張関係は急速に緩和していく。天正一二年末に秀吉の養子・秀勝と輝元息女との婚姻が成立し、翌天正一三年初頭には備中松山が毛利氏に「返付」されている。⁽⁴⁾わずか一年前まで、条件を呑まないなら再戦も辞さないという強硬な態度を示していた秀吉の譲歩には、天正一二年中に起こった小牧・長久手の合戦の影響が考えられる。東に家康という潜在敵を抱えたことで、西の毛利氏との関係安定化が急がれたのだろう。そして、少なくともこの時以降、高梁川以東を宇喜多領とみる通説は、実態から乖離するといえる。

では、実際のところ宇喜多氏の備中領はどれほどの範囲に及ぶのだろうか。『岡山県史』を執筆した朝尾直弘・人見彰彦の両氏は、備中東南部の窪屋郡・都宇郡をその範囲と推測している。⁽⁵⁾現在の倉敷市域を含むこれら両郡は、旧山陽道が東西に走る沿岸の平野地域にあたり、天正後期には宇喜多堤の築堤をはじめ、干拓による耕地拡張が推進されていく。⁽⁶⁾備中屈指の軍事拠点である松山を確保した毛利氏に対し、宇喜多氏が手中としたこれら二郡は、経済面で大きな実利を期待できる地域といえるだ

ろう。

そして、この二郡以外にも宇喜多氏の支配が及んだ地域は、部分的にはあるが確認できる。天正後期、宇喜多氏は上房郡の「竹庄四ヶ村」(現加賀郡吉備中央町竹荘一帯)を、備中の地侍である長門右衛門尉に付与している。また、宇喜多氏分国で文祿四年(一五九五)におこなわれた寺社領の一斉寄進では、賀陽郡に属する吉備津神社(現岡山市北区吉備津)・備中惣社(現総社市総社)が寄進対象とされている。つまり、この二郡には宇喜多氏の支配領域が存在したと考えて良い。

これに関して、宇喜多氏と毛利氏との領域境界の実際を伝える興味深い史料がある。従来、あまり紹介されていないようなので、ここに掲出しておきたい。

尚々高麗近候間、珍到来候者可申給候、我等
貧法神、頓ニ被致渡海候「(上房郡)」

竹庄御給地之儀、申入候処、御人数被差出、以分地被仰付候由、尤可然候、向後其境目互之御為干要候、仍御渡唐之儀、何方も支度半候、其辺御事ハ上進候間可為御潤沢候、爰許之儀者、何とやらん軻田にてするくと無之候、可有御察候、我等手前之儀一入

如右候、(嘆力)咲敷候、於先給者万端可申談候、恐々謹言

安国寺

霜月六日

(長船紀伊守)

長紀様

(岡豊前守)

岡豊様

人々御中

文中に文祿出兵に関する内容がみられることから、天正一九年のものと考えられる。この時期の毛利氏備中領では、給人知行地の調査・確定をはかる惣国検地が実施されており、それと関連するものとみて間違いないだろう。宛名の両名は宇喜多氏の宿老、差出は言わずと知れた毛利氏の外交僧・安国寺恵瓊だ。

この文書からは、竹庄周辺で何らかの不都合が発生し、毛利氏が宇喜多氏に申し入れをおこなった結果、宇喜多氏から軍勢が派遣されて「分地」がおこなわれたことが分かる。「境目」についての言及から察するに、恐らく竹庄の地下人たちが宇喜多氏への帰属を主張し、毛利氏の検地に抵抗を示したのではないだろうか。竹庄が宇喜多氏の給人に与えられていたことは先にも述べたが、そこで「竹庄四ヶ村」と村数に限定が付されるのは、ある

いは竹庄内を分断する形で境界線が設けられていたことを示すとも考えられる。いずれにせよ、この周辺に宇喜多・毛利両氏の分国境界が存在し、ともすれば係争に発展しかねない錯綜状態が天正末年に至っても存続していたことは、はっきりと読み取ることができるだろう。

領域範囲の問題も含め、宇喜多氏の備中支配には未だ多くの謎が残されている⁽¹¹⁾。遺された史料は限られているが、これからも基礎的な事実確定が積み重ねられ、徐々にでも実態解明が進んでいくことを望みたい。

註

- (1) 後述のように、『岡山県史』第六卷 近世Ⅰ（一九八四）で既にこの説には疑問が呈されているものの、例えば渡邊大門「宇喜多直家・秀家」(ミネルヴァ書房、二〇一〇) など、最近に至っても未だ広く採用されている。
- (2) (天正一年) 二月一日日林就長・安国寺恵瓊運署状 (『大日本古文書』毛利家文書ノ三一九三頁)。
- (3) (天正一年) 二月一日日林就長・安国寺恵瓊運署状 (『大日本古文書』毛利家文書ノ三一九八頁)。
- (4) (天正三年) 二月二日口羽春良書状写 (『久世町史』資料編一 編年資料一三三二頁 萩藩閩録一〇四ノ二)。
- (5) 『岡山県史』第六卷 近世Ⅰ（一九八四）第一章第一節（朝尾氏執筆分）・第四節（人見氏執筆分）。

(6) 宇喜多堤については『角川日本地名大辞典』第三三巻 岡山県（角川書店、一九八六）の「宇喜多堤」の項目参照。なお、同書でも指摘されている通り、文禄年間（一五九二〜九六）の宇喜多氏関係史料で頻出する窪屋郡西庄は、この干拓による開発地と考えられる（拙稿「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社領寄進の基礎的考察」、『年報赤松氏研究』二、二〇〇九）。

(7) 年欠三月六日長船貞親書状（藤井駿・水野恭一郎編『岡山県古文書集』第三輯二六五頁 備中福武家文書、以降は『岡古』三一二六頁 備中福武家文書と略記）。長船の官途名「又左衛門尉」から天正一四年以前に比定できる。

(8) 備前国四拾八ヶ寺領并分国中大社領目録（『岡古』二一三七頁 備前金山寺文書）。

(9) 平野實編『三宝寺誌』三九頁 長船文書。

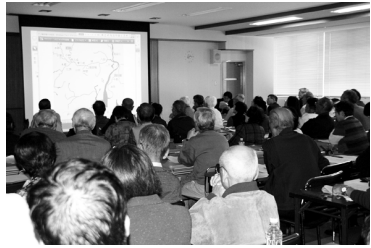
(10) 備中草壁莊横谷村洞松寺（現小田郡矢掛町横谷）の天正一九年一月二四日寺領坪付（『岡古』一一一六五頁 備中洞松寺文書）など、備中国内における惣国検地の痕跡はこの時期に集中している。国単位で実施される惣国検地の原則から考えて、天正一九年を備中全域での実施時期とみてよいだろう。

(11) 例えば、畑和良氏が先年紹介した鷹鉦徴収の事例も、備中領における支配方式の独自性を暗示するものといえる（畑和良「宇喜多秀家と「鷹」」、『岡山地方史研究』一一六、二〇〇九）。

（もりわき たかふみ 徳島市立徳島城博物館学芸員）

平成22年度歴史資料講座

歴史資料整備室は平成21年11月、真備支所3階に移転し、事務所機能と収蔵設備を一ヶ所に統合しました。これを受けて、郷土の歴史や歴史資料について理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く周知するために、歴史資料講座を開催することになりました。当初、募集人員を50人として広報・チラシ・インターネット・新聞等で参加者を募ったところ、予想を上回る92人分の応募があったため、全員を受け入れられるよう調整の上で全5回の講座を行いました。講座各回では様々な質疑が交わされ、アンケートでは講座のテーマや開催場所に関する要望、講座で使用された古文書等の現物をみたいとの声も寄せられました。



【会場】 10～1月は真備支所2階203会議室、2月は真備保健福祉会館大講室（真備支所北隣）

【資料代】 300円（全5回分）

【募集期間】 平成22年9月1日～9月30日

■第1回目 絵図と写真で見る倉敷の町並み

開催日時：10月21日（木）

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

参加人数：77人

■第2回目 資料で歩く倉敷の古城—猿掛城の史実と伝承—

開催日時：11月18日（木）

講師：畑和良（総務課歴史資料整備室）

参加人数：75人

■第3回目 江戸時代の倉敷の女性たち

開催日時：12月16日（木）

講師：定兼学（岡山県立記録資料館）

参加人数：62人

■第4回目 岡田藩における明治維新—リストラされた士族たち—

開催日時：1月20日（木）

講師：渡邊隆男（市立中央図書館）

参加人数：63人

■第5回目 歴史資料を活用した郷土学習のすすめ—文化財総合調査の経験から—

開催日時：2月17日（木）

講師：吉原 睦（文化財保護課）

参加人数：60人

新刊紹介

『倉敷教会百年史』

(日本キリスト教団倉敷教会 二〇一二年七月)

日本キリスト教団倉敷教会は一九〇六年(明治三十九)に設立された。本書は、一〇〇周年に当たる二〇〇六年度末までの倉敷教会の歴史書である。

全体は本編・個別テーマ・資料・付録からなる。本編では、年月日を追って教会の歴史的事項を列記する。個別テーマでは、「パイプオルガン設置」・「竹中幼稚園」などテーマごとに解説する。資料では、歴代牧師や年表等の詳細なデータを掲載する。付録では、終戦の頃の倉敷教会についての仮想座談会を掲載する。

序文によると、百年史編纂は苦難の道ゆえ、二〇〇一年に第一回編纂委員会を開催して以来、一〇〇回に及ぶ編纂委員会を開催したとある。信徒の力を生かした分担による手作り、非常に堅実で詳細な歴史書に仕上がっている。

※お問合せは日本キリスト教団倉敷教会(TEL086・

422・0202)まで。頒価二、五〇〇円。

倉地克直・山本太郎・吉原睦『絵図で歩く倉敷のまち』

(吉備人出版 二〇一二年十月)

倉敷美観地区は全国的に名高い観光地であり、豊かな魅力を醸し出す。その美観地区をはじめとした倉敷市街の中心部を、歴史の面影を探しながら散策するための本である。

歩くコースは、JR倉敷駅を起点にして六コース設定している。昭和三年の「倉敷市新地図」をベースマップにし、江戸時代の絵図や古写真、現在の写真をカラーで豊富に織り交ぜながらコース周辺の歴史的な成り立ちを解説する。ベースマップと現在の姿を比べながら歩くのも楽しい。現在の写真にも撮影年が明記されており、未来へ向けた現在の倉敷の記録という意味も持つと思われる。

この本を片手に倉敷のまちを散策すれば、豊かな歴史とまちの魅力を五感で感じ、頭の中にさまざまなことが想起され、きっと自分なりの発見があるだろう。

※お問合せは書店、または吉備人出版(TEL086・235・3456)まで。定価一、六〇〇円(税抜)。

吉原睦 『倉敷美観地区―歴史と民俗―』

(岡山文庫二七三 日本文教出版 二〇一一年十月)

全国的知名度を持つ倉敷美観地区の町並みを内奥から支える濃密な歴史、そこに暮す人々の営みに生起した文化を、手に取りやすい分量で手堅くまとめた本である。

三章構成のうち、第一章では前史として周辺地域の古代・中世の状況を踏まえつつ、町場としての倉敷が成立して以降、都市機能を鶴形山北部に譲り観光地化していくまでの歴史的経緯を概観する。第二章では主な年中行事とその舞台となる地区・寺社の概況を紹介。「素隠居」など観光客の目につく行事だけでなく、生活や信仰・商売に根ざした慣習、既に変容し意味も定かでない行事についても解説する。第三章では町並み保存の取り組みそのものの通史整理により保存哲学の変遷が跡付けられており、変化する社会情勢の中で町並みを守っていくために重要となる姿勢が明らかにされている。美観地区の今後の保存・活用を考える上で、対象となる町自体の特質を知ることの大切さを深く印象づける一書と言える。

※お問合せは書店、または日本文教出版(TEL086・

252・3175)まで。定価八六〇円(税抜)。

『資料集 三島中洲の書』その一

『資料集 三島中洲の書』その二

『資料集 三島中洲の書』その一・二(解説編)

『資料集 三島中洲の書』その三

(中島学区郷土を学ぶ会 二〇〇九年三月・二〇一〇年三月・二〇一一年三月・二〇一一年十月)

三島毅(中洲)は、備中国窪屋郡中島村(倉敷市中島)に生まれ、山田方谷らに師事して漢学(陽明学)を究め、幕末激動期の備中松山藩を支えた人物である。明治に入りて西洋の学問が尊ばれる中、基礎学問としての漢学の重要性を唱えて漢学塾二松学舎(現・二松学舎大学)を設立したことで知られる。近年、中洲生誕の地で活動する中島学区郷土を学ぶ会は、地域に眠る中洲関係資料の収集を志し、漢詩が書かれた軸・屏風、書簡類から額に至るまで、丹念に調査を進めてきた。本書は、その成果をまとめた資料集である。計二五九点の資料が図版として収録されており、中洲の人となりや思想・学問のあり方を知る上で有益な情報を得ることができるだろう。

※お問合せは中島学区郷土を学ぶ会(TEL086・465

・6831)まで。頒価は各五〇〇円。

■ 『倉敷の歴史』第二十三号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第二十三号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度（上限一八頁）
- ② ノート 八頁程度（上限一〇頁）
- ③ 史料紹介 八頁程度（上限一〇頁）
- ④ 郷土史家紹介 八頁程度（上限一〇頁）
- ⑤ アラカルト 二頁程度（上限 三頁）

いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ（ワード・エクセルファイル）を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）
註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

四 投稿の手順

平成二十四年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨（二〇〇字〜四〇〇字、アラカルトは一〇〇字〜二〇〇字）を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会の編集会議で執筆の承認・不承認の協議を行います。原稿締切は平成二十四年十月三十一日です（翌年三月発行）。

原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採 否

歴史資料整備室日記(抄)

二〇二二年

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、編集会議で協議して決定します。一定の水準に達しないものは、不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。また、予算の制約に伴う全体の頁数の制約のため、必ずしも掲載できない場合があります。すので、あらかじめ御了承ください。

六 校正 初校は、執筆者に校正していただきます。

七 備考

原稿は未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図、表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて付してください。刊行物には刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えをご用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八 送り先 〒七一〇—一三九八 倉敷市真備町箭田一

一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

◆ 平成22年度

(平成23年)

1・11 『倉敷の歴史』第21号編集会議

1・20 第4回歴史資料講座

2・17 第5回歴史資料講座

3・28 第15回倉敷市文書館(アーカイブズ)研究会会議

3・31 『倉敷の歴史』第21号発行

◆ 平成23年度

4・11 倉敷市所蔵東大橋家文書整理(岡山大学文学部日本史研究室)

5・23 第16回倉敷市文書館(アーカイブズ)研究会会議

6・13 『倉敷の歴史』第22号編集会議

8・27 倉敷市所蔵東大橋家文書整理(岡山大学文学部日本史研究室)

10・19 第1回歴史資料講座

11・16 第2回歴史資料講座

11・24 中国四国地区文書館等職員連絡会議出席(広島市)

12・19 『倉敷の歴史』第22号編集会議

12・21 第3回歴史資料講座

『倉敷の歴史』第21号 訂正

八〇頁 表中の摘要 犬養董 ↓犬養董

内池英樹「屏風下貼り文書の中の守屋鞭太書状」の中で「岡山県」とある箇所のうち、明治四年七月十四日の廃藩置県以前の事象にかかる部分は「岡山藩」に訂正します。

『新修倉敷市史』

平成元年度から取り組んでまいりました『新修倉敷市史』は、平成16年度をもちまして全13巻を刊行することにより、完了することができました。この『新修倉敷市史』は、倉敷・児島・玉島の旧3市合併による新市発足20周年を記念し、後世に誇り得る郷土の歩みを集大成し、市民共有の文化的財産としてこれを継承していくために、原始・古代から現在に至る倉敷地域の歴史を、全13巻にまとめて刊行したものです。

この市史編さん事業にあたりましては、多くの市民の皆様や諸機関から貴重な資料や情報の提供をいただきました。また市史編さん委員・市史研究会員・執筆者の方々には編集や執筆に多大な御協力をいただきました。

●『新修倉敷市史』ご案内

		内 容	定価（税込）
第1巻	考古	旧石器時代から江戸時代に至るまで、豊富な遺跡の調査資料を基に、市域の歴史の推移をたどる。	6,423円
第2巻	古代・中世	今まで不明な点が多かった古代・中世における倉敷地域の歴史を鮮やかに描き出す。	6,700円
第3巻	近世（上）	領主と支配のしくみ、村のなりたち、町場の形成と流通、など詳しい研究成果を意欲的に盛り込む。	6,750円
第4巻	近世（下）	領主支配の動き、教育と文化の広がり、幕末の動乱と倉敷、などを豊富な史料により克明に描く。	6,500円
第5巻	近代（上）	明治維新と諸変革、地租改正と殖産勸業、などを豊富な史料に裏打ちされていきいきと描く。	6,500円
第6巻	近代（下）	倉敷の地で芸術や学問の顕著な発達が見られ、独自の文化圏を形成していく時代を記述する。	6,500円
第7巻	現代	水島臨海工業地帯が形成され、三市合併により新倉敷市が誕生する昭和戦後・平成期を解説する。	6,900円
第8巻	自然・風土・民俗	自然環境、暮らしと生業、民俗に分けて、先人が自然とともに生きてきた知恵をまとめる。	6,525円
第9巻	史料 古代・中世・近世（上）	古代・中世編では倉敷に関する古代・中世の知りうるすべての史料を、近世編では村々の概観、領主と支配のテーマで基本的な史料を収録する。	8,257円
第10巻	史料 近世（下）	倉敷代官所の支配のしくみなど、倉敷市域の近世史を物語る特徴的な史料を翻刻し収録する。	8,500円
第11巻	史料 近代（上）	地租改正、自由民権運動など、明治期における各般に亘る貴重な史料を幅広く収める。	8,400円
第12巻	史料 近代（下）・現代	大正期から戦後に至る倉敷市域の史実を明らかにする重要な史料を網羅する。	8,600円
第13巻	美術・工芸・建築	美術・工芸・建築について豊富な写真・図版で解説し、倉敷市の芸術的な文化遺産をまとめる。	6,116円

●『新修倉敷市史』購入申し込み方法

『新修倉敷市史』の販売は、倉敷市との契約により株式会社山陽新聞社が行っています。購入の申し込みは、最寄りの書店、山陽新聞社（TEL：086-803-8164）、山陽新聞販売所へどうぞ。

●問い合わせ先

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1

倉敷市真備支所3階

倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室

TEL：086-698-8151

E-mail：hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

研究誌『倉敷の歴史』 1～22号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第4号	1994年3月	無償頒布
第11号	2001年3月	無償頒布
第12号	2002年3月	無償頒布
第13号	2003年3月	無償頒布
第14号	2004年3月	無償頒布
第15号	2005年3月	無償頒布
第16号	2006年3月	1部500円にて販売
第18号	2008年3月	1部700円にて販売
第19号	2009年3月	1部800円にて販売
第20号	2010年3月	1部900円にて販売
第21号	2011年3月	1部900円にて販売

※ 各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に来室の上で実物を御確認ください。または、歴史資料整備室ホームページ (<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1438>) で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2012年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は、郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086 - 698 - 8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第22号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

- ▽『倉敷の歴史』第二十二号をお届けいたします。御執筆いただいた方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。また、貴重な資料の掲載を御許可いただいた方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も第二十二号を迎えますが、これも愛読していただいております。市民の皆様方の温かい御支援・御鞭撻のおかげと、厚くお礼申し上げます。
- ▽巻頭には、郷土史家で倉敷市文化章も受章された大谷壽文氏より、御自身の郷土史研究の歩みを振り返った寄稿をいただきました。
- ▽本号には、論文四編、聞き書き昭和史一編、史料紹介一編、史料群紹介一編、アラカルト一編、報告一編を収録しました。それぞれに、倉敷の歴史の新しい部分に光を当てた力作です。ぜひ御読されることをお勧めいたします。
- ▽平成二十三年度には、郷土の歴史や歴史資料について市民の皆様方に広く知っていただくため、前年度に引き続き歴史資料講座を五回開催し、前年度を上回る多数の御参加をいただきました。こうした、市民参加ができる事業は、今後も継続していく予定です。
- ▽平成二十三年四月に公文書管理法が施行され、地方公共団体も法律の趣旨に沿って公文書管理の適正化を図る努力義務が規定され、その取り組みが求められています。歴史公文書・古文書・古写真等を体系的に調査・収集・整理・保存・活用する総務課歴史資料整備室の役割はますます重要になると認識しています。
- ▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が編集しています。編集実務は総務課歴史資料整備室にて行いました。
- ▽『倉敷の歴史』第二十三号への投稿を募集します。今まで応募したことがない新しい応募者もお待ちしております。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。
- ▽倉敷市総務課歴史資料整備室のホームページを開設しています。事業概要、刊行物、主な所蔵歴史資料について紹介しています。また、なつかしい風景の写真や所蔵する資料の一部をデジタル画像で閲覧できます。ホームページは徐々に充実させていく予定です。こちらもぜひ御覧ください。

(山本・畑)

倉敷の歴史

第22号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

平成24年3月31日

編集 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
発行 倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室

電話 086-698-8151

E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1438>